
アンデス・アマゾン研究



Journal of Andean and Amazonian Studies

Volume 5

2021

<https://samams.web.fc2.com>

アンデス・アマゾン学会

Society for Andean and Amazonian Studies

Japan



アンデス・アマゾン研究

第5号

2021年

論文

- アマゾンニアにおける土地と財の取得をめぐる状況
— 占有地の正則化と自発的植民の相互作用に着目して 後藤健志 1
- 16世紀ペルーにおけるタキ・オンコイと水銀汚染
— 10分の1税徴収、先住民のサボタージュ、強制的改宗 真鍋周三 33
- 奥付 55

Journal of Andean and Amazonian Studies

Volume 5

2021

Article

- The Condition of Land and Resource Acquisition in Amazonia:
The Interplay of Property Regularization and Spontaneous
Colonization Takeshi GOTO 1
- Taki Onqoy y la contaminación por mercurio en el Perú del siglo XVI:
el problema de la recaudación de diezmo, el sabotaje de indígenas y
la evangelización forzada Shuzo MANABE 33

Imprint 55

論文

アマゾニアにおける土地と財の取得をめぐる状況 — 占有地の正則化と自発的植民の相互作用に着目して

後藤健志 TAKESHI GOTO

東京外国語大学 TOKYO UNIVERSITY OF FOREIGN STUDIES

要旨

ブラジルでは、空間を構成する土地や財をめぐる、実際上の利用者に正規の権利主体性を認定する措置、すなわち「正則化」を通じて、国家は統治が十分に行き届かない辺境域の領域化を進めてきた。一方、現地の権利主体は、国家が所管する土地や財が、占有され、事後的に正則化され、私有財として領有できる対象と見なしてきた。本稿では、正則化のメカニズムを国家による統治の視点からではなく、現地の視点から捉えるため、アマゾニアにおける領域化の進展を、植民者の在来知に着目して読み解いた。

事例研究では、マト・グロッソ州北西部に1990年代を通じて設立された農地改革の入植地における土地利用に注目した。ブラジルの農地改革は、著しい社会格差の是正に向けた施策である一方、既存の土地所有構造の改変を目的としていない点に大きな特徴がある。それは同政策が半世紀に渡り、土地の私有化を通じて、辺境域の領域化を推進するための「植民」として実施されてきたことと密接に関係する。

入植地における土地利用の分析では、国家による正則化と植民者による自発的植民の相互作用に着目した。自発的植民とは、公式な植民事業に付随して発生してきた民衆による非公式な植民事業である。その過程は、非公式に取得された土地が、行政が体系化したスキームに即して再整形され、占有に基づき適切に管理され、やがて正則化されていく流れを辿ってきた。農地改革の過程もまた、事業実施後のわずかな期間のうちに、この民衆による運動の渦中へと不可避に呑み込まれていく。

フロンティアの拡大は、立法・行政・司法に関わる諸機関を通じて有効化される正則化と多種多様な植民者によって実行される自発的植民との間の有機的共同によって推進されている。本稿では、今日なおもアマゾニア全域で展開するこの壮大な事業が、湿潤熱帯環境という極めて不安定な生態学的基盤のうえに成り立っている実態を、植民者たちのありふれた生活経験に即して描き出した。

キーワード

占有地の正則化、自発的植民、投機、農地改革の入植地、森林破壊弓状地帯

目次

- I はじめに
- II 問題の背景
- III 調査地域の概要
- IV 自発的植民の実態
- V 結論

I はじめに

ブラジル国立宇宙研究院 (INPE) が公表する法定アマゾン (Amazônia Legal)¹ の森林動態に関する観測データによれば、2000 年以降の森林減少率は、2004 年のピーク到達後、急速な低下傾向を示していた (図 1)。ピーク時の水準と比べ 70%以上の減少が観測された 2010 年代初頭の状況をもとに、地理学者のヘヒトは、アマゾニアの森林破壊が、近い将来終息に向かうという予測を示した [Hecht 2011: 4]。彼女は、その背景要因として、領域統治の浸透、先住民居住地 (Terra Indígena: TI) など保全区の制定に向けた市民運動の活発化、Redd+²に代表される環境ビジネスの普及などを指摘した。

労働者党 (PT) 政権期 (2003~2016 年) の国土行政について論じたオリヴェイラによれば、同政権によるアマゾンにおける領域統治は、開発と環境保全を同時に促進する構想に基づいていた。すなわち、「森林破壊弓状地帯 (arco de desmatamento)」 (図 2) として知られ、アマゾン北東部から南西部にかけて広がるセラード・熱帯林移行帯では、土地の私有化やアグリビジネスの発展が推奨され、未だ熱帯林の残るアマゾン中心部では、保全区の制定や持続可能な利用が促された。これら 2 つの異なる施策は、個々に土地権を要求する現地の利用者を正規の権利主体として認定する「正則化 (regularization)」を通じて実行された。オリヴェイラが指摘するように、正則化とは国家が領域への「可読性 (legibility)」³を増進することと密接に結びついている [Oliveira 2013: 72]。

本稿を通じて検討するのは、正則化をめぐる問題を「統治者」の視点からではなく、「現地の土地利用者」の視点から捉えた場合、前者が追求する領域の可読性の増進は、後者によってどのように経験されているのかという問いである。植民者によって築かれた占有地を所有地へと正則化する「合法的な土地計画 (Programa Terra Legal) の過程を民族誌的に考察したキャンベルは、領域の可読化に向けて適用される「中央政府の測量器 (transit) が、(領域に関する植民者独自の) 在来知を単純化・標準化することはなかった」と指摘している [Campbell 2015: 56]。彼が示唆する通り、植民者たちの間ではフロンティア (=領域統治の縁辺地帯) での長年の生活経験を通じて培われた在来知が共有され、外部からの統治介入は、そのフレームを通じて解釈・受容される。この関係性において、植民者は統治機構によって課されたスキームを自発的に模倣し、そこから媒介される利益を選択的に受容する一方、本質的には、自らの経済事業を主体的

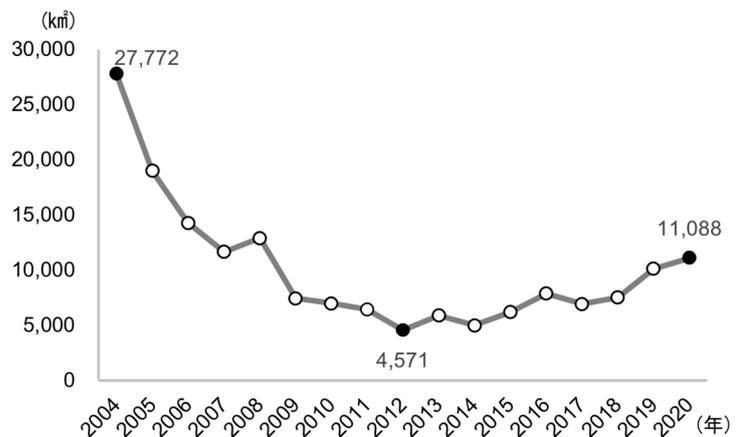


図 1 アマゾンにおける森林減少率
(INPE [2021] をもとに作成)

¹ 本稿でいう「アマゾン」とは、ブラジル固有の地理概念である「法定アマゾン」と同義の領域を指す。アマゾニアの範囲に関しては図 2 を参照。

² 森林が吸収した炭素を二酸化炭素排出権として商取引する国際枠組である。

³ 本来は、文字などが「読み取れること」を意味するが、ここでの用法はスコットが近代国家の国政術 (statecraft) との関連から提示した概念を指す。可読性は空間、資源、人口集団といった統治対象が、現地に関する知識を持たない行政官僚によっても読み取ることが可能なほどに単純化され、会計的に経営・管理できる形に変換された状態と定義できる [Scott 1998: 3]。スコットによれば、近代化とは現地の経験に即した複雑な在来知 (local knowledge) が、国政術を通じて単純化され、可読な対象へとつくり替えられていく過程であった。

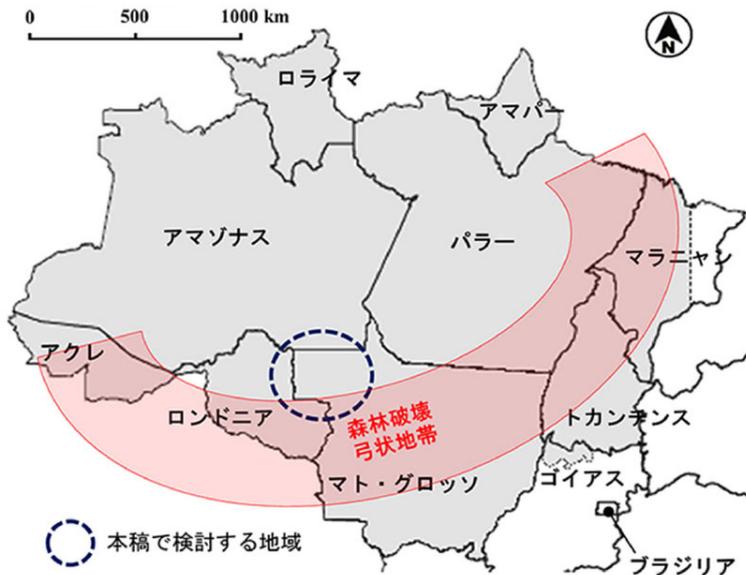


図2 法定アマゾニア (IBGE [n. d.] をもとに作成)

に営んでいる⁴。

ブラジルでは、農地、市街地、森林といった空間を構成する事物に適用される正則化は、植民地期から現代に至るまで、中央の統治機構が、管理が十分に行き届かない辺境域の「領域化 (territorialization)」を促進するための手段であった。一方、現地の視点では、(ポルトガル王室や連邦政府といった) 公的主体が所有・管轄する「公有地 (*terra devoluta*)」は、実際の利用者によって占拠され、事後的に正則化され、私有財として領有 (*appropriation*) される対象と見なされてきた。このように正則化とは、非公式に獲得された他者の財産が、「占有 (*posse*)」⁵に基づき適切に

管理され、正規の「私有財 (*propriedade*)」へと移行していく過程であり、そこでの違法と合法の線引きは非常に曖昧である [Holston 1991: 695]。そればかりか、土地や財が獲得される際、利用者たちによって取られた侵犯行為に対しては、近い将来、立法を通じて「免責 (*impunidade*)」が適用されることが予見されている。

2010年代初頭にヘイトが示した見解は、その後の森林減少率の上昇、そして2019年の乾季に発生したアマゾニア開発史上最大とも言われる森林火災といった現実を前に、単なる楽観論に過ぎなかったことが次第に明らかになってきた。一方、PT 政権末期の2012~16年にかけて、アマゾニアで実地調査を行った筆者の所感に照らした場合、すでにその頃から、今日の事態へと至る伏線は引かれていたものと回顧することができる。本稿では、この伏線が植民者たちの手によって、どのような形で配備されていたのかを、民族誌的に読み解いていく作業を試みる。その際、民衆による「自発的植民 (*spontaneous colonization*)」 [cf. Lizansky 1989; Rausch 2016] と国家による正則化の相互作用が、考察の中心軸に据えられる必要がある。

筆者は、軍事政権期 (1964-85年) 以来、半世紀もの長きに渡り、アマゾニアにおける領域化の推進に向けて実施されてきた「農地改革」について、マト・グロッソ州 (図2) での実地調査を通じて探求してきた。ブラジルの農地改革は、著しい社会格差を是正するための施策である一方、既存の土地所有構造の改変を目的としない点に顕著な特徴がある。同政策は、フロンティアに「農地改革の入植地 (*assentamento de reforma agrária*: 以下、「入植地」と略記)」と呼ばれる設備を建設する事業 (入植地事業) として実施され、1971年に設立された担当機関、国立植民農地改革院 (INCRA) の名称にも示されている

⁴ 例えば、Redd+を通じて発生した二酸化炭素排出権の商品化という動機に駆られた植民者は、自らが非公式に占拠する森林に対して、「保護者」としての振舞いを見せるようになる。この点に関してキャンベルは、新自由主義的な環境政策との接点において再構成された採取経済において、天然ゴムや木材などからなる従来の商品目録には新規に「炭素原子」が追加されたと指摘する [Campbell 2014: 252]。

⁵ 占有とは、ある財産が適切に管理されている場合、本来の所有者が存在するとしても、事実上の利用者にそれを所持・利用する権利を認める法概念である。占有が有効である場合、所有者が司法手続きを経ずに財産の自力回復を図ることは違法な侵犯行為となる [Debruche et al. 2014: 396-400]。ブラジル社会における占有は、憲法が規定する生存権や居住権と密接に関連し、貧困層にとっての財産獲得上重要な手段となっている [Debruche et al. 2014: 415]。民法 (Código Civil) の第1,200条が規定するように、占有は (1) 暴力的であったり、(2) 内密であったり、(3) 不安定であってはならない [Casa Civil 2002]。これらの規定が1年間以上継続的に遵守された場合、占有は発生する。

通り、「植民 (*colonização*)」としての実態を持つ。農地改革では、入植地に分配された土地に対する権原 (*título*) の移譲と私有財への転換⁶が見込まれているが、長い年月を要するこの手続きの完了を待たずして、入植者は個々の土地区画を非公式に利用・取引する。それに伴い、入植地内の土地利用状況は錯綜と混乱を深めていくが、最終的には正則化の処方をもって調整される。

自発的植民とは、行政や法人企業を事業主とする公式な植民事業 (公的植民/私的植民) に付随して発生してきた民衆による非公式な植民事業である。その過程は、非公式に取得された財産が、行政が体系化したスキームに即して再整形され、占有に基づき適切に管理され、やがて正則化される流れを辿る。旧来の植民事業の連続上にある農地改革の過程も、事業実施後のわずかな期間のうちに、この民衆による運動の渦中へと不可避に呑み込まれていく。農地改革は、フロンティアにおける可住域の拡張を実現するための事業であると同時に不確実な過程として進展する性質を持つ。そのため、入植地事業と連動して営まれる自発的植民は、土地や財に対する売買、所持、利用といった単純な操作によってだけではなく、予測不可能であると同時に絶好の経済的機会でもある政策実施の契機に対応し、「投機 (*speculation*)」としても推進される [Campbell 2014; 2015]。本稿は、自発的植民と正則化の相互関係を植民者の在来知という視点から読み解くことで、アマゾニアの地平で土地と財の取得が絶え間なく推進される動態の把握を目指す。

II 問題の背景

II-1 熱帯・亜熱帯環境における植民経験

20世紀前半の著述家オランダは、ブラジル社会が、紛れもなく「地方的 (*rural*)」な性格を持つ一方で、決して「農業的 (*agrícola*)」・「農民的 (*camponês*)」ではないという、一見、相反する特徴を指摘している⁷ [Holanda 1936: 71]。彼によれば、ブラジルでは、「耕作者は森林の中の新たな土地を耕地に選定する」一方で、そこに拓かれた「農場が二世代にわたって継続的に利用される」ことは稀であり、こうした「消耗的 (*perdulária*)」な土地利用は、農業というよりは、むしろ鉱業 (*mineração*) に類似する「ものだ」という [Holanda 1936: 49-50]。彼の指摘は、アマゾニア植民が本格化する以前になされたにもかかわらず、奇妙なことに今日のアマゾニア植民社会の特徴を的確に言い当てている。植民者が営む経済活動は、森林や土壌といった自然資源の消耗的利用と空間的流動性の高さによって特徴づけられる。1つの土地で、幾世代にも渡り、永続的な農耕に従事するという「農民」としての特徴を、彼らの中に見出すことは困難である [Holanda 1936: 88]。時代を超えて存続するこの特徴は、自然環境の制約によって生じている。その制約は、植民者の土地利用の流動性、換言すればフロンティアの拡大過程にも直接的な影響を及ぼしている。

アマゾニア植民社会の非農民的特徴は、「アマゾニア農民社会 (*Amazonian peasantry*)」 [e.g. Nugent 1993; Harris 2000] との対比から説明できる。アマゾニア農民社会は、19世紀後半のゴム・ブーム期におけるブラジル北東部からの天然ゴム採取人 (*seringueiro*) の流入を発端に、河川交通を始めとする当時のインフラ構築技術の進展と共に、河川沿岸を舞台に形成された。そのため、この社会は、「ヴァルゼア (*várzea*: 氾濫原)」と呼ばれ、定期的な河川氾濫によって肥沃化がもたらされる陸地環境を基盤に発展した⁸。その農民的特徴は、永続的な生業複合、すなわち肥沃な土地における農耕と河川・森林における採取 (*extraction*)⁹

⁶ ラテンアメリカ諸国の農地改革では、入植者には公有地の用益権 (*usufruct*) が認められ、生産活動が支援される一方、原則上、公有地の権原が譲渡 (私有化) されることはない [cf. 石井 2008]。

⁷ 一般的に“*rural*”という形容詞は「農村～」と訳出されるが、本稿ではオランダの指摘に従い「地方～」という訳語を一貫して適用する。

⁸ この点は、彼らの別称で河岸居住民を意味するヒベイリーニョ (*ribeirinho*) という言葉にも示されている。

⁹ 商品化を目的に自然環境から特定の産品を抽出する経済活動を指す。この定義により、特定の商業樹種を採取する木材産業も鉱業も「採取産業」 (*indústria extrativa*) と呼ばれる。なお本稿では、採取を通じた自然資源の持続的利用を目的とした経済活動には「採取活動 (*extrativismo*)」という語を当てた。また、採取の結果、一定面積の森林が消失する現象は「森林伐採 (*desmatamento*)」と表記した。

を可能とさせるヴァルゼアの地理的・生態学的条件のもとに構築された¹⁰。

河川系フロンティアの拡張に伴って形成された農民社会とは対照的に、アマゾン植民社会は、道路網の敷設と一体化した陸路系フロンティアの拡張と共に形成された。つまり、フロンティアの拡張をもたらした二者の経路は、それぞれを通過して流入者たちが到達した陸地環境の差異に対応する。陸路を通じてアマゾンに到来した植民者が占めるに至ったのは、「テラ・フィルム (*terra firme*)」と呼ばれ、ヴァルゼアとは対照的な非冠水性の陸地環境であった。両者の環境条件の差異は、歴史的にも、そこで営まれた生存活動に重大な影響を及ぼしてきた。

テラ・フィルムは、アマゾンの陸地環境の98%を占めると言われている [メガーズ 1977: 30]。その上部は、高木層の顕著な発達を特徴とする熱帯林で覆われるが、その基層はFAO/UNESCO¹¹の土壤分類体系においてアクリソル (*acrisol*) やフェラルソル (*ferralsol*) に分類される熱帯土壌である¹²。主に赤褐色を帯びた両者の土壌は、高温・多雨という湿潤熱帯の環境条件のもとで長期間の風化に晒され、塩基が溶脱し金属酸化物が集積したことにより形成された。前者は、下層に粘土が集積化 (土壤学の用語では「ポドゾル化」) したものの、後者は、前者の状態からさらに風化が進み金属酸化物が厚く堆積したものを指す [有光 1986]。

地表面上に観察される生物多様性や豊富なバイオマス生産性とは裏腹に、アマゾン熱帯林帯の土壌は、強酸性で、生物の生育に必要な養分が極度に欠乏し、農耕には著しく不適な性質を持つ。この環境下では、生物の生育に必要な栄養分は、土壌に蓄積されることなく、生物体内部を循環する。生態人類学者のメガーズは、同様の成分の土壌は温帯気候なら不毛と見なされると指摘している [メガーズ 1977: 14]。さらに、同環境下には人間の生産活動を阻害する複数の要因が存在する。農耕に不可欠な有機物の堆積層 (表土) は、土壌微生物の活発な消化作用により、ごくわずかししか形成されない。そして、この薄い表土でさえも、植生被覆が失われれば、激しい降雨によって流失を余儀なくされる。

上記の理由により、ヴァルゼアの社会が定住性の高い農民的特徴を帯びるのに対して、テラ・フィルムに形成される社会は、人口密度が希薄で、空間的に高い流動性を帯びる。後者で伝統的に見られた生産手段とは、植物に蓄積された栄養分を土壌に還元する技法である「焼畑」に頼ったものであった。焼畑では、新規に開墾された土地は、当初の数年間耕作に当てられるが、生産力が徐々に低下していくため、新たな土地への移動が不可避となる。地力回復には十数～数十年を要するため、その間かつての耕作地は休閑される [Picchi 2006]。つまり、焼畑とは複数の土地の周期的利用によって成り立つ移動耕作 (*shifting cultivation*) であり、人口希薄で広大な面積の共有地の存在が前提となる [Porro 2005]。また、採集を行うにしても、生物多様性の高さゆえ、特定の有用植物は広大な範囲に希薄にしか分布しない [メガーズ 1977: 167-8]。したがって、テラ・フィルムにおける生存には、広い面積での疎放な資源利用が不可欠となる¹³。

テラ・フィルムのように生産活動を阻害する環境条件は、アマゾンに限り観察されるものではなく、ブラジル内陸部を包む南米大陸低緯度の低地森林地帯に共通する特徴とも言える。低地森林地帯は、気候

¹⁰ ハリスは、それによりアマゾン農民社会がブーム経済にも柔軟に適応できたと指摘している [Harris 2000: 22-3]。

¹¹ 土壌の分類単位は、世界各地の自然環境や文化的背景に応じて、国別に異なる定義と命名が行われてきた。一方、本稿では、世界共通の分類体系の確立を目指し1961年に国連食糧農業機構 (FAO) と国連教育科学文化機構 (UNESCO) の共同で作成された世界土壌地図による分類単位を採用する [有光 1985]。

¹² ブラジルの土壌分類体系では、前者はアルジソロ (*argissolo*)、後者はラトソロ (*latossolo*) と呼ばれる [Embrapa 2006]。

¹³ テラ・フィルムの生産力はメガーズが強調するほど低くはなかったという実態が、その後の考古学や歴史生態学 (*historical ecology*) を通じて明らかされてきた [Balée 2006]。先コロンブス期の先住民は、「インディオの黒い土 (*terra preta do Índio*)」の形成や有用植物の栽培化・半栽培化に見られるように、環境条件に応じた資源利用術を発達させていた。一方、植民者たちの間では土壌の生産力に依存した生産活動が営まれている点で、メガーズの指摘は、彼らが直面する現実を理解する上で、十分な妥当性を持つと考えられる。なお、「資源に富むが、生産力に乏しい」というイメージは、軍事体制がアマゾンの資源収奪を正当化するために生み出したイデオロギーであり、近年の右傾化を通じて旧来の表象が復活する傾向が見られる点も指摘されている [Klingler and Mack 2020: 2]。



図3 低地森林地帯における生物群系の分布 (IBGE [2019] をもとに作成)

的には熱帯から亜熱帯に相当し、そこにはアマゾン熱帯林 (*floresta amazônica*)、セラード (*cerrado*)¹⁴、カーチンガ (*caatinga*)¹⁵、大西洋岸林 (*mata atlântica*) といった複数の生物群系 (*biome*)¹⁶が存在し、多様な環境条件を持つ (図3)。一方、土壤環境に着目した場合、先カンブリア紀の大陸地殻の風化物であるフェラルソルが、成帯土壌として広範に分布するという共通特徴を持つ。よって、そこに築かれる社会は、テラ・フィルメの場合と同様に、不安定かつ非定住的な特徴を帯びることになる。この特徴は、アンデス高地の温帯域に形成された定住性の高い農民社会とは対照的なものと見なされてきた [Holanda

1936: 95-9]。

ブラジル内陸部のこうした環境条件は、同地域におけるフロンティア拡大の下地を成してきた。20世紀初頭までの南部・南東部の状況に基づきオランダが描き出したブラジル社会の特徴は、現代のアマゾン植民社会とうまく一致するものである。一方、彼の指摘は現代のブラジル南部・南東部の状況とは一致しない。それは、軍政期を通じて導入された革新的農業技術が、本来、農耕に不向きな環境条件に置かれていた両地域を先進農業地帯へと変貌させたからである。この事実は、かつて見られた疎放で非永続な土地利用が、不毛な土地を主として自然作用による養分蓄積に依存し、低水準の耕作技術によって利用していた状況を示唆するものである。

技術革新により、利用対象と見なされてこなかった土地が、農業開発のフロンティアへと変貌していくダイナミズムは、ブラジル内陸部の開発史を通じて繰り返し発生してきた。例えば、20世紀中盤時点で最も開発が困難とされていたセラード地帯 (図3) でさえも、1979年以降、日本政府との共同によるセラード農業開発協力事業 (PRODECER) を通じて、ダイズ、トウモロコシ、綿花を主体とした畑作アグリビジネスの中心地帯へと変貌を遂げている。アグリビジネスのフロンティアは、21世紀前半までにマト・グロソソなどセラード・熱帯林移行帯にまで、北上を続けている [Oliveira 2013:74-75]。

アマゾニアを含むブラジル内陸部の植民過程では、基本的に2つのタイプの植民者が併存してきた。1つ目は、生産力の乏しい土壤環境を前に疎放かつ流動的な土地利用に従事せざるを得ない零細な植民者である。そして、2つ目は、革新技術・機械化の導入や農地面積の大規模化、あるいは両者の組み合わせを通じて、生産性の問題を克服する財政基盤を備えた植民者である。このように植民者とは、財政力、経営規模、生産品の点で多種多様な主体によって構成されている。フロンティアの拡大過程では、前者から後者への土地の譲渡・売却、換言すれば、財政基盤を備えた植民者による土地の集積化が、絶えず進展してきた。土地の譲渡成立後、零細な植民者たちは、豊富に存在し、新たに占有可能な後背地へと向かっていく。そして、新たな占有地においても、彼らは最も合理的な資源獲得の手段として、疎放かつ非永続的な自然利用を進め、自然に蓄積された生産力を消費していく [cf. Margolis 1977]。いずれの植民者にも共有された経営戦略上の主眼とは、生産力が通減し続ける土地を過渡的に利用しながら、将来の土地取引に向けて、土地に譲渡可能な性質を付与し、投機的に運用することに向けられる。

¹⁴ ブラジル中西部を中心に熱帯林帯を取り巻く形で分布する。乾季が比較的長く、自然発火の影響も受けるため、熱帯林よりも密度の低い落葉性の灌木や中高木によって構成される。

¹⁵ ブラジル北東部に広がり、半乾燥気候に適応した棘を持つ灌木によって構成される。

¹⁶ 生態環境に関する最も大まかな分類で、この範疇の内部には複数の生態系が包含される。

II-2 占有地の譲渡

アマゾニアの自然環境が課す諸制約とフロンティアの拡大が及ぼす政治経済的影響により、零細な植民者の土地利用は疎放かつ流動的なものとなる。この状況下で、彼らは占有した土地から一次産品 (primary commodity) を獲得したのち、他者への土地の譲渡 (alienation) を試みる。しかし、こうした土地利用は、財産をめぐる民法上の規定からある種の逸脱を含んでいる。この問題は、占有 (possession) が、主体が対象物を所持している「状態」に過ぎず、対象物が主体に帰属する「性質」を意味する所有 (property) とは、本質的に異なることと関連する [Holston 1991: 715]。

所有は主体が財産へと排他的に及ぼす支配権であり、そこには前者からの後者の分離を意味する譲渡も含まれる。ゆえに個人の所有地とは自由に譲渡・売却できる財産である。一方、公有地や放棄地を占拠し、適切に所持する者には占有権 (*direito de posse*) が保障されるが、占有者は占有地を「効果的な耕作」や「平常的な居住」といった形で利用し、「社会的機能 (*funções sociais*)」を全うすることが求められている [Holston 2008: 140]。占有権は主体的意志 (心素) をもって行使された状態でのみ有効性を持つ。この点で、占有者と占有地は互いに分離することができない「譲渡不可能 (inalienable)」な関係で結ばれている。フロンティアの現実では、本来、譲渡不可能なはずの占有地が、所有地と同様に譲渡可能な実体として扱われ、当事者間で遍く取引される状況が観察される。

占有と所有は、ある特定の時点で固定的に捉えた場合、それぞれ異質で、フロンティアにおける土地利用の実態は、民法的前提から乖離しているように見える。しかし、西洋民法における所有権の観念は、その直接的起源であるローマ法でも同様の体系が見られるように、占有と取得時効 (*usucapião*)¹⁷によって裏付けられており [Holston 1991: 715]、2つの異質な所有概念は1つの連続性を帯びている。長期的な時間軸で捉えた場合、占有地は行政手続きを通じて所有地へと転換されうる。この点に鑑みた場合、植民者が譲渡不可能な占有地を譲渡可能な所有地と見立てて利用する実態には、彼らの土地利用の戦略的意図が反映されている。

ホルストンはブラジルの土地法制度が、法を中立的で正当な社会の調整装置とみなす英米法的な前提とは対照的に、司法過程の膠着状態を作為的に生み出すことで、占有者による土地の領有を着実に実現させる機能を備えている点を指摘した [Holston 1991: 722]。ある1つの土地が占有される過程は、虚偽と真実、不正と正当、違法と適法が複雑に絡み合いながら進展する。この過程では、虚偽に基づき土地文書等の証拠作成が行なわれるが、後に、それらは公証 (*notário*) と登記 (*cadastro*) という公式な手続きを通じて処理され、その手続き自体が適法性の根拠を生み出していく [Holston 2008: 139]。

こうして形成された占有地が、複数の区画に分割され、それぞれが譲渡されていくと、複数の当事者がこの過程に巻き込まれていく。権利要求がさらに複雑に入り組み、司法介入手立てを失った状態に陥ると、行政はその解決に向けて、占有者に所有権を認定する司法外措置を取らざるを得なくなる。占有と譲渡が繰り返され、帰属関係が錯綜状態へと陥った土地をめぐる、行政は権利要求者に対して権原を付与し、所有地として正則化する。この措置を経て、「土地の領有」という占有者側の当初の意図は、成就されることになる [Holston 2008: 139]。

占有によって獲得した土地を投機的・商業的に利用する行為は、「グリラージェン (*grilagem*)」¹⁸という言葉で、慣習的に呼び表されてきた。この言葉には、違法な「土地の強奪」という観念が含蓄されており、その実践者である「グリレイロ (*grileiro*)」は、土地詐欺師として、倫理的にも糾弾の対象と見なされる。また、グリラージェンは、零細な植民者 (占有者) を土地紛争に巻き込み、土地を喪失させる元凶としても描かれてきた。しかし、フロンティアの実態において、誰が誰を「グリレイロ」と見なすのかは、当事

¹⁷ ある財産に対して (死亡や不在といった原因により) 所有者が権利を行使していない状態が長期間継続した場合、所有者側の権利を失効させ、その財産の所有権が実際の利用者のもとへ移行すること。

¹⁸ 語源である“*grilo*”は、「コオロギ (カマドウマ)」を意味し、その糞で文書を汚し、古さと信憑性を作出したことに由来すると言われている。また、“*grilo*”という言葉は、グリラージェンによって生み出された土地自体をも意味する。その他の派生語としては、動詞形の“*grilar*”、形容詞形の“*grilado(a)*”などが挙げられる。

者自身の主観の域を出るものではない。キャンベルが指摘するように、当事者自身が「密林の法」とも呼ぶその行為は、将来的な正則化を前提に、公有地を獲得するために不可欠な技術であり、土地の大小に関わらず、あらゆる植民者が不可避に実践することになる [Campbell 2015: 60]。

歴史的に、占有を通じて土地を獲得する手法（コグリラーゼン）は、エリート層の特権として確立された。植民地期にポルトガル王国が敷いたセズマリア制¹⁹のもとでも、独立後の帝政期に敷かれた 1850 年の土地法（Lei da Terra）²⁰のもとでも、エリートたちは同様の手法を通じて、公有地の領有を実現してきた。ホルストンによれば、民主化以降、土地法制度自体は従来の性質を維持したまま、この特権は民衆へと一層浸透していく傾向にあるという [Holston 1991: 722]。財産要求に向けた社会運動の興隆が示唆するように、今日の貧困層は、エリート層と同様に、ますます法の戦略家へと変貌しつつある。ブラジル全土の都市域では、郊外への流入者たちによって占有を通じた市街地の拡張が発生しているが、アマゾニアのような辺境域における土地獲得も同様の構図を取る。いずれの状況でも、土地の占有と譲渡が目まぐるしく繰り返され、違法と合法を交錯させながら、土地の帰属関係の複雑化が進行していく。しかし、最終的にこの事態は、占有が主張されている現状に則した形で、行政による正則化が適用され収束していく。

II-3 農地改革と正則化

ブラジルにおける農地改革は、公有地に入植地を築くことで入植者に土地を分配し、最終的にその所有権を認定する政策である。この意味において、農地改革が推進する目標は、公有地に築かれた占有地に所有権を認定する取り組みと、部分的であるにしる重複・一体化してくる。また、農地改革を経て分配された土地の大半は、所有権の認定が完了する以前に他者へと譲渡される。非公式に土地を取得した植民者にとって、その保有の正当性は適切な利用を通じて発生する占有権に求められる。入植地内部で発生した土地権の錯綜を解決するのも、前節で検討したのと同様な正則化の措置である。農地改革と正則化との関連性は、とりわけ 2009 年に発足された「合法的な土地計画」の確立により、さらに深まっていく傾向にある。

軍政期の「国家統合計画（PIN）」に代表される「公的植民（official colonization）」として実施された農地改革では、アマゾニアに新たに建設された BR-230 号や BR-163 号などの高速道路²¹沿線に多数の入植地を建設し、入植者を直接入植させることが目指された [Katzman 1975; Moran 1975; Rego 2015]。一方、民政期の農地改革（「国家農地改革計画[PNRA]」という正式名称を持つ）では、INCRA が「ファゼンダ（fazenda）」と呼ばれる大規模地方不動産²²を国有地へと収用し、入植地の建設用地に当てる方法が取られる。つまり、農地改革の入植地とは、かつてのファゼンダを多数の小規模な土地区画に分割したものである。

現代の農地改革の全体過程で、入植地の設立以前の段階は、ファゼンダの収用に向けた司法手続きとしての性格が強い。一方、設立以後の過程では、(1) 道路、電線、水道、住宅などのインフラ敷設、(2) 診

¹⁹ 植民地期のブラジルはポルトガル王室の世襲財産として位置付けられ、土地は契約に基づき「供与地（セズマリア）」として用益者に提供された [Holston 2008: 122]。用益者には、生産的利用が義務付けられ、生産不能となった供与地は王室の財産として収用された。

²⁰ 公有地の不動産市場の確立と商品化に向け、その占有を禁止し、取得方法を購入のみに限定した。同時期に奴隷貿易が廃止されたことに伴い、中央政府は不動産市場から得られる歳入を移民政策の振興に当てることを目的に同法を制定した。また、移民による土地取得を制限し、廉価な労働力として使役することも目指されていた。一方、これらの試みは成果を上げることがなかった [Holston 2008: 123-36]。

²¹ BR-230 号は、パラíba州のカベデーロ（Cabedelo）を發し、北東部諸州とパラíba州を貫通し、アマゾナス州のラーブレア（Lábrea）へと至るルートで、北東部諸州からの植民者の流入を促した。BR-163 号は、ヒオ・グランヂ・ド・スウ州のテネンチ・ポルテラ（Tenente Portela）を發し、南部諸州を貫通し、マト・グロッソ州の州都クイアバ（Cuiabá）を経由し、パラíba州の港湾都市サンタレン（Santarém）へと至るルートで、南部・南東部からの植民者の流入を促した。

²² 地方不動産の規格は、地域ごとの生産力に応じて、異なる面積が設定されている。1 規格は 1 世帯が最低限営農可能な面積であり、例えば、マト・グロッソ州の大部分では 80-100 ha に設定されている [INCRA 2013: 103-6]。1993 年制定の法律第 8,629 号（Lei Nº 8.629）第 4 条によれば、地方不動産は (1) 4 規格までが小規模農場、(2) 4-15 規格が中規模農場、(3) 15 規格以上が大規模農場と定義される。農地改革の際に収用対象とされるのは (3) の規模の地方不動産のみである。なお、小生産者とは (1) の農場経営者を指す。

療所や学校など福利厚生施設の設置・運営、(3) 生産計画へのクレジットの給付²³、(4) 所有権の確定に向けた地籍の作成・登録といった具合に、可住域の創出と私有財産制の確立に向けた多種多様な公共政策が段階的に実施される。入植者の地位は、これらの政策的恩恵を受ける機会と結び付けられている。

各政策は、それぞれ異なる行政機関によって担当され、INCRA が全体の調整役を果たしながら、現地の住民組合 (*associação de moradores*: 以下、「組合」と略記) を受益者の基本単位として実施される [Wolford 2010: 102-3 ; Penna 2012: 135-6]。農地改革の諸段階では、組合を単位として政策実施に向けた要求運動である「土地なし運動 (*movimento sem terra*)」が実践される。例えば、入植地設立以前では、キャンプ (*acampamento*) が結成され、ファゼンダの早期収用を求める運動の基点として機能すると同時に、収用が完了するまでの長期間、参加者の居住空間として維持される。入植地設立後も、土地なし運動は公共政策の早期実施を要求するため、入植地の整備に不可欠な役割を果たしていくことになる。

農地改革の実現とは、ひとえにファゼンダ収用の成否に掛かっている。この点は、軍政期の公的植民との大きな差異である。ただし、その収用が成立するのは、憲法第 184 条に規定された、「地方不動産の社会的機能」²⁴ の不履行が、司法を通じて判定され、なおかつ、収用が予定されたファゼンダの資産価値をもとに算定された補償額に地主が合意した場合に限られる [Alston et al. 1999: 58]。これらの規定は、大土地所有制の構造を決して揺るがすものではないどころか、地主が持つ土地権を、たとえそれが占有に依拠したものであったとしても、最大限擁護するものである。よって、収用対象となるファゼンダとは、(a) すでに経営破綻したもの、(b) 一時的な利用の後に放棄されたもの、(c) フロンティアでの投機的な土地保有を農場という形式によって正当化するために生み出されたもの²⁵などに限られる。そのため農地改革は、ブラジル全土が対象範囲であるものの、その実現性は必然的に収用可能なファゼンダがより多く存在するアマゾニアのような辺境域に偏り、農地の獲得を目指す者たちも、それらの地域へ移動する傾向がある。植民と農地改革の一体性は、この実態からも明らかである。

このような過程を経て設立された農地改革の入植地であるが、前述した通り、そこでは土地の非公式な取引が頻繁に繰り返される。入植地に発生した占有地は、従来から、1976 年制定の公有地の譲渡を規定する法律 (Lei Nº 6.383) に基づき、100 ha 以下の土地に限り正則化が適用されてきた [Oliveira 2013: 78-9]。2003 年以降になると、連邦政府は「暫定方針 (Medida Provisória)」を發布して規制を緩和し、公有地に築かれた小規模な占有地全般に対する正則化を促進するようになった。こうした立法過程を経て、2009 年に制定されたのが、「法定アマゾニアの公有地の正則化」に向けた法律 (Lei Nº 11.952) である。同法に基づき、農業開発省 (MDA)²⁶ を担当機関として、「合法的な土地計画」は進められていくことになった [Brito and Barreto 2010]。

「合法的な土地計画」では、占有者を対象に、正則化に向けた法律の適用を促進する支援が行なわれてきた。同政策の発足以前、アマゾニアに形成された土地資産の大多数を占めたのは、非公式な占拠によって形成された占有地であった。それらの土地は、現地の慣習に基づき利用・取引され、行政の視点からは、実態把握が困難であったばかりか、土地紛争の温床ともなっていた。同政策を通じて占有地を所有地に転

²³ 現行制度は家族農業強化計画 (PRONAF) と呼ばれ、中央銀行から事業計画に応じて資金が給付される。入植者に対しては、入植から数年後に初期投資として R\$ 5,000 が 3 年間支給される。返済義務はないが、返済が完了した場合、次計画を追加申請できる。

²⁴ 憲法 186 条では、(1) 適切で合理的な使用、(2) 自然資源の適切な使用と環境保全、(3) 労働関係の管理・監督、(4) 所有者と労働者の福利厚生 の探究と定義されている。

²⁵ (c) のケースでは補償金の獲得によって地主の投機は成就することになる。補償金を目当てに地主が土地なし運動による占拠を誘導する場合もある。

²⁶ PT 政権期には 2 つ農業関連省が併存した。1 つ目は、経済政策としての農政を担当し、輸出産業として農業を営む大土地経営者の利益を媒介する農業畜産供給省 (MAPA) であり、2 つ目は、社会政策としての農政を担当し、入植者や小生産者を支援する MDA である。「合法的な土地計画」は、第一に零細土地経営者への支援政策としての性格を持つ。この事実は、占有した公有地の正則化が彼らの経済活動上不可欠であることを意味する。なお、2016 年の PT 政権崩壊後、MDA は廃止され、大統領府 (Casa Civil) 管轄の家族農業・農業開発特別事務局 (SEAD) へと降格されたが、「合法的な土地計画」は現政権まで存続している。

換することで、連邦政府は統治領域に対する可読性の増進を図った [Oliveira 2013: 72-3]。「合法的な土地計画」は、アマゾニアの公有地に築かれた 1,500 ha 以下の占有地に適用される。都市域か地方域かを問わず、占有期間の開始が 2004 年以前に遡ることを証明できる土地が対象となる。適用範疇には農地改革の入植地に形成された占有地も含まれる [Oliveira 2013: 98-9]。正則化に向けた制度的基盤の確立により、公有地における自発的植民の実現性は、より一層高められることになった。

III 調査地域の概要

筆者は、マト・グロッソ州 (Estado de Mato Grosso) の北部地域 (以下、「マト・グロッソ北部」と略記) を中心に、複数の農地改革の入植地を対象として、2012~2016 年までの期間、通算で 20 ヶ月間、人類学的調査を実施してきた。それらの入植地の中でも、自発的植民と正則化の相互関係を植民者の在来知という視点から読み解き、アマゾニアの地平で土地と財の取得が絶え間なく推進される動態を把握する上で有効なデータが得られたのは、以下の事例研究で注目する PA²⁷ノヴァ・コートリグアスー (PA Nova Cotriguaçu) であった。同入植地は、マト・グロッソ北部の中でも最も辺境域に当たるマト・グロッソ北西部地域 (Região Noroeste de Mato Grosso) を構成する地方自治体コートリグアスー (Cotriguaçu) に位置している。筆者は、2016 年 8 月から 9 月にかけて集約的に行なわれた実地調査を通じて、フロンティアに設立された広大な入植地を舞台に 4 半世紀をかけて実施されてきた農地改革の影響を、様々な側面から観察することができた。

III-1 マト・グロッソ州北西部地域

マト・グロッソ州北西部地域 (以下、「ノロエスチ」と略記)²⁸は、東はジュルエナ川 (Rio Juruena)、北はアマズナス州との州境、西は Rondônia 州との州境、南はジュイーナの境界線によって囲まれ、7 つの地方自治体からなる地域である (図 4)。面積は 108,024 km²、人口は 147,457 人であり [IBGE 2018]、タバジヨス川水系のジュルエナ川、マデイラ川水系のアリプアナン川 (Rio Aripuanã) やローズヴェルト川 (Rio Roosevelt) など大河川が貫流する。

ブラジル国内外で環境運動を主導する研究者や NGO は、ノロエスチの環境保全の重要性を強調してきた [e.g. Governo de Mato Grosso, ICV and TNC 2009; Nunes, Vivan and May 2017]。同地域は、半落葉性季節林 (*floresta estacional semidecidual*) が熱帯雨林へと移行する地帯に相当し²⁹、後者は州境を跨ぎアマゾニア中央の熱帯雨林帯核心部へと繋がっている。また、ノロエスチの熱帯雨林は、「森林破壊弓状地帯」 (図 2) の中央に位置し、大部分で森林が消失した



図 4 マト・グロッソ州北西部 (ノロエスチ) (IBGE [2015] をもとに作成)

²⁷ 農地改革の入植地には様々な類型が存在するが、「PA」とは「連邦入植地事業 (Projeto de Assentamento Federal)」の略号である。国有地 (連邦政府所管地) に INCRA を事業主として設立された入植地の名称には、この略号が付される。

²⁸ 2017 年にブラジル地理統計院 (IBGE) によって導入された州以下の地理統計区分に基づけば、ノロエスチは「ジュイーナ隣接地域」 (Região Imediata de Juína) の範囲に合致する。

²⁹ 両者の植生は生物群系としての「アマゾニア熱帯林」の範疇に含まれる (図 3)。ノロエスチの植生は、より厳密には、疎開熱帯雨林 (*floresta ombrófila aberta*) が大部分を占め、熱帯多雨林 (*floresta ombrófila densa*) は、その中に点在する [Borges et al. 2014]。

マト・グロッソ州にありながら、未だ良好な状態で、かつ大規模な纏まりとして残存し、地域全体の森林率は2009年の時点で80%を示していた [Nunes, Vivan and May 2017: 209]。環境運動家たちは、この地域をフロンティアの最前線と位置付け、そこでの環境保全を進めることで、その後背部の熱帯雨林の保全にも繋げていくことを目標としてきた。

ノロエスチに高い森林率が維持されている理由としては、まず広域におよぶ環境保全区の存在を挙げられる。これらは11件の先住民居住地 (TI)³⁰と9件の自然保護区 (Unidade de Conservação: UC)³¹からなり、前者は地域面積の37%、後者は同5.5%を占めている。その総面積は、実数と割合の双方で、州内最高値を示している。こうした状況に、人口と産業が集中する州南部から地理的に隔離していることも加わり、この地域に及んだ開発の影響は限定的であった。しかし現在では、豊富な森林資源が残存していることにより、州内で最も激しい森林伐採が進行している地域となっている。州内の環境NGO、ICV (Instituto Centro de Vida) による分析では、2017年における州内の森林伐採総面積の33%はノロエスチに集中している [ICV 2017]。この地域では、地理的隔絶性を伴うがゆえにインフラも欠如しており、州内他地域の畑作アグリビジネスに見られるような大規模産業アクターの進出も生じなかった。よって、相対的に開発の遅れた地域としての特徴を帯びている。ところが、森林伐採のデータも示唆するように、その特徴こそが自然資源の消耗的利用を前提に経済活動を営む植民者を隣接地域から引き寄せる要因になっている。

III-2 コートリグアスー

コートリグアスーはノロエスチ北東部のジュルエナ川西岸に位置する地方自治体である。ブラジルの連邦制度 (Federalismo) は、1. 連邦 (Federação)、2. 州 (Estado)、3. 地方自治体 (Município) という三者の統治単位によって構成される。地方自治体 (以下、「自治体」と略記) は州の下位に位置づけられ地方統治の末端を担う。自治体の領域は、政治経済の中核機能を備えた (a) 「都市域 (zona urbana)」とその周辺を取り巻く (b) 「地方域 (zona rural)」によって構成される。1938年制定の法令第311号 (Decreto-Lei Nº 311) が規定するように、行政単位全体としての自治体とその中心市街地の名称は一致する。この規定は自治体の成立過程が、ある自治体の領域内で実施された植民事業に伴い都市域が形成されると、そこが地方域を付随させた新たな自治体として、当初の自治体から分離・独立する経過を辿ってきたことと関係している³²。

自治体の領域内には、農地改革などの政策プログラムとの関係から連邦政府や州政府によって所有・管轄される土地が存在し、それぞれの範囲内部では政策内容に応じて異なる土地利用が適用される。土地利用と景観の関係性を研究する人類学者のブロンヂズィオは、「地域内景観の変動性 (intraregional variability of landscape)」³³という概念を提唱し、今日のアマゾンで同一地域内に異種混濁な景観のパッチが形成されるメカニズムを論じている [Brondízio 2006: 368]。地域内景観の変動性は、先住民、伝統的共同体³⁴、入

³⁰ 国立インディオ保護基金 (FUNAI) が策定・承認した土地権で、先住民と自然環境の包括的保護を目的とする。アマゾン全体では424件、マト・グロッソ州には79件が存在する [ISA 2019]。

³¹ 環境保全省 (MMA) が統括する国家自然保護区システム (SNUC) によって体系化されており、(1) 全面的保全区と (2) 持続可能な利用区に大別される (図5)。後者はシコ・メンデス生物多様性保全院 (ICMBio) によって管轄され、居住者には土地と自然資源の用益権が認められ、持続的利用を通じた保全が目指されている。

³² 今日、ブラジル最大の自治体はパラ州アッタミラ (Altamira) である。その規模は159,533 km²にも及び [IBGE 2017]、一地方自治体でありながらバングラディッシュなどの国家の領土面積を凌駕する。同様の規模の自治体はアマゾンに多数存在する。20世紀後半以降、植民が進むと、こうした広大な面積を持つ自治体の内部からは、多数の自治体が新たに分離・独立した。1960年から2010年までの自治体数は、アマゾン全体では273から807に、マト・グロッソ州では29から141に増加した [IBGE 2011: 64]。

³³ ここでいう景観とは歴史生態学の概念であり、単なる生物物理的実体としての自然環境というより、資源利用を通じて人間活動の痕跡が投影された空間を指す。

³⁴ INCRA は伝統的生業を営む人々を「伝統的共同体 (Comunidade Tradicional)」として認定し、土地権を付与する政策も担当している。具体的には、前述したヒベイリーニョや天然ゴム採取人などを指す。

植者といった具合に、多様な社会背景をもつ土地利用者の単位³⁵が、それぞれの経済活動を営むことで発生し、コートリグアスーも、まさにその状況を呈している（図5）。

コートリグアスーは、ジュルエナ川西岸に位置し、面積は9,124 km²、2018年の推計人口は19,254人である〔IBGE 2018〕。同領域内に存在する土地利用者の単位としては、まず（1）全体の18%の面積を占めるエスコンゼード先住民居住地（TI Escondido）³⁶が挙げられる。（2）自然保護区（UC）としては、ジュルエナ国立公園（PARNA Juruena）とイガラペー・ド・ジュルエナ州立公園（PES Igarapé do Juruena）が挙げられる³⁷。（3）農地改革の入植地は3件³⁸存在し、全体の15%の面積を占める。そして、（4）領域の南部を中心に市街地と農地を広げるコートリグアスーの自治体も、ここで言う土地利用者の単位として数えることができる。なぜなら、コートリグアスーとは、この領域全体を統治する行政単位のことでもあるが、同時に、この領域における植民事業を担った法人企業の後継組織でもあるからだ。

自然環境の保全や持続的利用を目的とするTIやUCとは対照的に、入植地や自治体は域内の開発の促進を目的とする単位である。前二者と後二者では、それぞれが推進する目標が対立的に設定されている。2016年の時点で、コートリグアスーの自然植生の被覆率は、全体の77%の面積を占めていたが、そのうち32%は、TIやUCが設置された区域に相当する

〔ICV 2016〕。一方、残りの45%は、入植地や自治体の区域に属し、今後、木材採取地や農地としての開発が見込まれている。

コートリグアスーの自治体成立の発端となったのは、アripuanã・コートリグアスー植民株式会社（Cotriguaçu Colonizadora do Aripuanã S/A）を事業主に、1974年に立案され、1984年に実施された植民事業であった。法人企業によって進められる植民事業は「私的植民（private colonization）」と呼ばれ、公的植民と並びアマゾン植民の過程で重要な役割を果たしてきた。同法人企業はパラナー州北西部に拠点を置く農業生産組合、イグアスー地域中央生産組合（Cooperativa Central Regional do Iguaçu Ltda.: COTRIGUAÇU）に、他の7つの農業生産組合が参画し結成された合弁会社であり、当時42,000人の組合員の利益を代表していた〔COTRIGUAÇU 1985; Neto 2007: 49-56〕。同企業は、当時、アripuanã（Aripuanã）の一部であった1,000,000 haの土地を、マト・グロッソ州立開発公社（CODEMAT）を介して取得し、

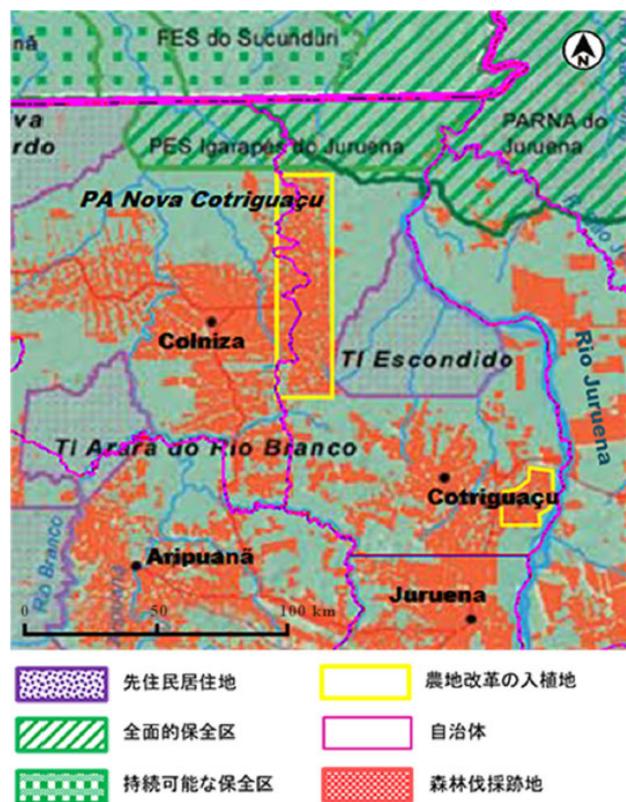


図5 コートリグアスー周辺の土地利用状況〔ISA〔2014〕; ICV〔2016〕をもとに作成〕

³⁵ 土地利用者の各単位による経済活動を特徴づけているのは、（1）文化的・歴史的背景、（2）所有や利益といった土地権を認定する制度的基盤、（3）特定の製品の採取・生産のために適用される技術、（4）獲得された製品と外部市場との節合関係などの複合要因である〔Brodízio 2006: 375〕。

³⁶ ジェ語族のヒキバツァ（*Rikibaktsá*）が居住する。彼らはかつてジュルエナ川流域一帯に居住したが、ゴム・ブーム期以降、河川伝いに流入した天然ゴム採取人の影響（疫病や紛争）により、人口規模と居住域を縮小させた。

³⁷ 両者の範囲は互いに部分的に重複し、隣接する複数の自治体に及んでいる。ジュルエナ国立公園はアマゾナス州とマト・グロッソ州の5つの自治体に跨り、アピアカース生態保全区（RESEC Apicás）とアピアカー・ド・ボンタウ・イ・イゾラードス先住民居住地（TI Apiaká do Pontal e Isolados）とも部分的に重複する〔ISA 2014〕。

³⁸ PA ノヴァ・コートリグアスー以外の入植地は、1990年代に設立され228区画からなるPA コートリグアスー（PA Cotriguaçu）と2000年代に設立され624区画からなるPA ジュルエナ（PA Juruena）が存在する〔INCRA 2020〕。

入植地事業を実施することで組合員に農地を販売・支給した。やがて、1991年に入植地事業の実施範囲はアリプアナンから新たな自治体として独立した。

マト・グロッソの植民で最も重要な役割を演じたのは、COTRIGUAÇUと同様、ブラジル南部を出身とする小規模な法人企業であり、私的植民は事業件数、動員規模、経済効果のいずれの点でも、公的植民を凌駕した³⁹。同州内に141存在する自治体は、多くの場合、公私の事業主によって実施された個々の入植地事業が行政単位へと昇格したものである。PA ノヴァ・コートリグアスーについても、今後、住民投票の結果次第では、新たな自治体として独立する潜在性も秘めている。

III-3 PA ノヴァ・コートリグアスー

農地改革の入植地 PA ノヴァ・コートリグアスー（以下、「ノヴァ・コートリグアスー」と略記）は、自治体内では最大の規模を持つと同時に、これまで州内で築かれた555件の入植地の中でも、とりわけ大規模なものである [INCRA 2020]。その領域は南北74 km、東西13.5 kmに広がり、面積は99,988 haにも及ぶ。入植地は、合計1,502区画の「農地」⁴⁰に分割されている。人口に関する公式な統計は存在しないが、INCRAのデータによれば、1,171世帯が公式な受益者として登録されており [INCRA 2020]、居住者数は4,500~5,000人と推定される。入植の開始は1992年で、INCRAから「承認 (*homologação*)」⁴¹を受けたのは1995年である。入植地は8つの地区からなり、それぞれには住民組合が置かれ、中心部には「アグロヴィラ (*agrovila*)」と呼ばれる人口集中地が存在する [図6]。アグロヴィラのうち、とりわけ規模が大きく、行政上、重要な地位を占めるのは、南端部に位置するノヴァ・エスペランサ (Nova Esperança) と、中央に位置するノヴァ・ウニアウン (Nova União) である [図6の◎]。コートリグアスーの中心市街地からは、道路距離にして前者は50 km、後者は105 kmの地点に位置する。

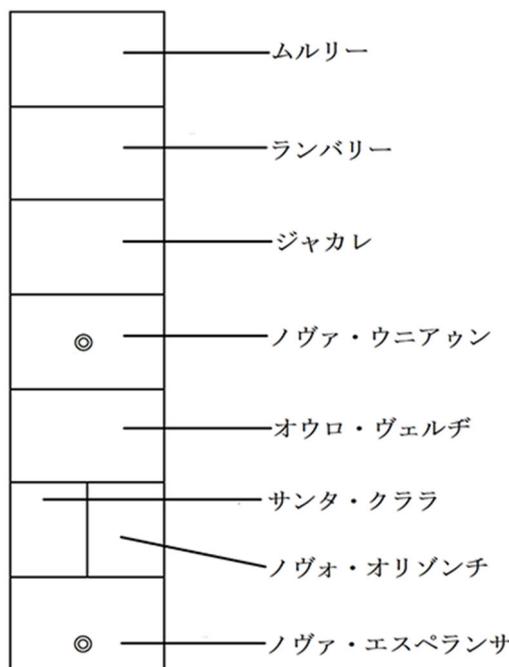


図6 PA ノヴァ・コートリグアスーの地区位置関係 (筆者作成)

入植地は、標高200 m前後のなだらかな丘陵地帯に立地する。この地域は、ブラジル中央高原の縁辺部に当たり、高原地帯が徐々にアマゾン平野へと向け下降している。こうした立地条件により、入植地の地形は起伏が激しく、農地の形状も変則的である。ノヴァ・ウニアウン近辺を境に、南部と北部では、性質の異なる2種類の土壌が分布する。IBGEの土壌地図によれば、南部には「岩石性ネオソロ」 (*neossolo litórico*) が、北部には「アルジソロ」 (=アクリソル⁴²) が分布する [IBGE 2009]。ネオソロ (「新しい土」の意味) は風化などの変成作用を受けていない土壌を、そして「岩石性」とは薄く積もった表土のすぐ下層が岩石

³⁹ イェプセンは、1970~90年の期間中、アマゾンで占拠された土地面積全体のうち入植地事業が占めた割合について、マト・グロッソ州では公的植民 (農地改革) が5.5%であった一方、私的植民が39%に上った点を指摘している [Jepsen 2006: 843-4]。

⁴⁰ 入植地は (1) 地方区画 (*lote rural*) と (2) 都市区画 (*lote urbano*) によって分割されている。 (1) は農牧畜や保安林として利用するために適用される大規模な区画を指し、 (2) は建造物が密集して建つ小区画を指す。以下の記述で「農地」といった場合、そこに適用されている土地利用の形態を問わず、 (1) に分類される土地区画を指す。

⁴¹ INCRAは入植地設立から数年間のうちに入植者全世帯を「農地改革事業情報システム (SIPRA)」に登録し、入植地事業の正式な受益者として承認する。これにより入植者は、インフラ事業など政策の初期段階でもたらされる恩恵を享受する権利を得る。

⁴² アクリソルの性質に関しては、II-1で説明した通りである。

になっている状態を指す [Embrapa 2006: 181]。ここでは、植生被覆の消失後、表土の流失が進みやすく、やがて、石ばかりの土地へと変化する。つまり、入植地は、全体的に起伏が多く、岩石性あるいは強酸性粘土質の土壤であり、入植者の言葉を借りれば、典型的な「壊れた土地」(*terra quebrada*) である。こうした地形および土壤条件により、入植者の大部分は牧畜と樹木作物の栽培のいずれかに従事している。

入植地が立地する土地は、元々、ブラジル南部の不在地主が所有するファゼンダであった。とはいえ、農場設備が存在したわけではなく、そこは広大な森林地帯であり、マホガニー (*mogno*) などの商業樹種を探し求めて分け入った木材業者によって、非公式な採取活動の場として利用されていた。1992年、INCRAはこのファゼンダを農地改革の用地として購入した[INCRA 2020]。入植地の設立決定から間もなくして、入植者の第一陣である 445 世帯が到来した。そのうちの 1 人であるグスターヴォの回想を手掛かりに、彼らが入植地にやってきた経緯を確認してみよう。なお、グスターヴォを含め、本稿に登場する個人名は、すべて仮名に置き換えられている。

グスターヴォは、ブラジル南部サンタ・カタリーナ州の出身でポーランド系の出自を持つ。入植地には 92 ha の農地を持ち、妻、娘、息子と暮らしていた。妻の父親カルラウンとその家族も、近隣の農地に住み、彼らも先駆者の 1 世帯であった。グスターヴォは、ロンドニア州の金鉱山で働いた経歴も持つが、入植地への移住以前は、主に南部で生活していた。1990年に、「土地なし地方労働者の運動 (MST)」が、マト・グROSS・ド・スウ州にあるファゼンダを占拠した知らせを聞き、彼もキャンプに参加した。キャンプは 400 世帯以上が参加する大規模なものであり、そこで彼は、同じく運動に参加していた妻や義父と知り合うことになった。

キャンプ生活は数年間に及んだが、最終的にファゼンダの収用は実現しなかった。一方、INCRA 職員は、当時、新たに設立計画が進んでいたノヴァ・コトリグアスーでの農地支給を、参加者たちに提案した。こうしてキャンプの参加者のうち、この提案に賛同した者たちと、他のキャンプで同様の提案を受け入れた者たちを合わせた 445 世帯が、入植地に移住した。グスターヴォら先駆者は、キャンプからトラックの荷台に乗せられ、3 日間の行程を経て入植先へと辿り着いた。彼らは、現在のノヴァ・エスペランサにキャンプを設置し、そこを起点に開拓を進め、その後、家族を呼び寄せた。そして、木材業者が築いた林道を頼りに森林の奥へと分け入り、農地の造成を進めた。グスターヴォ一家が、現在の農地に移り住んだのは 1993 年 6 月のことであった。

筆者の調査時点である 2016 年 (以下、「現在」) の段階で、ノヴァ・コトリグアスーの南部に入植した先駆者 445 世帯のうち、入植地に住み続けていたのは、わずか 14 世帯にすぎない⁴³。グスターヴォ一家は、その 1 つである。わずか 23 年間の内に、約 97% の世帯がこの入植地を離れたことになる。この状況は、入植地における土地利用の流動性の高さを如実に物語っている。また、この事実は、現在、入植地に居住している人々の大半が、自発的植民の結果として、農地を獲得したことを意味する⁴⁴。

IV 自発的植民の実態

IV-1 都市化の様相

農地改革の入植地には、入植者の生活上不可欠な機能を果たす「社会地区 (*área social*)」⁴⁵が設置され、そこには一定の人口集中が発生する。アグロヴィラ (「農業町」の意) とは、社会地区の人口が増加し、さしずめ市街地の様相を帯びた場所を指すが、その規模、形態、構成要素は入植地によって異なる。ノヴァ・

⁴³ そのうち 1 世帯はすでに農地を売却し、ノヴァ・エスペランサで宿泊業を営んでいた。

⁴⁴ ノヴァ・コトリグアスーに関しては詳しく把握していないが、入植者が土地を譲渡する契機については、他の入植地での調査事例から説明することができる。すなわち、(1) 土地獲得直後、(2) 「承認」に向けた調査が行なわれる直前、(3) インフラや住宅事業が行なわれた後、(4) クレジットが給付され農場設備が整った後などである。いずれも、居住・生産の条件が改善され、土地の価値が上昇したことにより、取引が発生している。

⁴⁵ 多くの場合、社会地区の前身とはかつてファゼンダの経営拠点 (*sede*) が置かれた場所であり、当初から一定のインフラ (水源、電源、道路、納屋、労働者用住宅など) が完備されている。入植地はそれらの機能を継承している。

エスペランサ地区の社会地区を例にとると、その面積はおよそ 1 km² に及んでおり、中心部には学校⁴⁶、診療所、生産組合、各宗派キリスト教会、運動場、宿泊所、各種店舗、住宅など、多くの建造物が配されている。住民は 500 人ほどで、入植者の他に、農地の売却後、あるいは他所からの移住後、入植地内で雇用に就く者などが含まれる。周縁部には、「菜園 (*chácara*)」と呼ばれ、1~2 ha の小さな農地を伴う住宅が設置されている。

レオナルドという青年によれば、アグロヴィラでは、いずれの空間にも区画が施され、それぞれには主人がおり、他者がみだりに占有することはできないのだという。「ここにはすべて規則がある。例外は、所有者が放棄した土地を 5 年以上占有した時で、その場合、取得時効が成立する」と、彼は説明した。区画の取引はこの規則に準じて交わされ、最近の事例としては、R\$ 15,000 で売却された運動場奥の 750 m² (30 m×25 m) の区画に関する言及があった。

彼の言う規則とは、最初に直接占拠し、区画を施した先駆者に対して発生した占有権を起源とし、当事者たちの間で非公式かつ慣習的に構築されたものである。占有の事実をもとに公証人 (*tabelião*) を通じて「占有証書 (*escritura de posse*)」などの任意の文書が作成され、現地の登記所 (*cartório*)⁴⁷ に登録される。それ以降も、取引が成立した場合、その際に発生した文書類は、随時、登記所に保管・蓄積される。文書の作成、公証、登記により、取引で交わされた手続きの適切さが保たれ、その履歴が連続する登記記録の形で公開されることによって、占有地の譲渡を可能にする慣習的規則は効力を発揮する。そして、これらは将来的に期待される「正則化」との関係において、とりわけ重要な意味を持つことになる。

ノヴァ・エスペランサ地区より形成時期が遅れたとはいえ、ノヴァ・ウニアウン地区には、入植地最大のアグロヴィラが形成されている。1994 年当時、入植地の南半分が入植が完了しつつあった一方で、北半分は空白状態にあった。このため、INCRA は新たな入植者を募集し、その情報が口伝えや農業労働者組合 (FETAGRI-MT) などを通して周辺住民に広がり、入植ブームが沸き起こった。その際、現在のノヴァ・ウニアウンの中心部にキャンプが形成され、入植が開始されていった。

ノヴァ・ウニアウンの初期の状況を知るホナウドという男性は、アグロヴィラの区画と 50 ha の農地を保有していた。パラナー州出身の彼は、若い頃、ロンドニア州へと移民し、1995 年にノヴァ・ウニアウンにやってきた。そして、キャンプ参加者から 1 区画を R\$ 500 で買い取り、そこに住宅を建て住み始めた。農地に関しては、移住から 1 年後、INCRA が派遣した測量士に R\$ 100 で策定を依頼し、「承認」を受けた。彼は以前、農地で肉牛を放牧していたが、現在では特に何かに利用しているわけではなく、将来の売却に向け、地価が上昇するのを待っていた。

同じく、パウロという男性は、パラグアイで生活していた時に、ノヴァ・ウニアウンの情報を聞きつけ、2000 年頃に移住を決意した。移住後間もなく、50 ha の農地を R\$ 1,000 で、その後、2 ha の菜園を R\$ 350 で買い加えた。農地では 100 頭ほどの肉牛を放牧し、普段は菜園に住んでいた。移住当初、アグロヴィラ中心部の区画を R\$ 500 で購入することを誘われたが、その時は取引に応じなかった。しかし、現在、同区画の地価は R\$ 100,000 にまで高騰しており、当時、それを買いそびれたことを後悔していると彼は語った。一方、最近、彼の菜園を R\$ 100,000 で購入することを願う者が現れたため、その取引に応じるかどうかを検討しているようであった。

ノヴァ・ウニアウンのアグロヴィラは、なだらかな丘陵の上であり、市街地周辺の小高い丘からは、周囲を見渡すことができた。かつて一帯を覆っていた熱帯雨林は、20 年以上に及ぶ入植の影響により、灌木がまばらに生える、見渡す限りの「牧場 (*sítio de gado*)」⁴⁸へと変貌していた (図 5)。筆者が滞在した乾季

⁴⁶ 初等と中等課程からなる公立学校である。ブラジルでは中等課程修了者の誰もが、同課程以下の教員資格を持つため、教師は主に入植者自身が務める。

⁴⁷ 公証人によって運営される民間企業であり、全ての個人や法人が利用できる [Holston 1991: 699]。植民と公証制度は密接な関係にあり、登記所はフロンティアのあらゆる小都市にも存在する [Foweraker 1981: 110]。

⁴⁸ 大規模農場が「ファゼンダ」と呼ばれる一方、入植地を含め小中規模の農地に築かれる「農場」は、生産品目を問わず、「*sítio*」と呼ばれる。本稿では、牛を主とした家畜飼育に利用される「農場」を「牧場」と記す。牧場は牧草地と生産設備によって構成される。

の終盤には、全域で牧草地 (*pasto*)⁴⁹を造成・維持するための野焼きが行われ、至る所から煙が上がっていた。一方、主幹道路に目を向ければ、周辺から採取された巨大な樹木を満載させたトレーラーが観察され、市街地も通過していった (写真1)。アグロヴィラの外れには、5社の木材工場 (*serraria*)が存在する。ただし、木材価格の低迷により、筆者の滞在時は1社のみが操業していた。そこで働く男性の説明によれば、すべての工場が操業すれば、100人以上の雇用が供出されるという⁵⁰。このようにアグロヴィラの人口増加には、採取産業の発展も深く関与していると考えられる。



写真1 ノヴァ・ウニアウンを通過する木材運送トレーラー (筆者撮影)

アグロヴィラを通る主幹道路にはアスファルトが敷かれており、道路沿いには、スーパーマーケット、ガソリンスタンド、ホテル、農業資材店、パン屋、薬局、衣料品店、自動車整備工場など、多種多様な商業施設が軒を連ねていた。また公共施設に関しても、ノヴァ・エスペランサで見られたものに加え、自治体役場の出張所、郵便局、交番なども設置されていた。これらの道路沿いの施設の背後には、多数の住宅が立ち並んでいる。その建設は、現在も進められており、市街地は拡張し続けている。その景観は、「アグロヴィラ」というより、もはや小規模な都市を想起させるものであった。

アグロヴィラに配置された施設が果たす機能は、(1) 市場、(2) サービス、(3) 行政の3つに大別できる [Coy 1992: 7]。民間事業者や行政機関が提供するこれらの機能は、入植者の生活を、外部世界と接続する役割を果たす。同時にそこは、外部市場へと向け、農地から抽出された自然資源が集積・搬出される拠点でもある [Coy 1992: 15]。アグロヴィラに人口吸引力が発生するのは、そこが入植地の内外における人や資源の流出入が活発に繰り返される基点であることに由来する。

私的植民を通じて形成されたマト・グROSS北部の新興都市を研究したコイは、ブラジル南部を出身とする植民者に共通して見られる基本的特徴が、「土地の不在経営への志向性 (*absenteeism*)」にあると指摘している [Coy 1992: 16]。彼らは、新たに獲得した農地の管理を雇用した賃金労働者に委ね、自身は入植地の中心部で「地方における都市的生活様式 (*urbanismo rural*)」 [Rego 2015: 89] を志向する。農地改革の入植地は、私的植民のモデルを模倣したものであり [Rego 2015: 91]、植民者の生活は、同様の志向のもとに営まれる。ノヴァ・コートリグアスーの事例でも、入植直後は農地に居住したとしても、後にアグロヴィラに生活の場を移す傾向が明瞭に認められる。

ここで見てきた2つのアグロヴィラは、外観と機能において都市的性格を帯びるだけでなく、行政上も(地方域ではなく)「都市域」として区分されていた。距離は遠く隔たっているものの、両者はコートリグアスーの中心市街地を「飛び地」として構成する「街区 (*bairro*)」であった。植民を通じて自治体内に一定規模の人口集中地が発生すると、現地の住民組合はその空間を中心市街地の一部として認定するよう、自治体政府に要求運動⁵¹を展開する。それに応じる自治体側は、議会 (*câmara*) を通じて自治体法を制定

⁴⁹ 本稿でいう「牧草地」とは、農地や市街地といった土地規格の類型ではなく、土地利用の様式である。

⁵⁰ ノロエスチ全体で木材採取が過熱する中、ノヴァ・ウニアウンはその加工産業の一拠点となっていた。筆者が泊まったホテルには、州内の他地域から木材の買付にやって来た男性が滞在していた。このように、入植地経済は広大な産業ネットワークの中で営まれている。

⁵¹ 筆者が調査した他地域の事例では、FETAGRI-MTの組合員たちが、入植地のアグロヴィラに隣接する土地にキャンブを築き、2年間に渡って占拠した。農地改革は失敗に終わったが、組合員たちは占拠を続けた小区画に占有権を獲得

し、そこを「都市域」の一部として正則化⁵²する措置を取る⁵³。

自治体政府が正則化を適用できるのは、人口集中地が「都市域」の認定に必要な「規格 (*módulo*)」に対応して形成されているからである。密集した小区画が画一的に配置される設計がなされ、その規格の範疇に合致することを証明する書類が作成され、登記所で保管・公開される。周到に準備された一連のプロセスは、都市域の正則化を呼びこみ、最終的にインフラなどの政策的恩恵に与かるための戦略である。入植地全体の人口は増加傾向にあり、今後、さらなる非正規な市街地が拡張していくと、自治体政府による正則化、インフラ整備は、地価上昇を伴いながら進展していくことが予想される。また、この過程は、その都度、土地取引を促進する。

その一方で、入植地全体をみると、INCRA からの権原移譲／所有権認定は未完了で、法的には依然として「公有地に築かれた占有地」の状態にある土地が大半を占めている。II-3 で述べたように、アマゾンにおける占有地の正則化に関する法制度自体はすでに確立されている。いずれの住民組合においても、占有地の所有権認定が、INCRA への主要な要求の 1 つとなっており、今後、入植地全体の正則化も進んでいくことであろう。その所有権認定の背後には、土地の商品化という観念が必ずや潜んでいる。市街地・農地を問わず、その土地取引および合法的な商業利用は、ますます促進されていくはずである。

IV-2 農地の策定

ノヴァ・コートリグアスーの北側に位置する 3 つの地区は、概して住民が希薄である (図 6)。これは、不在経営された牧場が大半を占め、「地主」である入植者たちは、主にノヴァ・ウニアウン地区のアグロヴィラに居住しているためである。ノヴァ・ウニアウン地区の北に隣接するジャカレ地区には、1 軒の商店、運動場、数軒の住宅からなる小さなアグロヴィラがあるにすぎず、電線が引かれているのもそこまでである。その北のランバリー地区には小さな公立学校が設置されているものの、アグロヴィラは認められない。最北部のムルリー地区には、定住者が存在しない。

ノヴァ・コートリグアスーの南側がブラジル南部出身者で占められている一方、ノヴァ・ウニアウン以北に入植したのは、ノロエスチの西に隣接する Rondônia 州からの流入者たちであった⁵⁴。Rondônia とコートリグアスーは、1986 年に開通した州道 MT-206 号によって結ばれている (図 4)。この道路は、Rondônia 州のマシャデーニョ・ドエスチ (Machadinho D'Oeste) から州境を跨いでコウニーザへと入り、ローズヴェルト川とアリブアナアン川を越えてコートリグアスーへと至る。流入者たちは、この未舗装の道路を通り、ノヴァ・コートリグアスーを含めた沿線上の複数の入植地へと拡散した。

Rondônia は、「INCRA の州」(Estado do INCRA) という異名でも知られるように、公的植民との密接な関係において発展を遂げた地域である。植民の開始は、同地域が未だ連邦直轄領 (Território Federal de Rondônia) であった頃の 1969 年に遡るが、植民者の増加は、1981 年に実施された公的植民であるブラジル北西部開発計画 (POLONOROESTE) によって加速化した。この計画では、世界銀行からの US\$ 11 億の供与により、高速道路 BR-364 号 (図 4) が建設され、その沿線地帯に当たる Rondônia 全域 (243,000 km²) とマト・グロッソの西半分 (180,000 km²) において、多数の入植地事業が実施された [Brower 1994: 47]。

した。やがて、連邦政府の電力普及事業の予算をもとに自治体政府が電線を敷設すると、キャンプでは建設と土地取引のラッシュが発生した。最終的に当初のキャンプは、アグロヴィラの拡張部分を形成するに至った。

⁵² ポルトガル語で「正則化 (*regularização*)」とは非正規な状態を正規化することを指す一般語である。当事者たちにより都市計画を模倣した都市域が築かれ、事後的に都市行政の対象に組み込まれることも同様に呼ばれる [cf. Nielsen 2012: 350-1]。

⁵³ 農地改革の入植地としての起源を持つマト・グロッソ北部の主要自治体ルーカス・ド・ヒオ・ヴェルヂの事例に触れておく。1995 年に同議会は、道路距離にして 59 km 離れたグロスランヂア (Groslandia) というアグロヴィラを、中心市街地の一部として正則化する法律を可決させている [Câmara Municipal de Lucas do Rio Verde: 1995]。

⁵⁴ Rondônia 出身者といっても、彼らはマト・グロッソ北部の植民者と同様、ブラジル南部からアマゾンへと移り住んだ者やその次世代に当たる人々である。Rondônia からノロエスチへの入植ブームは、2000 年代初頭にピークを迎え、以降下火になった。一方、入植地への人口流入は、現在も継続しており、それは州内を主体に、国内各地からの移民によるものである。

同時期に、錫鉱山が開発されたことも相まって、 Rondônia の経済は急速に拡大し、1982 年には「州」へと昇格した。1970 年の時点で 111,000 人に過ぎなかった域内人口は、1985 年には 1,028,500 人にまで急増した [Brower 1994: 49]。

Rondônia 系入植者の一人で、ノヴァ・ウニャウンの住民組合の会長を務めるヴィトールは、2000 年を前後して発生した Rondônia から ノロエスチへの植民者の流入／人口移動の背景を以下のように説明した。「Rondônia は、平坦で肥沃な土地も多く、州面積自体も比較的小規模であったため、交通網が急速に整備され、開発もより速く進んだ。1990 年代後半になると、当初の入植地事業が展開した地域では、土地の取得がもはや困難な状況になり、多くの入植者は、ノロエスチのように多くの未開地が残る辺境を目指し、移動を開始した」(以上、要約)。彼らの間では、Rondônia と ノロエスチが、それぞれ開発の進んだ地域と遅れた地域として対比されており、人口移動は前者から後者へと向けて発生したことになる。

ヴィトールは、クイアバーノ (*cuiabano*: マト・グロッソ南部出身者) であったが、1980 年代に家族とともに Rondônia へ移住し、若年期を同地の入植地で過ごした。その後、1996 年にノヴァ・コトリグアスーの話を聞きつけ、現地を視察したうえ、最終的に移住を決意した。そして 1998 年に、Rondônia から家族を呼び寄せた⁵⁵。現在の農地は、ノヴァ・ウニャウンのアグロヴィラから 12 km の地点に位置している。彼はその場所を、自ら足を運んで選定し、4 隅の基準点を定めて区画を策定し、INCRA の測量士に依頼して承認を受けた。ノヴァ・コトリグアスーの南側の農地は 100 ha が分割基準であったのに対し、北側では、その基準が 50 ha であった。彼によれば、「Rondônia 出身者にとってはちょうどよい規格だったからだ」という。生産性の高さゆえ、Rondônia の入植地の農地は 10 ha 程度で分割されており、ノヴァ・コトリグアスーへの移住の際にも、50 ha の農地は十分な規模と捉えられたのである。ノヴァ・ウニャウンのキャンプに辿り着き、現在の住居が建つ都市区画や農地を策定した過程について、彼は以下のように述懐した。

ここに着いた時点で、どうやって区画を決めていくのかとか、どこが将来的にアグロヴィラになっていくのかとか、誰もが知っていたよ。これは農地改革が始まるずっと以前から、行われてきたやり方だ。…Rondônia でだって、まったく同じやり方だった。つまり、すべてばっちり (*certinho*) できていたのさ [2016 年 9 月 1 日]。

入植者の間には、フロンティアでの生活経験を通じて、世代を超えて受け継がれてきた、入植地を自発的に形成するための「見取り図」が共有されているようである。彼らは、占有した土地がやがて迎える発展の軌道に応じて、随時必要となる処置を施していく。ヴィトール自身が、すでに人生で 2 度経験しているように、入植地の移動の契機は十数年から 1 世代のスパンで到来する。この移動は、生産力が非持続的な テラ・フィルメの自然環境とフロンティアの経済過程の双方向的影響により生じるものである。

入植地事業が実施された地域では、地価の上昇が必然的に発生する。その理由は、道路などのインフラ整備が進み、市街地 (アグロヴィラ) が形成され、周辺一帯の土地や自然資源への接近が容易になることによる。また、各世帯や組合に対して給付されるクレジットや助成金などの財政資源⁵⁶も、地域全体の開発を促進し、土地の価値を高めていく。地価上昇のメカニズムには、こうした入植地事業の制度に加えて、地域や時代に固有の状況も複雑に作用している。

Rondônia に建設された入植地では、1980 年代～1990 年代初頭、連邦政府や世界銀行などにより多年生作物 (コーヒー、ココア、バナナ etc.) の栽培が奨励されたにもかかわらず、多くの入植者は単年生作

⁵⁵ ヴィトールの親族のうち、きょうだい、いとこ、おば、おいなどが、Rondônia からこちらに移り住んできた (一部は、現在も Rondônia に在住)。彼らの土地は、アグロヴィラの住居も、農地も互いに隣り合わせで立地していた。

⁵⁶ ノヴァ・コトリグアスーでは、2000 年に入植者各世帯に PRONAF が支給された。なお、入植地に非公式に獲得された農地であっても、自己申告による「地方環境地籍 (CAR)」の登録証を取得していれば、事業者は中央銀行から「農業クレジット (*crédito agrícola*)」の借入を得ることができる [Klingler and Mack 2020: 9-10]。

物（イネ、インゲンマメ、トウモロコシ etc.）の栽培を選択し、最終的には牧畜へと生産体系を推移させていった [Browder 1994: 51-52]。 Rondônia は、当初の想定ほど肥沃な土壌に恵まれておらず、収穫までに一定の年月を必要とする多年生作物より短期間で成果の得られる単年生作物が選好され、その後貧弱な土壌条件でもうまく生育する牧草の栽培へと移行したのであった。

植民者にとっての牧畜とは、確実な成功をもたらす事業モデルであり⁵⁷、アマゾンにおけるその普及過程は、「牧畜化 (*pecuarização*)」という言葉で知られてきた [cf. Poccoardo-Chapius et al. 2001]。次節で詳述するように、牧畜は経営規模に関わりなく、フロンティアで営まれる経済活動に、様々な点で適合し、大きな利益をもたらす。そのため、公的植民による入植者が住民の多数派を占めた Rondônia においても、牧畜は急速に普及していった。牧畜の浸透は、入植地とその周辺地域一帯で、土地需要を増大させた。そして、不動産投機を目的に農地を購入する植民者の関心を引き付け、地価上昇をさらに加速化させた。

前節で言及したホナウドとパウロの事例が示すように、あらゆる入植者は、投機的な意図を込めて、複合的に入植地の土地を利用する。牧場の造成は、生産活動に必要な設備を構築することであると同時に、将来的な売却を念頭に置いた不動産事業でもある。この事業は、森林伐採/木材採取で得た資金、そして入植地設立当初に付与されたクレジットを元手に、牧草地、柵、住宅、利水設備といった具合に、牧場の構成要素を徐々に整えていく過程として営まれる。設備がより充実した牧場ほど、より高い値段で取引される。生産と不動産投機のいずれを考えても、牧場の形成は、わずかな期間、費用、労力で彼らの目的を達成することに繋がる⁵⁸。牧畜は、たとえ不在の状態でも経営されるにしろ、生産活動に該当することになり、占有の正当な根拠を生み出す。このように、牧畜化が進展するメカニズムには、フロンティアの拡大過程の特質を熟知した植民者の在来知が投影されている。

1990年代の Rondônia における POLONOROESTE が実施された地帯では、上記の複合要因を通じ、土地需要の増大と地価上昇が引き起こされた。地価上昇は、入植者が農地を売却する動機となる一方で、同一地域内での新たな土地の獲得を困難にする。両者の作用により、入植者は農地を手放すと同時に、より廉価で生産性の高い土地を求めて、周辺地域への移動を開始する。 Rondônia からノロエスチへの人口流入は、このメカニズムを通じて発生したと考えられる。

IV-3 農地の利用

IV-3 (1) アグロフォレストリー

「アグロフォレストリー (*agroflorestal*)」とは、熱帯雨林の生物多様性、植生の多層構造、生物相の遷移過程を模倣し、多様な樹木性商品作物を複合的に栽培する生産体系のことである (写真 2)。 III-3 で言及したグスターヴォと義父カルラウンの一家は、共にこの生産体系に基づき経済活動を営んでいた。しかし、ノヴァ・コートリグアスーの入植者の 8割以上は、肉牛を主体とした畜牛飼育のみに土地を利用していた。牧畜以外で比較的多くの人々が従事していたのは、コーヒーやカカオを主体とした樹木作物の栽培である。ただしそれも、1品目を単体で栽培するのが一般的で、アグロフォレストリーが実践されるケースは例外的である。

既存の研究では、単位面積当たりの生産性、収益性、雇用創出力といった経済的観点、そして持続可能性といった生態学的観点から、アグロフォレストリーの様々な優位性が確認され、ブラジルでは、行政、学術、NGO などを通じて、その普及が奨励されてきた [e.g. Brondízio 2004; Porro et al. 2012; Vivan 2011]。

⁵⁷ 1970年代に公的植民が実施されたパラ州の BR-163 号沿線地域を調査したモランは、以下のように記述している。「『成功』した農業者たちは、作物の耕作よりも牛の放牧を目指す傾向がある。この『立証効果』は、小規模な農業者たちの間の通念を裏付けるものである。つまり、『穀物は結果を生まない』のであり、成功した未来が欲しいのであれば牧草地を造成しなければならないのである」 [Moran 1975: 139]。

⁵⁸ ブロウダーは、1980年代の Rondônia に関する世界銀行の分析に基づき、不在経営者にとっては、100 ha の土地で森林伐採後に牧草地を造成し、4年以内に売ることが、何ら生産物を生み出すことなしに、最も高い運用益をもたらすと指摘している [Browder 1987: 56]。



写真2 アグロフォレストリーで栽培されるコーヒー木（筆者撮影）

そのモデル・ケースとして多大な関心を集めてきたのは、パラナ州トメアスーの日系植民者の事例である [Yamada 1999]。しかし、このモデルに対しては、日系人同士の民族的紐帯、日本との資本や市場を介した結びつき、その他諸々の文化的規範の複合を成功要因として考慮しない限り、非日系社会における再現性や普及には限界があるとの指摘もなされてきた [Piekielek 2010: 14; Porro et al. 2012: 401]。

一方で、アグロフォレストリーの推奨者たちは、非持続的な生産体系であるとして、牧畜を問題視してきた [Porro et al. 2012: 394; Yamada 1999: 633]。しかし、彼ら自身も認める通り、牧畜はアマゾン植民者の関心を

最も引き付ける生産体系であり [Piekielek 2010: 22]、入植者の圧倒的多数はそれに従事している。この事実は、推奨者たちの主張する生産性や収益性をめぐる合理性とは別に、植民者たちに独自の合理性・論理が存在していることを示唆する。それは、牧畜そのものを基軸に構築されていると考えられる。

アグロフォレストリーを実践するカルラウンは、妻、3人の息子、1人の孫娘と生活しており、息子たちは父親の農場を手伝っていた。カルラウンは、ブラジル北東部のセルジペ州の出身であり、幼少期にパラナ州へと移民した。その後、パラグアイやボリビアなども含め、各地で仕事を転々としてきたが、娘婿のグスターヴォと同様の経緯から、現在の農地を獲得するに至った。彼の農地は92 haであり、その中を貫通する道路によって2つの部分に分かれていた。道路を挟んで北西側は、傾斜が急なため、主に牧草地として利用されていた。一方、南東側は、住宅、小規模な牧草地、養魚池を除けば、大半がアグロフォレストリーに利用されていた。商品化に向け栽培されていた作物は、主にコーヒー、カカオ、モモミヤシ (*pupunha* : *Bactris gasipaes*)⁵⁹の3つである。前二者は、共に好陰性の低木で、直射日光を遮るために植栽された高木類⁶⁰の下で栽培されていた。

カルラウン一家の栽培するコーヒー木は、8,000本におよぶ [写真2]。2015年には、110袋 (6.6 t) の収穫があり、取引価格はR\$ 270/袋であったため、R\$ 29,700の売り上げとなった。ただし、作柄に関しては、2年連続の不作であった。コーヒーはノヴァ・ウニアウンの取引業者によって買い取られ、州内の工場へと出荷される。入植地内に取引業者が存在することは、コーヒー生産者が決して少なくないことを示している。しかし、コーヒー価格は、1990年代の暴落後、低迷が続いており、生産者は減少する傾向にある。そのため、グスターヴォのように、自給用以外の栽培をすでにやめた入植者もいる。

一方、この地域の気候にうまく適したカカオは、収穫量も多く、価格も安定しているため、良い収入をもたらす。コウニーザの取引業者へと出荷され、その後、州内外の工場で加工される。カルラウン一家は、7,000本のカカオ木を栽培しており、豊作だった2015年には80袋 (4.8 t) の収穫が得られた。取引価格はR\$ 480/袋で、R\$ 38,400の売り上げになった。グスターヴォ一家も、1,700本のカカオ木を栽培していた。

モモミヤシは、果肉や種子も利用価値を持つが、入植地の栽培家たちは、主にパウミート (*palmito*)⁶¹と

⁵⁹ 熱帯アメリカに広く分布し、樹高は20mに達する。入植地の森林にも野生種が生息するが、栽培作物としての原産地はペルーである。野生種は鋭い棘に覆われ栽培には向かず、栽培種と交雑すると次世代は棘のある形質を持つ。

⁶⁰ 高木層として植栽されるのは、ジャトバー (*jatobá*)、アロエイラ (*aroeira*)、コパイバ (*copaiba*) といった現生の樹木に加え、南米原産の樹木作物であるバルサ (*pau de balsa*)、チークなどの外来樹種、ヤシ類などである。これらに関しても木材など副次的用途がある。

⁶¹ モモミヤシの他、アサイー (*açaí*)、ババス (*babaçu*)、ジュサーラ (*juçara*) など様々なヤシ類からも生産される。乳白色で食感が良く、主に瓶詰めで販売される。

いう食品に加工される先端の芯の収穫を目的としていた。収穫期は雨期のさなか、可食部が多量の水分を含み柔らかくなる頃だけに限られる。加工業者は、雨季の45日間だけしか買い付けられないため、収穫作業はその時期に集中する。ノロエスチでは、これを扱う業者はわずかしかなかったが、そのうちの1社が入植地まで買い付けにやってくる。モモミヤシは1度苗を植えれば10年ほどの寿命があり、主幹部を刈り取った後も、数本の脇芽が伸びてくるので、それらを生育して再び収穫が得られる。脇芽は1株から3回ほど発生させ、すべての収穫が終わると新たな苗へと植え替えられる。グスターヴォもカルラウンも、その苗を自家採取した種子から育てていた。

カルラウンは、6,000本ほどのモモミヤシを、主に自家消費とコーヒーやカカオに木陰を与える目的も兼ねて栽培していた。また、その栽培を推奨している自治体役場の農業課が、R\$ 10/kgと良い値段で買い取るため、彼は種子の収穫の方に力を入れていた。2015年には45kgの種子を収穫し、R\$ 450の収入に繋がった。一方、グスターヴォは、カカオよりもモモミヤシの生産に重点を置いており、約15,000本を栽培していた。1本あたり取引価格はR\$ 1.4で、収穫期には5,000本ほど出荷するため、R\$ 7,000ほどの売り上げになる。

しかし、樹木作物から得られる収穫物は、気象条件による収穫量の変化や価格変動に晒されやすい。そのため、カルラウン一家は収入を安定させるために90頭の肉牛も飼育していた。一方、グスターヴォは、肉牛を飼育してはいなかったが、別の形による収入源の多角化を図っていた。彼は小規模な養豚を営んでいたほか、周辺の森林での採取活動も行っており、例えば2015年には、600kgのブラジルナッツ (*castanha-do-brasil: Bertholletia excelsa*) を収穫し、R\$ 2,000の収入を得た。

コーヒーやカカオの栽培に関する入植者たちの声は、「あれだけ手間がかかるのに、収入は放牧とあまり変わらない」、「 Rondônia にいた頃はコーヒーを栽培していたが、ノヴァ・コートリグアスでは成功しなかった」、「(特別な知識と経験を必要とするため) 収穫を待たずに、作物が枯れてしまった」など、否定的なものが多い。カルラウンやグスターヴォに関しては、アグロフォレストリーという生産体系自体への彼ら自身の深い関心が、事業を成功させている要因であるようにも見えた。入植地では、アグロフォレストリーの成功事例が観察される一方で、先駆者世帯の97%が入植地を去り、現在の入植者の8割以上が牧畜という生産体系を選択したのは、どのような要因によるのだろうか。

IV-3 (2) 牧畜

アマゾンにおける牧畜は、単位面積当たりの生産性・収益性に着目すれば、(単年/多年生)作物の栽培と比較して、優位性を備えた産業であるとはいえない。しかしながら、植民者たちは、牧畜を最も合理的な土地利用として推進している。ヘヒトは、その背後に存在する植民者独自の「論理」を指摘している [Hecht 1993]。彼女は、自然環境から価値 (value) を生み出すための手法として、(1) 木材や鉱物など資源の「採取 (extraction)」、(2) 農牧畜による「生産 (production)」、(3) 土地・自然環境に関連した財政的機会や法的権利を発生させる「投機 (speculation)」という3点を挙げている。牧畜が植民者を引き付けて止まないのは、資金・労力・時間への投下コストが低く、同時かつ確実にこの3点に接近できるからに他ならない [Hecht 1993: 688-9]。

まず「生産」の観点からみると、飼料である牧草は、幅広い環境条件に適応し、乾季の終わり (8~9月)



写真3 牧草地造成のために施された野焼きの跡 (筆者撮影)

に野焼きを行った土地に種子を播くだけで、短期間のうちに旺盛に生育する⁶² (写真3)。アマゾンで広く栽培されている牧草は、中央アフリカ原産のブラキアリア属 (*Brachiaria spp.*) の複数の種である。一方、飼育される畜牛の品種は、南アジア原産のネロール種 (*nelore*) であり、高温や乾燥といった条件に高い適応力をもつ (写真4)。作物栽培が、土壌条件による制約や病害虫の影響など自然環境がもたらす様々なリスクに晒されるのに対し、動物飼育である牧畜は、そのリスクに対して強い耐性を示す。また、作物が収穫・出荷に時期的拘束を受けるのに対し、畜牛は飼育者の都合や価格上昇の機会に応じて、処分・出荷時期の柔軟な調整が可能である [Hecht 1993: 692]。ブラジルでは牛肉には常に大きな需要があり⁶³、その価格も安定している。

牧畜に必要となる広大な牧草地は、わずかな労力・費用で造成することが可能である。また、畜牛の飼育は比較的容易であり、その維持費も必要最低限で済む。つまり、植民者の視点における牧畜の優位性とは、(集約性・効率性ではなく) 疎放な土地利用を実現する点にある。なぜなら、占有地が将来的に正則化され、地価が上昇していく前提を考慮に入れた場合、わずかなコストで広範囲な土地の占有を実現する牧畜は、後に植民者により大きな利益をもたらすことに繋がるからである。占有権の適切かつ有効な行使は、非公式な取引を通じて農地を獲得した入植者に課された規範でもあり、また、この権利は司法を通じて積極的に擁護される。したがって、フロンティアの拡張過程と連動しながら、占有を通して投機的利益を追求する植民者にとって、牧畜は最も理に適った事業なのである。

この性質は「採取」の機会を増大させることにも繋がる。牧畜が広大な土地を必要とするという前提は、より広範囲の森林を将来的な牧草地への転用対象地として占有することに正当性を与え、結果的に、事業



写真4 ブラキアリア属の牧草とネロール種の牛 (筆者撮影)

者はそこからより多くの木材を採取できるようになる。テラ・フィルメ森林地帯では、商業価値の高い硬木の分布密度⁶⁴は疎らではあるが、占有面積が広域におよぶため、その採取量は決して少なくはない⁶⁵。木材売却で得た利益は、牧草地の造成費用に投下可能となるし、伐採した樹木は杭木へと裁断され、牧畜に不可欠な柵の設置に利用される。さらに、広い面積におよぶ牧畜が、鉱物資源の「採取」の可能性も高めるのは、その採掘権が土地の占有者に対して付与される規定となっているからである [Hecht 1993:691]。実際に鉱物が採取・獲得できることは稀とはいえ、その山師的な

⁶² 牧草が必ずしも万能ではない点についても指摘しておく。外来種である牧草は、成長阻害物質を分泌しながらカポエイラ (二次植生) として復元してくる在来植物の影響に晒される [Moran 1975: 141]。代表的なものとしては、キク科のアサ・ペイシ (*assa-peixe: Vernonia polysphaera*) などが挙げられる。植民者は、これらの植物を“*praga*” (災厄/雑草) と呼び忌み嫌う。また、除草剤でそれらを除去する労働は、(柵囲いと並び) 入植地に発生する重要な雇用となっている。1980年代のパラー州の入植地では、在来植物の影響により牧草地の維持が困難となり、牧場の経営破綻が相次いだ [Brondizio 2006: 387]。

⁶³ 筆者が2014年にジュイナでPTの政治家に聞き取りを行なった際、同政権の再分配政策が地域にもたらした変化に関して、彼は「労働者たちは週末にバーベキューをするようになった」と指摘した。マト・グロッソ州における食肉産業 (牧畜/ダイズ生産) の成長は、外需に加え、域内需要の増大も関連していると言える。

⁶⁴ 植生が類似する Rondônia 州に関して言えば、商業化できる硬木は55品目中5種が存在し、その分布率は1haあたり1本程度である [Browder 1994: 54]。また、熱帯林は成長速度が速く、わずか10数年の休閑期間で極相林へと復元する。森林伐採後の土地は、そこがカポエイラとして上記の期間放置された場合、再び硬木が採取できる状態になっていると推論できる。

⁶⁵ 注22の記載とも関連するが、牧畜が一般的なノロエスチでは、1世帯が生計上最低限必要な農地面積は100haに設定されている。

欲望も、植民者を牧畜従事に向かわせる要因の1つと考えてよい。

植民者が牧畜に向かう独自の論理は、生産性や収益性のみ限定されない、より包括的な経済活動としての優位性のもとに構築されている。牧畜は、上述した利益の総体を植民者へと結びつける媒介項の役割を果たしていると考えてよい。多様な利益の獲得と絡み合うその独自の論理の存在は、ノヴァ・コトリグアスーの入植者の大多数が牧畜を選択していることを説明し、アグロフォレストリーがどれほど優位な生産性・収益性・持続可能性を示そうとも、牧畜の代替にはなり得ないことも示唆する。

ノヴァ・コトリグアスーの入植者たちは、アマゾニア全体で進展する牧畜化の一翼を担ってきた。前節で言及したヴィトールは、50 ha の牧場に 150 頭の肉牛を放牧していた。この頭数は、面積に比して過放牧であり、「実際は 120 頭が適正」と彼は語った。牧場には、貯水池が設けられており、1 週間以上放置しても牛たちは十分耐えることができる。群れからは、毎年 100 頭ほどの仔牛が生まれるが、メスは残されてオスだけが近隣のファゼンダへと売られていく。仔牛の取引価格は、R\$ 1,000/頭で、2015 年には 50 頭を販売できたため、R\$ 50,000 の収入を得た。

この事例が示す通り、入植者たちが農地で生産している商品とは、ファゼンダへと売られ、食肉用の去勢牛として肥育されるオスの仔牛である。入植者が畜牛の繁殖に従事する状況は、ノヴァ・コトリグアスーに限らず、マト・グロッソ各地で共通に観察される。彼らが繁殖に特化する背景には、食肉の生産システムが小生産者に課す様々な制約⁶⁶が存在することも事実ではあるが、むしろ、ここで注目すべきなのは、アマゾニアにおける牧畜産業全体が、小生産者とファゼンダとの間に築き上げられた「分業」とも言える関係性に立脚しており、入植者がその一端を担っているという事実である。

元来、低コストで操業可能な牧畜産業の中で、最も人件費を抑制できるのは、肥育を担うファゼンダである。大規模な放牧が行われるファゼンダでは、ヴァケイロ (*vaqueiro*: 牧童) 1 人で 1,500 ha もの広大な土地の管理を担当することが一般的である [Hecht 1993: 693]。つまり、この分業関係においては、最も利潤効率の高い生産部門を、ファゼンダが担う構図となっている。

一方、牧畜産業全体で最も利潤効率が低いのは、入植者が従事する繁殖の部門である。種付け、母牛の世話、分娩、仔牛の生育といった各段階では、柵の配置調整、適切な栄養分の付与、薬剤の投与など、多様かつ入念な管理が必要となる [Hecht 1993: 690]。とりわけ、口蹄疫 (*aftosa*) とブルセラ症 (*brucelose*) のワクチン投与は、マト・グロッソ州内では法律で義務付けられており、ファゼンダに仔牛を売却する際の前条件となる。筆者の聞き取りによれば、年間のワクチン代は 100 頭の群れで R\$ 600 に及ぶ。つまり、この分業体制では、生命に対する繊細かつ入念なケアが求められ、より多くの労力・費用の投入を必要とする繁殖部門が、零細な土地経営者である入植者によって担われる構図となっている。

繁殖が肥育と比べ利潤効率の低い生産段階であるとはいえ、作物栽培に比して、牧畜が優位な経済活動であることには変わりがない。それゆえ、入植者の多くはアグロヴィラに住み、「不在」の経営者として、それに従事している。多くの植民者は、仔牛の生産に収入獲得の可能性を見出し、入植地に農地を購入するのである。

牧畜は、自然環境の消耗的利用に立脚した生産活動であり、それによる土地の劣化・荒廃は避けられない。よって、肥育にせよ繁殖にせよ、生産力の低下と新たな土地への移動を前提に営まれる。前述したヴィトールの事例でも観察されたように、入植地で常態化する過放牧は、その荒廃を加速化させる主因となっている。過放牧の状況では、牧草が絶えず摂食されるため、表土は被覆を失い、日光や降雨の影響に、より強く晒されるようになる。そして、密に放たれた畜牛が、その上をより頻繁に歩き回ることによって土壌構造の崩壊が進んだ表土は、一層脆く流失し易い状態へと変化していく。このように牧畜は、森林資源だけでなく、土壌資源をも消尽させながら、十数年という短期的なスパンで操業される。この点は、すべての Rondônia 系入植者が、すでに人生で複数回、移動を経験している事実からも明らかである。

⁶⁶ 具体的には、屠畜場は小規模の入荷を受け付けないこと、また入植者自身によって枝肉を外部市場に流通させるのが困難であることなどが挙げられる。

牧畜を通じた消耗的な利益追求は、フロンティアの拡大と農地の集積化にも繋がっていく。ノヴァ・コートリグアスーでは、およそ数 100~1,000 ha もの農地を経営する入植者が増加しつつある。筆者の調査では、その具体例に関する情報も得られている。パラナー州出身のジッソは、ロンドニアを経て、2001 年にノヴァ・コートリグアスーへとやってきた。移住後、農地を徐々に買い足して 4 区画、計 336 ha を保有するまでになり、オウロ・ヴェルヂ地区住民組合の会長も務めている。INCRA への各区画の利用者登録は、名義上はそれぞれジッソ、2 人の息子、娘となっているものの、実際にはジッソ本人が全体を経営していた。農地では繁殖用に 500 頭の肉牛を、そして自宅の敷地の一面でも 10 頭の乳牛を飼育し、すでに土地を売却したかつての入植者の男性 1 人を雇用し、住み込みで農地の管理にあたらせていた。つまり、長年の利用により低下した地力を、経営規模の拡大と土壌改良⁶⁷を通じて克服できる財政基盤を有したジッソのような経営者による土地需要が絶えず存在するため、独自の論理に基づく入植地の牧畜産業は、有効な利益追求の手段となりうるのである。

V 結論

本稿では、アマゾンにおける農地改革と植民を一体性のもとに捉え、正則化という未来を見据え、入植地事業と連動しながら進展する自発的植民について、現地調査で得られた知見に基づき考察を試みた。事例研究では、農地改革の入植地 PA ノヴァ・コートリグアスーで発生した自発的植民に関して、(1) 都市化の様相、(2) 農地の策定、(3) 農地の利用という 3 つの側面に注目し、入植地内部の都市域と地方域に策定された様々な形態の土地区画が、植民者の在来知に基づき利用され、フロンティア特有の政治経済的過程へと取り込まれ、やがて、さらなる辺境域での土地と財の領有に向けた推進力が生成されるメカニズムの分析を試みた。

3 つの側面に共通して観察される特徴とは、入植地事業がフロンティアの領域化に向けた居住・生産設備の構築と土地の私的所有権の確立を同時に推進する施策であることにより、入植地内部での土地需要を増大させ、入植者に土地投機への動機を与え、最終的には、先駆者から後発者への土地の譲渡が促進されてきた点である。ノヴァ・コートリグアスーのように正則化が完了する以前の段階でも、市街地や農地をめぐる、占有と譲渡が繰り返され、将来的に正則化が完了した段階では、さらに組織化された商業利用と土地の合法的売買が進展する状況が予想される。

入植地内部での自発的植民を通じて、優れた経営者への土地の集積化が進んでいく傾向は、とりわけ、2000 年代後半以降、盛んに議論が交わされるようになった「地球規模の土地の強奪」(global land grabbing: 以下、「土地強奪」と略記)をめぐる問題との関連性を想起させる。土地強奪とは、食料、エネルギー、環境、金融といった危機に晒された「北」の国々の政府や産業アクターによる、「南」の国々での土地の大規模な獲得が、経済外的強制力を伴った形で進展する状況を示唆する [Borras Jr. et al. 2012: 851]。この議論を主導してきた理論家たちは、マルクスの本源的蓄積 (primitive accumulation)⁶⁸の概念を通じて [cf. Harvey 2003: 137]、トランス・ナショナルな資本の作用により南の国々の小農や先住民の生産基盤が囲い込まれていく状況を分析することで、資本主義経済の現代的変容のダイナミズムを捉えることを試みてきた [Hall 2013: 1582]。

ブラジルは豊富な土地資源と潤沢な産業資本を同時に備えた国家である。それゆえ、アマゾニアの状況

⁶⁷ 環境 NGO の ICV は、ノヴァ・コートリグアスーでの事業を、ジッソを始め各地区の住民組合との共同で実施していた。事業内容には、森林管理、農地のモニタリング、正則化の支援、採取活動で得られる製品の商業化などに加え、牧草地の改善が含まれていた。この事業では、肥料を投入し牧草の生産性を高めることで、牧草地の無暗な拡大を防ぎ、森林破壊を抑止する効果が期待されていた。一方、この試みは入植者の視点からすれば、牧草地の改善を外部資本によって達成する有効な機会となる。

⁶⁸ 資本主義的社会関係が形成された端緒である原初的な資本蓄積が発生した出来事を想定するための概念である。マルクスは、近世イングランドにおける「コモンズの囲い込み (enclosure of commons)」を典型として捉え、その過程が経済外的強制力を通じて進展した点を指摘した [マルクス 1972: 391-2]。

では、国外アクターの主導というよりは、国外の政府や産業との提携を結んだ国内アクターによって、土地の集積化が進められている傾向が観察される [Oliveira 2013: 72]。また、本稿の冒頭でも言及したように PT 政権期には、アグリビジネスの成長が目覚ましいセラード・熱帯林移行帯で、大規模産業アクターによる土地の集積化が進められた一方、熱帯林帯の中心部では環境保護の方針が取られてきた [Oliveira 2013: 83-7]。こうした状況に鑑みるに、土地強奪をめぐる議論を、アマゾン全体に単純に当て嵌めるのは妥当ではない。

2019 年のボウソナーロ (Jair Bolsonaro) 政権成立以降、アマゾン全体で、環境保全区 (III 章で言及した先住民居住地や自然保護区) への侵入に関する罰則や規制が緩和され、アグリビジネスと牧畜の拡張が促進されるなか、先住民、伝統的共同体、土地なしなどへの土地強奪が頻発する傾向が見られることは事実である。一方、本稿で考察した農地改革の入植地で観察される土地利用の実態からは、アマゾンでの土地の集積化をめぐる問題が、大規模産業アクターと地方プロレタリアートを二分化し、前者による後者からの強制的な財産収奪という構図で理解できるほど単純な様相を呈してはいないことが示唆される。

ノロエスチの状況に即して言えば、隣接する Rondônia 州と同様、そこは軍政期の公的・私的植民と民主化以降の農地改革を通じて、多数の入植地が形成されてきた地域であり、入植者や小生産者が住民の大多数を占める。また、いくら住民の大多数がアグリビジネスの到来を待ち望んでいたとしても、同地域には、インフラの問題を始め (ノロエスチ全体では、市街地を除き、未だ舗装道路網が存在しない)、その受入れに必要な前提条件は未だ整備されておらず、今後もその見通しは立っていない。一方、ノロエスチでは、ノヴァ・コリーグアスーの事例が示唆するように、零細土地経営者は、大土地経営者と相似する論理に基づき、占有、投機、商品化を通じて公有地を活用している。

土地強奪をめぐるマルクス主義的議論には、抑圧者と被抑圧者を二分化して捉える傾向が顕著に見られる。しかし、ホールは、経験的な知見に照らし合わせた場合、この現象の背後には、二分法によって単純化された把握とは全く異なる多様な現実が存在する点を示唆している。幾世紀にもわたり、地球規模でのフロンティアの拡大や農業生産の飛躍的増大をもたらしてきた主要因とは、新たな経済的機会を求めて、新天地への移民を繰り返してきた小生産者たちであり、彼らの生産活動の過程には、未開地の開墾と土地取引が必然的に組み込まれている [Hall 2013:1590]。本稿の事例研究でも顕著に観察されたように、零細な植民者たちは、自然環境、市場動向、制度条件を通じて課された様々な抑制因／促進因との関係において、臨機応変に土地を獲得し、利益獲得を最適化する産品を選択し、地価上昇に応じて土地取引を成立させ、再び新天地への移動を繰り返していた。本稿を通じて試みたのは、フロンティアでの経済活動の必要性が、植民者たちの在来知を涵養し、彼らに特有の行動様式を生み出してきた実態について、現地の視点に即して描き出すことであった。畢竟、この点を顧みずに、土地の領有の発生因を、抑圧的な経済外的強制力へと還元して説明することは、植民者たちの生活経験や彼らが直面してきた困難に対して、現実とは大きく乖離した理解を導き出すことに繋がってしまうだろう。

この問題は、アマゾンに形成された占有地の正則化をめぐる昨今の立法動向に着目することで、より鮮明に把握できるようになる。II-3 では、正則化の法制度的側面について、実地調査が実施された 2016 年時点の状況に即して概観した。一方、今日までの同法制をめぐる連邦議会の動きに着目した場合、以下のような傾向が認められる。2016 年の PT 政権崩壊後に成立したテメル (Michel Temer) 政権は、翌 2017 年に、アマゾンの占有地の正則化をめぐる改正法 (Lei Nº 13.645) を可決させた。2009 年に成立した前法では、正則化の対象となる土地は、占有開始時期が 2004 年以前に遡ることが条件とされていたが、改正法では同条件が「2011 年以前」にまで繰り上げられた。また、適用面積の上限に関しても、前者が 1,500 ha であったのに対して、後者では 2,500 ha にまで大幅に引き上げられた [Brito et al. 2019: 1]。同法の取り決めは、ボウソナーロ政権によって踏襲され、公有地の正則化に向けた規制緩和は、今後も促進されいくと予想される。

アマゾンで伝統的に実践されてきた法慣習の顕著な特徴の 1 つとして「免責」が挙げられる。そこでは過去に実行された不正行為は赦免され、非公式な状態は正則化されるという通念が人々の間で在来知と

して継承されてきた。上記の立法動向が示す通り、占有地の正則化は、有効に適用される時間範囲が時代ごとに繰り上げ更新されてきただけでなく、面積に関する規制も徐々に緩和されてきた。同様の傾向は、森林保護をめぐる法制にも当て嵌まる。2012年に改正された森林法（Lei Nº 12.651）では、森林破壊に対する懲罰や再生義務は2008年以降のケースにのみ発生するという形で免責の適用期間が繰り上げられた。

こうした法慣習の特性は、II-2で概説したグリラージェンの技法に、そして、IV-1で描写したアグロヴィラの事例に、色濃く投影されている。植民者が、非公式な占拠を実行する一方で、その行為に関する証拠書類を逐次作成し、登記所を通じて登録・公開することで、処置の適切さにこだわるのは、来るべき正則化を見越してのことである。つまり、過去に実行した非公式な行為に関する記録は、やがて、それが正規な行為としての承認されるための証拠となる。これは、フロンティアの拡大と連動しながら経済事業を営む者たちの間に共有された「規範」としての側面を持つが、皮肉なことに、この規範は彼らが侵犯行為を確実に遂行するために遵守されている。この点に関して、人類学者のツィンの言葉を借りるならば、事業の経営規模の大小に関わらず、正規と非正規、適法と違法の結合を首尾よく調整することこそが、既存の法規によって課された統制を掘り崩し、当事者間で実利に適った共同を新たに確立し、「誰にとっても自由に開かれたフロンティア」（free-for-all frontier）⁶⁹を実現することに繋がるのである [Tsing 2005: 17; Klingler and Mack 2020: 10]。

上記の各種立法を通じて、植民者によるフロンティアの土地や財の取得を後押ししてきたのは、PT 政権期から現在に至るまで、地方域での絶大な支持基盤を築き上げてきた地方生産者議員団（*bancada ruralista*: 通称「フラリスタ」）と呼ばれる政治アクターたちである。彼らは、自らが大地所有者／有力アグリビジネス経営者であると同時に、連邦レベルでは占有地や森林の正則化をめぐる立法過程に影響を及ぼすことで、地方域における産業振興を強力に推し進めてきた。そして、州や自治体レベルでは、フラリスタの地域政治家たちが、中央で制定された法律が現地の受益者の実利に適う形で適用されるために不可欠な媒介者としての役割を演じてきた。彼らは住民組合や労働組合からの働きかけに応じて、彼らの占有地が正則化され、そこにインフラが敷設され、土地や財の私有化が促進されるよう、連邦や州レベルの行政機関に挺入れし、その見返りとして、受益者たちからの「票」を獲得してきた。

このように正則化を成立させる各種の制度的枠組みは、フロンティアの拡大と足並みを揃えて整備されてきた。領域化が進展していく地平では、土地や財をめぐる実行された非公式な諸行為が、これらの枠組みの適用を通じて、正常な存在状態へと転換されてきた。この点で、アマゾニアにおける領域化の一端を担う農地改革とは、社会構造の変革に向けた処方なのではなく、フロンティアにおける可住域と産業基盤の拡張を通じた利害調整の装置／技術である。当事者間の経済関係に着目した場合も、零細な植民者と大地経営者の間には、階級間の利害衝突という単純な二項対立を越えて、フロンティアという共通の地平を前にした共同・連携が築き上げられている。それは農地改革に伴うファゼンダの収用が当事者間の相互利益に適っている点、牧畜化を通じて繁殖と肥育の有機的分業が形成される点、入植地が地方産業に低廉労働力を供出する「涵養地」として機能している点などにも見て取ることができる。

2019年以降、年々深刻さを増しつつあるアマゾニアの森林火災は、本稿で描写したようなごく一般的な植民者たちの間で、フロンティアでの経済活動の一環として実行されるごくありふれた行為が、広大な範囲に及び一斉に適用されたことの帰結である。その背後には、アマゾニアの土地財の取得をめぐる、正則化という名のもと、免責を有効化する立法路線がPT政権期から現在に至るまで促進されてきたことが密接に関連している。この状況下で、植民者が最も容易かつ合理的に、土地を介した採取、生産、投機の機会を一挙に増大させる手段の1つとは、本稿で考察したような牧畜化の過程への参入である。木材採取と野焼きを通じて牧草地を造成・拡張する行為は、来たる将来、自己にとっての正規の財産となるべく土地

⁶⁹ 補足するなら、ツィンの記述には、フロンティアの拡張以前にカリマンタンの現地社会に存在していた土地権や資源利用の慣習などが、外部者の働きかけによって無効化され、「自由なフロンティア」が発生してしまう矛盾が含意されている。一方、筆者の関心は、同様の技法がアマゾニア植民者たちの間で自発的植民を支える在来知として共有されていることの「創造性／破壊性」 [cf. ルロワ＝グーラン 2012: 299] に向けられている。

に施される最も有効な「改善」であるばかりか、占有を成立させるために遵守される「規範」でもある。本稿の最後に改めて喚起しておくべき点とは、立法・行政・司法に携わる諸機関の連繋と多種多様な植民者の間の有機的共同を通じて推進されるフロンティアの拡大が、湿潤熱帯環境という極めて不安定かつ脆弱な生態学的基盤 [Coy 1992: 8] のうえに成り立っているという実態である。

【謝辞】

本稿は、2017年に筑波大学に提出された博士論文の一部を大幅に加筆・修正したものである。博士論文の審査には、本学会の木村秀雄先生に加わって頂き、ご指導を賜った。本稿に関する実地調査は澁澤民族学振興基金からの助成をもとに実現した。調査地では Walter Ariano Junior 氏をはじめ ICV のスタッフの方々、およびに PA ノヴァ・コートリグアスーの入植者の皆様から多くの支援を頂いた。原稿に関しては、近藤宏氏と Kirk King 氏が有意義なコメントを下された。また、2名の匿名査読者からは数々の示唆に富む指摘を受け、編集委員からは改稿に向け懇切丁寧な対応を頂いた。ここに記して感謝を申し上げる。

参考文献

Almeida, Anna L. O. de

1992 *The Colonization of the Amazon*. Texas University Press, Austin.

Alston, Lee J. et al.

1999 *Titles, Conflict, and Land Use: The Development of Property and Land Reform on the Brazilian Amazon Frontier*. University of Michigan Press, Ann Arbor.

有光一登

1986 「熱帯土壌概説 (5) : アクリソル (i)」『熱帯林業』5: 58-61。

Balée, William

2006 "Research Program of Historical Ecology." *Annual Review of Anthropology* 35: 75-98.

Borges, Héliada B. N. et al.

2014 *Flora Arbórea de Mato Grosso: Tipologias Vegetais e Suas Espécies*. Entrelinha, Cuiabá.

Borras Jr., Saturnino M. et al.

2012 "Land Grabbing in Latin America and Caribbean." *Journal of Peasant Studies* 39 (3-4): 845-872.

Brito, Brenda et al.

2019 "Stimulus for Land Grabbing and Deforestation in the Brazilian Amazon." *Environmental Research Letters* 14: 1-8.

Brito, Brenda and Paulo Barreto

2010 *Primeiro ano de Programa Terra Legal: Avaliação e Recomendações*. Imazon, Belém.

Brondízio, Eduardo S.

2004 "Agriculture Intensification, Economic Identity, and Shared Invisibility in Amazonian Peasantry: Caboclos and Colonists in Comparative Perspective." *Culture and Agriculture* 26 (1-2): 1-24.

2006 "Landscape of the Past, Footprints of the Future: Historical Ecology and the Study of Contemporary Land-Use Change in the Amazon." In *Time and Complexity in Historical Ecology: Studies in the Neotropical Lowland*, edited by William Balée and Clark L. Erickson, pp. 365-405, Columbia University Press, New York.

Browder, John O.

1994 "Surviving in Rondônia: The Dynamics of Colonist Farming Strategies in Brazil's Northwest Frontier." *Studies in Comparative International Development* 29 (3): 45-59.

Câmara Municipal de Lucas do Rio Verde

1995 Lei Nº 372, de 08 de agosto de 1995: cria o distrito de Groslândia, no município de Lucas do Rio Verde e

dá outras providências. <https://leismunicipais.com.br/lei-organica-lucas-do-rio-verde-mt> (2021年2月19日閲覧)

Campbell, Jeremy M.

2014 "Speculative Accumulation: Property-Making in the Brazilian Amazon." *Journal of Latin American and Caribbean Anthropology* 19 (2): 237-259.

2015 *Conjuring the Property: Speculation and Environmental Future in the Brazilian Amazon*. University of Washington Press, Seattle.

Casa Civil

2002 Lei Nº 10.406, de 10 de janeiro de 2002: institui Código Civil.

http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/leis/2002/110406compilada.htm (最終閲覧日: 2021年2月19日)

COTRIGUAÇU

1985 Cotriguaçu Colonizadora do Aripuanã S/A.

<https://acervo.socioambiental.org/sites/default/files/documents/RKD00033.pdf> (2021年2月19日閲覧)

Coy, Martin

1992 "Pioneer Front and Urban Development: Social and Economic Differentiation of Pioneer Towns in Northern Mato Grosso." In *Applied Geography and Development: A Biannual Collection of Recent German Contributions vol. 39*, edited by Institute for Social Co-operation, pp. 7-29, Institute for Social Co-operation, Tübingen.

Debruche, Anne-Françoise et al.

2014 "Protecting Possession, a Question of Values? A Comparative Inquiry into the Moralization of Possession in Brazil and Canada." *Revue Générale de Droit* 44 (2): 391-443.

Empresa Brasileira de Pesquisa Agropecuária (Embrapa)

2006 *Sistema Brasileiro de Classificação de Solos: 2ª edição*. Embrapa, Rio de Janeiro.

Foweraker, Joe

1981 *The Struggle for Land: A Political Economy of the Pioneer Frontier in Brazil from 1930 to the Present Day*. Cambridge University Press, Cambridge.

Governo de Mato Grosso, ICV, and TNC

2009 Piloto de REDD Noroeste de Mato Grosso: apresentação de projeto. https://www.icv.org.br/drop/wp-content/uploads/2013/08/1111545547nwmt_reddpilot_dec09_ptfinal.pdf (2020年2月19日閲覧)

Hall, Derek

2013 "Primitive Accumulation by Dispossession and the Global Land Grab." *Third World Quarterly* 34 (9): 1582-1604.

Harris, Mark

2000 *Life on the Amazon: The Anthropology of a Brazilian Peasant Village*. Oxford University Press, Oxford.

Harvey, David

2003 *The New Imperialism*. Oxford University Press, Oxford.

Hecht, Susanna B.

1993 "The Logic of Livestock and Deforestation in Amazonia: Considering Land Markets, Value of Ancillaries, the Larger Macroeconomic Context, and Individual Economic Strategies." *BioScience* 43 (10): 687-695.

2011 "From Eco-catastrophe to Zero Deforestation? Interdisciplinarity, Politics, Environmentalisms and Reduced Clearing in Amazonia." *Environmental Conservation* 39 (1): 4-19.

Holanda, Sérgio Buarque de

1936 [1995] *Raízes do Brasil: 26ª edição*. Companhia das Letras, São Paulo.

Holston, James

- 1991 "The Misrule of Law: Land and Usurpation in Brazil." *Comparative Studies in Society and History* 44 (3): 695-725.
- 2008 *Insurgent Citizenship: Disjunctions of Democracy and Modernity in Brazil*. Princeton University Press, Princeton.

Instituto Brasileiro de Geografia e Estatísticas (IBGE)

- 2009 Estado de Mato Grosso: pedologia, mapa exploratório de solo.
https://geoftp.ibge.gov.br/informacoes_ambientais/pedologia/mapas/unidades_da_federacao/mt_pedologia.pdf
(2021年2月19日閲覧)
- 2015 Mapa político do estado do Mato Grosso.
https://geoftp.ibge.gov.br/cartas_e_mapas/mapas_estaduais_e_distrito_federal/politico/2015/mt_politico1500k_2015.pdf (2021年2月19日閲覧)
- 2017 Brasil/Pará/Altamira: panorama. Território e ambiente.
<https://cidades.ibge.gov.br/brasil/pa/altamira/panorama> (2021年2月19日閲覧)
- 2018 Estimativa da população residente do Brasil e Unidades da Federação com data de referência em 1º de julho de 2018.
https://ftp.ibge.gov.br/Estimativas_de_Populacao/Estimativas_2018/POP2018_20072020.pdf (2020年2月19日閲覧)
- 2019 Biomas e sistema costeiro-marinho do Brasil.
https://geoftp.ibge.gov.br/informacoes_ambientais/estudos_ambientais/biomas/mapas/biomas_e_sistema_costeiro_marinho_250mil.pdf (2021年2月19日閲覧)
- n. d. Mapa mudo: Brasil com divisão de Estados.
<https://biblioteca.ibge.gov.br/visualizacao/mapas/GEBIS%20-%20RJ/map9825.pdf> (2021年2月19日閲覧)

Instituto Centro de Vida (ICV)

- 2016 Cobertura de solo 2016: Cotriguaçu-MT. <https://www.icv.org.br/2016/10/levantamento-faz-um-retrato-da-situacao-fundiaria-e-ambiental-de-cotriguacu-mato-grosso/> (最終閲覧日: 2021年2月19日)
- 2017 Deforestation Analysis in Mato Grosso (Prodes/2017).
<https://www.icv.org.br/drop/wp-content/uploads/2018/01/deforestation-analysis-in-mato-grosso-prodes2017.pdf> (最終閲覧日: 2021年2月19日)

Instituto Nacional de Colonização e Reforma Agrária (INCRA)

- 2013 Sistema Nacional de Cadastro Rural: índice básica de 2013.
<http://professor.pucgoias.edu.br/SiteDocente/admin/arquivosUpload/14309/material/INCRA%20modulo%20fiscal.pdf> (2021年2月19日閲覧)
- 2020 Projetos de Reforma Agraria conforme fases de implementação. Período da Criação do Projeto: 01/01/1900 Até 20/11/2020. Superintendência Regional do Estado de Mato Grosso, Cuiabá.

Instituto Nacional de Pesquisas Especiais (INPE)

- 2021 Taxa PRODES Amazônia - 2004 a 2020 (km²).
<http://www.obt.inpe.br/OBT/assuntos/programas/amazonia/prodes> (2021年2月19日閲覧)

Instituto Socioambiental (ISA)

- 2014 Amazônia brasileira 2014. <https://www.socioambiental.org/pt-br/mapas/amazonia-brasileira-2014> (2021年2月19日閲覧)
- 2020 Situação jurídica das TIs no Brasil hoje.
https://pib.socioambiental.org/pt/Situa%C3%A7%C3%A3o_jur%C3%ADdica_das_TIs_no_Brasil_hoje

(最終閲覧日: 2021 年 2 月 19 日)

石井章

2008 『ラテンアメリカ農地改革論』 学術出版会。

Jepson, Wendy

2006 "Private Agricultural Colonization on a Brazilian Frontier, 1970-1980." *Journal of Historical Geography* 32 (4): 839-863.

Katzman, Martin T.

1975 "Brazilian Frontier in Comparative Perspective." *Comparative Studies in Society and History* 17 (3): 266-285.

1978 "Colonization as an Approach to Regional Development Northern Paraná, Brazil." *Economic Development and Cultural Change* 26 (4): 709-724.

Klingler, Michael and Philipp Mack

2020 "Post-frontier Governance up in Smoke? Free-for-all Frontier Imaginations Encourage Illegal Deforestation and Appropriation of Public Lands in the Brazilian Amazon." *Journal of Land Use Science* 15 (2-3): 1-15.

ルロワ=グーラン、アンドレ

2012 [1964-5] 『身ぶりと言葉』 荒木亨訳、筑摩書房。

Lisansky, Judith

1989 *Migrants to Amazonia: Spontaneous Colonization in the Brazilian Frontier*. Westview Press, Boulder.

Margolis, Maxine

1977 "Historical Perspectives on Frontier Agriculture as an Adaptive Strategy." *American Ethnologist* 4:42-64.

マルクス・カール

1972 『国民文庫 (25) 資本論 (3) : 第一巻 第三分冊』 岡崎次郎訳、大月書店。

メガーズ、B. J.

1977 『アマゾンニア：偽りの楽園における人間と文化』 大貫良夫訳、社会思想社。

Moran, Emilio F.

1975 *Pioneer Farmers of the Transamazon Highway: Adaptation and Agricultural Production in the Low Land Tropics*. Ph.D. Dissertation, University of Florida.

Neto, Vitale Joaoni

2007 *Fronteiras da Crença: Ocupação de Norte de Mato Grosso após 1970*. EdUFMT, Cuiabá.

Nielsen, Morten

2011 "Inverse Governmentality: The Paradoxical Production of Peri-urban Planning in Maputo, Mozambique." *Critique of Anthropology* 31 (4): 329-358.

Nugent Stephen

1993 *Amazonian Caboclo Society: An Essay on Invisibility and Peasant Economy*. Berg, Oxford.

Nunes, Paulo César, Jorge Luiz Vivan, and Peter Herman May

2017 "Conservação de desenvolvimentos integrados do Noroeste de Mato Grosso." In *Políticas Agroambientais e Sustentabilidade: Desafios, Oportunidade e Lição Apresentada*, edited by Regina Herena Rosa Sambuichi et al., pp. 201-222, IPEA, Brasília.

Oliveira, Gustavo de L. T.

2013 "The Land Regularization in Brazil and the Global Land Grab." *Development and Change* 44 (2): 261-283.

Penna, Camila

2012 "Participation and Land Reform in Brazil: Tracing Connection between Bureaucrats and Social Movements." *Przeegląd Socjologiczny* 61 (4): 123-142.

Picchi, Debora

- 2006 *The Bacairí Indians of Brazil: Politics, Ecology and Change, Second Edition*. Waveland Press, Long Grove.
- Piekielek, Jessica
- 2010 "Cooperativism and Agroforestry in the Eastern Amazon: The Case of Tomé-Açu." *Latin American Perspectives* 37: 12-29.
- Poccardo-Chapius, René et al.
- 2001 *Cadeia Produtiva de Gado de Corte e Pecuarização de Agricultura Familiar na Transamazônica*. Embrapa, Brasília.
- Porro Roberto
- 2005 "Palms, Pastures, and Swidden Fields: The Grounded Political Ecology of "Agro-Extractive/Shifting-cultivator Peasants" in Maranhão, Brazil." *Human Ecology* 33 (1): 17-56.
- Porro, Roberto et al.
- 2012 "Agroforestry in the Amazon Region: A Pathway for Balancing Conservation and Development." *Advance in Agroforestry* 9: 391-428.
- Rausch, Lisa
- 2014 "Convergent Agricultural Frontiers in the Settlement of Mato Grosso, Brazil." *Historical Geography* 42: 276-297.
- Rego, Renato L.
- 2015 "A integração cidade-campo como esquema de colonização e criação de cidades novos." *Revista Brasileira de Estudos Urbanos e Regionais* 17 (1): 89-103.
- Scott, James C.
- 1998 *Seeing Like a State: How Certain Schemes to Improve the Human Condition Have Failed*. Yale University Press, New Haven.
- Tsing, Anna L.
- 2005 *Friction: An Ethnography of Global Connection*. Princeton University Press, Princeton.
- Vivan, Jorge Luiz
- 2011 "Noroeste do Estado de Mato Grosso e a promoção de sistemas agroflorestais no arco do desmatamento da Amazônia brasileira." In *Políticas Públicas para o Desenvolvimento Agroflorestal no Brasil*, edited by Roberto Porro and Andrew Miccolis, pp. 36-47, ICRAF, Belém.
- Wolford, Wendy
- 2010 "Participatory Democracy by Default: Land Reform, Social Movements and the State in Brazil." *Journal of Peasant Studies* 37 (1): 91-109.
- Yamada, Masaaki
- 1999 Japanese Immigrant Agroforestry in the Brazilian Amazon: A Case Study of Sustainable Rural Development in the Tropics. Ph.D. Dissertation. University of Florida.

採択決定日：2021年1月20日
掲載日：2021年2月27日

The Condition of Land and Resource Acquisition in Amazonia: The Interplay of Property Regularization and Spontaneous Colonization

Takeshi Goto

TOKYO UNIVERSITY of FOREIGN STUDIES

key words : Property Regularization, Spontaneous Colonization, Agrarian Settlement, Speculation, Arch of Deforestation

The Brazilian state has been advancing its territorialization of ungoverned peripheral terrains through the procedure of “property regularization,” which permits claimants to acquire hereto unclaimed and untouched land and resources as public domain. Conversely, local subjects consider the state-owned property as entities to be possessed, subsequently regularized, and finally appropriated as private property. To understand the actual condition of territorialization in present Amazonia, this paper investigates the mechanism of property regularization, not through the state’s perspective of administrative rationality, but through the local knowledge of colonists encountering this intervention.

The case study focuses on an agrarian settlement which was established in the 1990s in the Northwestern Region in the Federal State of Mato Grosso. Brazilian agrarian reform has a peculiar feature in its ambiguous nature: the endeavor to improve drastic social disparity without modifying the existing structure of land tenure. This implies that the policy has been implemented as de facto “colonization” over a half century, promoting consolidation of private property across the state’s peripheral territory.

This study analyzes the land-use system in the settlement in terms of interplay between the state’s property regularization and the settlers’ spontaneous colonization. The latter is a popular movement conducted informally throughout history, interacting with official colonization projects by public or private bodies. It traces the process in which the informally acquired lands are refigured in accordance with the official scheme of the project, adequately maintained with possessory right, and consequently regularized as private property. Agrarian reform has been inescapably incorporated into the vortex of the popular movement shortly after its implementation.

The Amazonian frontier rapidly expands through organic collaboration amongst the regularization validated by legislative, administrative and judicial authorities and the spontaneous colonization advanced by various types of colonists. Through ethnographic description of colonists’ everyday life experience, this study examines the dynamics in which this magnificent project develops across the horizon of contemporary Amazonia.

論文

16世紀ペルーにおけるタキ・オンコイと水銀汚染 — 10分の1税徴収、先住民のサボタージュ、強制的改宗

真鍋周三 SHUZO MANABE

兵庫県立大学 UNIVERSITY OF HYOGO

要旨

1560年代ペルーアンデス高地のワマンガ地方においてタキ・オンコイ (Taki Ongoy. ケチュア語で「踊り病」を意味する) と呼ばれる、土着の神々を復活させるための「踊り」を伴う祭祀・儀礼が自然発生的に拡大し、植民地支配体制を揺るがす状況となった。先住民群衆によるこの騒動で日常生活が麻痺した。それは1564年8月もしくは9月ごろから数年間にわたって、クスコ司教区ワマンガ地方南東部のパリナコチャス地区を中心に広がった。およそ8000人の先住民がこれに関与したとして告発され、キリスト教への集団改宗を強いられたといわれている。

タキ・オンコイを水銀汚染問題と関連付けた最近の研究について述べておく。2015年に日本の真鍋周三が「16世紀ペルーにおけるタキ・オンコイの政治・社会的背景をめぐる試論」、『ラテンアメリカ・カリブ研究』第22号、39-54頁とそのスペイン語版 [Manabe 2015] を発表し、水銀汚染問題との関係からタキ・オンコイを捉える視点を提起した。

2016年にペルーのサンタ・マリア (公衆衛生学者・人類学者) が、「タキ・オンコイ—16世紀ペルーにおける水銀中毒症」なるテーマで、タキ・オンコイと水銀中毒を関連付けた博士論文を著した。また2017年には「16世紀ペルーにおける水銀とタキ・オンコイ」なるテーマで修士論文を執筆した。

本稿では、タキ・オンコイと、ワンカベリカ水銀鉱山に由来する水銀汚染問題との関係の一端を明らかにするべく、歴史学の立場に立って新たな解釈を試みる。本稿の内容は10分の1税徴収問題がタキ・オンコイの鎮圧とどう関係したのかを検討・考察する。

キーワード

タキ・オンコイ、ワマンガ地方、ワンカベリカ水銀鉱山と水銀汚染、10分の1税とアルボルノス、強制的改宗

目次

- I はじめに
- II 16世紀ペルーにおける俗権と教権
- III 研究史—特に水銀汚染との関連で
- IV ワマンガにおけるタキ・オンコイの出現と社会変化
- V タキ・オンコイの鎮圧：10分の1税の確保と強制的改宗の推進
- VI おわりに

I はじめに

1560年代ペルーアンデス高地のワマンガ (Huamanga) 地方¹においてタキ・オンコイ (*Taki Onqoy*[別名 *Aira*]) と呼ばれる、偶像崇拜 (idolatría) 行為を伴った騒動が発生・拡大した [増田 1984: 667]。タキ・オンコイとはケチュア語で「踊り病 (*enfermedad del baile*)」を意味する。先住民群衆によるこの騒動で日常生活が麻痺した。これまでタキ・オンコイは、スペインの支配やキリスト教を否定し、アンデスに特有の土着の神々である「ワカ (*huacas, guacas*)」² [Albornoz 1990[1570]:64,93; Lexus 2007:313; Gabai 1990:351-353] の復活と新しい世界の到来を待望するペルー先住民による土着の宗教的抵抗運動とみなされてきた。それは1564年8月もしくは9月ごろから数年間にわたって、クスコ司教区 (Obispado de Cuzco) ワマンガ南東部のパリーナコチャス地区 (Repertimiento de Parinacochas) を中心に広がった。およそ8000人を超える先住民が土着的な歌と踊りに加わったとして教会に告発され、キリスト教への集団改宗を強いられたといわれている。それはやがてワマンガのほぼ全域に広がった [Albornoz 1990[1570]:64; Melgar y Carrasco 2007: 1-17,36,40; Pérez 1991:205; Stern 1982a:xvii,51; García 2000:112]。タキ・オンコイの報告者としては、スペイン人聖職者クリストバル・デ・アルボルノス (Cristóbal de Albornoz) がよく知られている。アルボルノスが記録した『功績報告書 (Informaciones de méritos y servicios)』³ [Albornoz 1990[1569; 1570; 1577; 1584]] が基本史料として研究者の間で読み継がれてきた。タキ・オンコイの取り締まりを契機として植民地政府は、強制的改宗政策を強力に推し進めることになる。多くの研究者がこれまで、タキ・オンコイをさまざまなタイプの社会運動、例えば千年王国的運動などとして捉えその特徴に着目してきた [Melgar y Carrasco 2007:12-13; Millones 1973b:87; Wachtel 1973:120-121,136; ワシュテル 1984:273,283, 286-291,297-298; ワースレイ 1981]。

タキ・オンコイが発生した背景を調査・研究する場合、タキ・オンコイが起きた時期がペルーにおいてスペイン植民地支配が緒に就いたばかりの時代だったことや、その発生から収束までの期間がきわめて短かったことが留意されねばならないだろう。研究者は研究対象となる事柄や資料の制約に遭遇することになる。いうまでもなく、この事件は第5代ペルー副王トレド (Francisco de Toledo, 在位 1569-1581) の「改革」以前の時期に起きたこと、タキ・オンコイ展開の時代幅が事実上1564年から1570年までの数年間だったこと、さらには、アルボルノスがこの事件に遭遇したのが1569年9月頃であったというから、タキ・オンコイの鎮圧に要した期間はたいへん短い。

本研究に至った経緯についてここで述べておきたい。

1545年に発見されたポトシ銀山 (*las minas de plata de Potosí*) の開発が急ピッチで進められることになったが、その労働力は周囲のエンコミエンダの先住民やインカ時代から開発されてきたポルコ (Porco) 銀山などから到来した先住民に依存した。先住民共同体から徴収された労働者がポトシ銀山の採掘・精錬業務に従事したわけであるが、その徴収方式はインカ時代からのミタ (*mita*) 制に基づいたものであった。1560年代になると鉱質が低下し、しかも地表から採掘現場までの距離が長くなったため、鉱石搬出が困難になる。そのため、鉱内での事故や災害の頻度が高くなり、また逃亡者が増加し始め、ポトシ近在の先住民労働力の消耗が激しくなった。先住民共同体ではその影響が出始めていた。またインカ時代から続いてきたワイラス (*huayras*) 法による精錬に限界が生じたため、銀の生産にブレーキがかかってきた。そして1560年代後半から1570年代初めにかけて銀生産がひどく落ち込む事態を招いた。スペイン王権側からみるとこの「危機」を救ったのが1570年代前半期に行われた副王トレドによる改革、とくに精錬法の変更すな

¹ ワマンガ地方は現アヤクチョ県と現ワンカベリカ県にほぼ相当する。以下、ワマンガの地方とか地域といった名称表記を一括して「ワマンガ」と略称する。

² 「ワロチリ文書」を考察した大平によると、「ワカ」なる語は、「偶像およびその崇拝に関わるもの・場所」という意味でスペイン人が使用したという。当時スペイン人は、先住民が崇拝するワカの意味を十分に理解できていなかった [大平 2019:27]。

³ アルボルノスが教会組織内での地位向上をめざして、自らの功績や能力を主張するために1569年、1570年、1577年、1584年の4回にわたって作成した文書である。自身を三人称扱いで執筆している。

わち水銀アマルガム法のポトシへの導入と王権サイドからのミタ制の再編成であった。とくに水銀アマルガム法による銀精錬は、ペルーにおいて新大陸唯一の水銀鉱山であるワンカベリカ水銀鉱山 (las minas de mercurio de Huancavelica)⁴が 1564 年 1 月から開発されていて、その水銀をポトシに運ぶことによって実現した。その結果出現した「官民混合事業」によってポトシの銀鉱業は未曾有の繁栄に転じ、莫大な富を生み出して、ヨーロッパにおける資本蓄積に関与するまでになった。1580 年ごろには国際商業都市ポトシが誕生する。世の富を示すのに「ポトシほどの価値 (Vale un Potosí)」というセルバンテス (1547-1616) の言葉が当てはまるようになった。

しかしながら、水銀アマルガム法の導入とミタ制を二大柱とするポトシ繁栄の背後には、先住民の生存環境を損なう大変な問題が出現していたのである。すなわち水銀汚染の蔓延である。そしてこの水銀汚染はミタ制とも連動していた。

筆者がポトシ銀山研究を始めたのは 1978 年 4 月であった。水銀アマルガム法に注目して以来、水俣病をはじめとする日本の水銀公害のことが頭に浮かび、ワンカベリカ水銀鉱山における水銀汚染問題を調査したいと思い続けてきた。それは 2006 年に実現した [真鍋 2006]。2013 年頃、偶然にタキ・オンコイを調査する機会が与えられ、その研究を開始した。一方で、2014 年 7 月に伊勢市で開かれた国際学会で拙稿 [真鍋 2006] 内容をスペイン語で発表したところ、出席されていたルイス・ミリオネス (サン・マルコス大学) 教授から貴重な助言を受けた。それはタキ・オンコイ参加者が身体に辰砂 (cinabrio) を塗っていたというものである。このことが契機となって、タキ・オンコイの発生を水銀汚染の角度から捉えるという視点に着目した。

タキ・オンコイの発生原因を水銀汚染と結びつける研究の意義は、ラテンアメリカ植民地時代史研究において大変重要な意味を持つように思われる。2010 年代になって、植民地時代ペルーの二大鉱山であるワンカベリカ水銀鉱山とポトシ銀山における環境問題を告発したロビンスの研究書 [Robins 2011; Robins 2017] がたてつづけに刊行されており、サンタ・マリアの研究 [Santa María 2016; Santa María 2017] と合わせて、国際的にこの水銀汚染問題研究の重要性が高まりをみせてきているからである。今後、ペルーのみならず植民地時代に重要な鉱山のあったメキシコのサカテカスやグアナフアト、ブラジルのミナス・ジェライス、スペインのアルマデンやスロベニアのイドリアなどの地域での水銀汚染問題研究や、日本の石見銀山や佐渡の金銀山研究等⁵にも広がっていくことが予測される重要なテーマである。またひいては現代世界の水銀汚染問題解明への架橋の一部となる可能性が考えられる。

本稿では、まずタキ・オンコイが生じた時期の俗権と教権の概要・状況を示した上で、タキ・オンコイの概要を述べる。そしてタキ・オンコイ発生の社会的背景として、ワマンガの諸鉱山、とりわけワンカベリカ水銀鉱山に由来する水銀汚染問題との関連性を歴史的観点から明らかにする⁶。水銀鉱山開発により悪化の一途を辿った先住民社会の状況を確認し、タキ・オンコイの鎮圧と 10 分の 1 税徴収の関連性を考察した上で、ワマンガにおける土着宗教の弾圧と強制的キリスト教化の深層を指摘したい。

II 16 世紀ペルーにおける俗権と教権

16 世紀ペルーでは「世俗権力」(以下、「俗権」と略称)と「教会権力」(以下、「教権」と略称)からなるスペイン植民地支配体制が形成されていく。「俗権」レベルでは 1542 年にペルー副王領が誕生する。首府は、1535 年に建設されていたリマ市である。続いて翌 1543 年にはリマのアウディエンシア (Real

⁴ ワンカベリカ水銀鉱山は、「サンタ・バルバラ水銀鉱山」とも呼ばれた。

⁵ 筆者は、島根県教育庁文化財課世界遺産室・石見銀山世界遺産センターが主催する「海外鉱山比較検討会」のメンバーに就任して活動している。2019 年 9 月 4、5 日には新潟県佐渡市で開催された「佐渡金銀山と海外の歴史的鉱山との比較」セッションにおいてポトシ銀山やワンカベリカ水銀鉱山のケースについて意見を述べた。

⁶ 本稿は、サンタ・マリア論文において展開されているような公衆衛生学・人類学的見地からタキ・オンコイと水銀汚染との関係を説明するものではないことをあらかじめお断りしておく。

Audiencia de Lima)⁷が設置された。次に「教権」レベルについてみていくが、ここで問題提起をひとつしておきたい。ペルーにおける「教権」の命題つまり聖職者によるキリスト教布教 (evangelización) は先住民の精神的征服 (conquista espiritual) が目的であった [Perez 1991:233] とされるが、もしそうであるなら、この「先住民の精神的征服」の目的とは具体的にはいったい何を指すのであろうか。

以下では、タキ・オンコイの考察にあたり、まず教権の関連部分からみていく。ペルーにおいて最初に創設された教会管区 (la Provincia Eclesiástica) はクスコ司教区 (Diócesis u Obispado de Cuzco) (1537年創設) であった。これに続いて1541年にはリマ司教区 (Diócesis u Obispado de Lima) が、1552年にはラ・プラタ (チャルカス) 司教区 (Diócesis u Obispado de La Plata [Charcas])⁸が創設された。布教活動は各派修道会宣教師 (レグラール[regular]) ならびにカトリック教会直属の教会組織に所属する聖職者 (セクラール[secular]) によって行われることになった。クスコ司教区の場合、先住民への布教が事実上開始されるのは1550年代後半期からである⁹。

ところで、セクラールの部門であるが、司教区が設置され、大聖堂が設立されると同時にその司教座聖堂参事会 (Cabildo Eclesiástico) なるものが創設された。これは永続的な常設の審議会であり、司教に仕える義務のある聖職者集団の機構であった [Pérez 1991: 206]。1550年代はインカの末裔によるビルカバンバを拠点とする「ネオ・インカ (Neo-Inca de Vilcabamba. 1533-1572年)¹⁰」の存続により、インカ王のもとにいた先住民の反スペインの抵抗運動 (1537~72年) が継続中であった¹¹ [真鍋 2004:322-324]。時代はやがて第3代ペルー副王アンドレス・ウルタド・デ・メンドーサ、カニエーテ侯 (Andrés Hurtado de Mendoza, marqués de Cañete. 在位 1556-1560) の統治期にはいり、ペルーにおけるスペイン植民地支配が事実上始まる。その根拠は、ポトシ銀山の銀「5分の1税 (quinto real)」の徴収記録がはじまったのが1556年からであることにもとづく。1565年以降コレヒミエント (corregimiento)¹²が植民地ペルーに公式に導入されはじめる [真鍋 2004:318]。スペイン人聖職者はケチュア語やアイマラ語といった先住民語を自ら習得し、これを使用して先住民にたいしてキリスト教の布教 (evangelización) を行うのであった。以下では、クスコに誕生した司教座聖堂参事会に注目する。

そして農牧畜産物の10パーセントをスペイン人 (あるいはクリオーリョを含む白人) 事業主が教会に納めることとされた「教会10分の1税 (los diezmos, [以下、「10分の1税」と略称]) [OCEANO 2000:542] の不払い問題とアルボルノスの登場、ビルカバンバのネオ・インカに言及する。

1537年にクスコ司教区が設立されると同時にその司教座聖堂参事会 (以下、「クスコ司教座聖堂参事会」と略称) が創設された。これはクスコ司教区の権益を守るための永続的な常設の審議会であり、複数の司教座聖堂参事会員 (canónigos) によって構成される機関であった。司教座聖堂参事会員はさまざまな特権をもっていた。とくに重要だったのが10分の1税 [真鍋 2004:329] を主とする司教区収入の徴収・

⁷ 王立聴訴院。スペイン領植民地の司法行政機関。1名の議長 (presidente) と数名のオイドール (oidores. 聴訴官) からなる

⁸ リマ司教区は1546年には大司教区 (Arzobispado de Lima) に、ラ・プラタ司教区は1609年には大司教区 (Arzobispado de La Plata o Charcas) にそれぞれ昇格された。

⁹ クスコ司教区の初代司教はドミニコ会士のビセンテ・バルベルデ (fr. Vicente Valverde. 在位 1537-1542)。第2代司教はフアン・ソラノ (fr. Juan Solano. [1563年1月1日にソラノは辞職])。第3代司教はセバスティアン・デ・ラルタウン (Sebastián de Lartaún. 在位 1573-1583) であった。1563年から1573年にかけての11年間、クスコ司教は欠員状態にあった。タキ・オンコイが発生したのはクスコ司教欠員のこの時期である。この期間、(後述のように) クスコ司教座聖堂参事会員が司教代理を務めた [Mena 1981:36-37, 40, 42, 45, 77]。その他、16世紀ペルーにおける教権の成立については真鍋 [2004:328-330] 参照。

¹⁰ 「ネオ・インカ」の定義は、マンコ・インカ (Manco Inca. 在位 1533-44) からトゥパック・アマル (Túpac Amaru. 在位 1571-72) に至る新インカ王もしくは、ビルカバンバに拠点を設けた先住民反乱者の領域を指す意味とする。

¹¹ スペイン人によるクスコ占領の後、インカ王のあとがまにすえられたマンコ・インカは、クスコのスペイン人に対して反乱を起こす。1536年3月から1537年4月までのクスコの包囲を行った。その後、ウルバンバ川近辺のオリヤンタイタンボ (Ollantaytambo) 砦に退却し、最終的にビルカバンバ (Vilcabamba) に撤退しそこに拠点を設けた。1544年、マンコ・インカはスペイン人によって殺された。その後を継いだのが長男のサイリ・トゥパック (Sayri Túpac. 在位 1544-60) である [増田 1977:358-361; ワシュテル 1984:273-281]。

¹² コレヒミエントは地方行政官であるコレヒドールによって支配・管理された。

配分を執り行ったことである。また司教が死亡したときとか不在となった際には司教の代理を務めた。司教区に属する司祭の収入 (*capellanías*) の運営者でもあった。彼らは定期収入として、集められた 10 分の 1 税のうちの 4 分の 1 という莫大な聖職禄を享受した。また「教会巡察使 (*visitador eclesiástico*)」として司教区内の地方を視察した場合は臨時収入が入ったから、彼らは自分たちを教会巡察使に指名してもらおうとクスコ聖堂参事会に懇願するのが常であった [Pérez 1991:206-207]。

クスコ司教区は 1537 年の設立当時、現在のコロンビアに相当するヌエバ・グラナダからチリにまでおよぶ広大な領域を含んでいた。後になって、リマ、リオ・デ・ラ・プラタ、サンティアゴ・デ・チレ、ポパヤン、キト、チャルカスの司教区がクスコ司教区から分かれて設立されると、クスコ司教区の管轄区域は当然ながら縮小した。しかしクスコ司教区の管轄区域はクスコ、ワマンガ、ラ・パス、アレキパなどペルー副王領の主要な地域を含み、収入の点では南米大陸において最も豊かな司教区のひとつであることにかわりはなかった。

クスコ司教区にとって重要な収入源は疑いもなく 10 分の 1 税であった。しかし 10 分の 1 税の徴収は歴代の司教にとって頭痛の種であった。初代司教ビセンテ・デ・バルベルデ (fr. Vicente de Valverde. 在位 1537-1542) やその継承者であるフアン・ソラノ (fr. Juan Solano. 在位 1544-62) は、このことでクスコ、ワマンガ、アレキパのエンコメンデーロ (*encomendero*)¹³たちと争い続けた。というのも、エンコメンデーロは常に 10 分の 1 税の支払いを拒んでいたからである。この税金を彼らに支払わせる方策が当時は欠如していた。クスコ聖堂参事会は、エンコメンデーロが実質上先住民から徴収していた 10 分の 1 税を教会に支払うよう要求した。ソラノ司教は 1551 年 2 月 8 日付けの国王宛書簡において、クスコ司教区内のエンコメンデーロが 10 分の 1 税を支払わないため訴訟を起こす方針であると述べている [Pérez 1991:207-208]。翌 1552 年にクスコ聖堂参事会は、本件について国王に請願書を提出するとともに、リマのアウディエンシアに提訴した。裁判は 10 年以上にわたって続けられた。1564 年になってようやく判決が下った。クスコ聖堂参事会側の勝訴であった。

しかしそれにもかかわらず、エンコメンデーロは以後も 10 分の 1 税の支払いを拒んだ¹⁴。ペルーではエンコメンデーロと植民地政府 (王権) 間の対立が根本的に存在しており、1560 年代に入ると「エンコミエンダの永続性 (世襲制) (*perpetuidad de encomiendas*)」をめぐる争議が起きる。王権は、エンコミエンダ制に代わってコレヒドール制の導入による新たな体制づくりを目論んでいた。1561 年 3 月 24 日付けで、第 4 代ペルー副王ニエバ伯 (Diego López de Zúñiga y Velasco, Conde de Nieva. 在位 1561-64) 統治下の植民地政府は、各地方の市参事会・カビルド (*cabildo*) [真鍋 2004:327] に書簡を送り、「永続性」について審議するよう公式に通達した。それは聖職者や先住民共同体首長・クラカ (*curaca*) も巻き込んで一大騒動に発展する。「永続性」に反対する考えが優勢となるや、1563 年にはこれに反発して、クスコにおいてエンコメンデーロの蜂起が起きた。結局、ペルーにおいてコレヒドール制が導入され始めたのは 1565 年 4 月以降のことであった。当時はロペ・ガルシア・デ・カストロ (Lope García de Castro, Cuarto Gobernador. 在位 1564-69) の統治期にあたる¹⁵ [Gabai 1990:384-387; Millones 1990: 21]。そしてワマンガにも「地方」が

¹³ エンコミエンダの主。エンコミエンダ (*encomienda*) 制とは、新大陸征服過程でスペイン王権が征服者に一定数の先住民の支配・管理を委託し、先住民のキリスト教教化を義務づける代わりに徴税権と労役権を与えた制度。エンコメンデーロからみると、支配下の先住民にキリスト教を布教し先住民を保護しなければならなかった (義務)。そしてその見返りとして先住民から貢納 (*tributo*) や労役 (*mita*) を受けとる権利をスペイン王権から得た。エンコメンデーロは本質的に「事業主」「経営者」であった。聖職者がエンコメンデーロを兼ねるケースも珍しいことではなかった。例えば、ドミニコ会士で、1532 年 11 月のカハマルカにおいてアタワルパ王と会見し、その後、初代クスコ司教に就任したバルベルデ神父、リマ司教・大司教ロアイサ師 (fr. Jerónimo de Loaysa, Primer Obispo-Arzobispo de Lima. 在位 1541-1575) もまたエンコメンデーロであった [真鍋 2004:302,312,329]。

¹⁴ リマのアウディエンシアへクスコ聖堂参事会の代理人として出席した聖堂参事会員はバルタサル・デ・ロアイサ (Baltasar de Loaysa) であった [Pérez 1991:208]。

¹⁵ ニエバ伯は 1564 年 2 月 19 日に死去。ガルシア・デ・カストロがペルーに到着したのは 1564 年 10 月 25 日であった。

設けられ、コレヒドールが登場する¹⁶。

1568年にクスコ聖堂参事会は、「ワマンガの先住民がエンコメンデーロに支払った10分の1税を速やかに徴収せよ」との最終的な判決(ejecutoria)をリマのアウトディエンシアから受け取った[Pérez 1991:209]。同年10月、この判決を実行に移す任務にあたる人物をワマンガに派遣する旨が決定され、そこで選ばれたのがクリストバル・デ・アルボルノスであった。彼は1567年初頭にヌエバ・グラナダからピウラを経由してクスコに到着しており、1568年にはアレキパ地方を巡察した後¹⁷、翌1569年、ワマンガの巡察に出向く。彼はクスコ異端審問所委員(comisario de Santo Oficio)でもあった。それから数年間にわたり、パリナコチャスとアンダワイラス(Andahuaylas)両地域を中心に任務に就くのであったが、そのとき遭遇したのがタキ・オンコイであった。アルボルノスは最初から偶像崇拜の撲滅を目指してワマンガに出向いたのではない。10分の1税の徴収を推進・達成するために現地に出向いたのである。そこで彼が察知したタキ・オンコイは偶然の発見の結果であった。タキ・オンコイはこの時点ですでにワマンガの大半のエンコミエンダに拡大していた。1570年にアルボルノスは副王トレド宛の『功績報告書』をワマンガにおいて記した。その情報源をパリナコチャスの場合は当地の司祭ルイス・デ・オルベラ(Luis de Olvera)¹⁸に、またチョコルボス(Chocorvos)、ルカナス(Lucanas)、ソラス(Soras)¹⁹の場合は、ワンカベリカ水銀鉱山の発見者であるアマドール・デ・カブレラ(Amador de Cabrera)²⁰らの証人に負った。1564年という年は重要である。ルイス・デ・オルベラによるタキ・オンコイ出現の報告年とアマドール・デ・カブレラによるワンカベリカ水銀鉱山の採掘登録年が一致するからである[Santa María 2017:66]。『功績報告書』においてアルボルノスは「偶像崇拜」の発見を自らの功績と広言していた[Millones 2007:48; Pérez 1991:211; Ramos 1992:151,155]。1571年、アルボルノスはワマンガからクスコに戻り、副王トレドに謁見し報告書を手渡した[Pérez 1991:212-213]。

クスコ聖堂参事会の利益を侵害したのはエンコメンデーロだけではなくた。ビルカバンバのインカのもとにあった先住民は、溪谷部や道路を定期的に占拠することによってスペイン人に敵対してきた。ビルカバンバから放たれた先住民軍が、クスコ地域とワマンガを通過する幹線道である「王の道(Camino Real)²¹」を繰り返し攻撃した。この幹線道はポトシとリマを結ぶもので、銀をはじめとする商品や物資の交易路であり、植民地政府当局や王権にとってきわめて重要な存在であった[真鍋 2004:322]。ネオ・インカの先住民はスペイン人の所持品の一部、とりわけ武器や馬といった軍事用品を戦いで獲得したり取引を通じて入手した。植民地政府にとって、ワマンガ南東部からクスコ地域北西部にかけての一带では俗権、教権ともにその力が大きく弱まっていた。クスコ聖堂参事会にとってビルカバンバ地方の平定は重大な関心事であった。1566年10月下旬にクスコ聖堂参事会は聖職者ペドロ・デ・ミランダ(Pedro de Miranda)

¹⁶ ワマンガの場合、エンコミエンダやエンコメンデーロは排除されず存続する。つまりエンコメンデーロとコレヒドールは併存する。

¹⁷ アルボルノスの履歴については、Pérez [1991:210-211] 参照。

¹⁸ オルベラは1564年にタキ・オンコイを最初に目撃した人物である。パリナコチャスの主任司祭はクリストバル・デ・モリーナ(Cristóbal de Molina)であり、オルベラはモリーナにタキ・オンコイについてまず報告し、モリーナがこれを正式に公開したといわれている。

¹⁹ ソラスはルカナス地域に所属しており、ルカナス地域東部に位置した。

²⁰ ワンカベリカ水銀鉱山は1563年にアンガラエスのカシケが、アコリアとワンド(両村はいずれも現ワンカベリカ市の北方近郊に位置する)のエンコメンデーロであったアマドール・デ・カブレラに辰砂(cinabrio、硫化第二水銀、赤色硫化水銀)の大規模な鉱床を教えたことに始まる。1564年1月1日、カブレラはワマンガ市長ロペ・デ・バリエントス(Lope de Barrientos, alcalde ordinario de la ciudad de San Juan de Guamanga/Huamanga)に対しサンタ・バルバラ(Santa Bárbara)水銀鉱山の採掘権の申請を行ったことから、彼は「ワンカベリカ水銀鉱山の発見者」として知られるところとなった(サンタ・バルバラ水銀鉱山はワンカベリカ水銀鉱山の中心をなす)。デスクブリドール鉱を所有するに至った[Robins 2011:23; 真鍋 2006:23-24]。アマドール・デ・カブレラはスペインのクエンカ(Cuenca、[現カステーリャ＝ラ・マンチャ州クエンカ県])生まれ。後に第3代ペルー副王になるカニエーテ侯の従者(criados)の一人として1555年にペルーに渡る。4年後(1559年)にはワマンガ市参事会員(regidor del cabildo de Huamanga)となっていた[Lohmann Villena 1999:24-29; 真鍋 2015:52]。

²¹ 「銀の道 Camino de Plata」とも呼ばれた。

を選出し現地に派遣した。ネオ・インカの王ティトゥ・クシ・ユパンキ (Titu Cusi Yupanqui. 在位 1560-71) とその配下の人々に公教要理を授けるためであった [Pérez 1991:209-211; ティトゥ・クシ・ユパンギ (述) 1987 [1570]]。

ビルカバンバにおけるネオ・インカ王の抵抗を封じ込めようとする俗権レベルでの対策は早くから行われてきた²²。ネオ・インカ対策から見えてくるのは、植民地政府当局がネオ・インカの抵抗に悩まされ、マンコ・インカの殺害後は、「武力鎮圧」によるのではなく「懐柔策」を選択している点である。その理由はいったい何だったのか。その答えは、第一に、当時の植民地政府にこれを鎮圧するだけの軍事力がなかったこと、第二に、ポトシ市 (ヤクスコ市) とリマ市を結ぶ交易路 (幹線道) が危機に晒さらされたため、とにかくその維持・保全を最優先することにあつたと考えられる²³。

ここで 10 分の 1 税不払い問題に関して敷衍しておく。エンコメンデーロによる 10 分の 1 税の不払いはワマンガに限られたことではなかった。その原因の一つは、植民地支配体制がまだ確立していない当時のペルーにおける社会的混乱、すなわち、俗権はもとより教権の脆弱性にあつたと判断される。とくにワマンガの場合、聖俗両権力脆弱の原因の一つは、スペイン植民地支配に抵抗するネオ・インカと隣り合わせの場所に位置しており、ネオ・インカの影響による社会的混乱という要因 [Rojas Punciman 2015] を考慮する必要がある。

III 研究史—特に水銀汚染との関連で

2006 年に筆者が「植民地時代ペルーにおけるワンカベリカ水銀鉱山と水銀汚染問題—植民地時代前半期—」を発表した [真鍋 2006:19-55]。そしてその内容を 2014 年に伊勢市 (於: 南山大学伊勢海浜センター) において開催されたアンデス・アマゾン学会第 3 回研究大会においてスペイン語で報告した²⁴ [Manabe 2014]。2015 年には「16 世紀ペルーにおけるタキ・オンコイの政治・社会的背景をめぐる試論」を著し [真鍋 2015:39-54]、そのスペイン語版 [Manabe 2015:92-110] を刊行した。この二つの論考の結論部分では、踊りと身体の震えの関連性を示唆した上で、次のように指摘した。

タキ・オンコイの解明においては、これまでほとんど指摘されなかったことであるが、「16 世紀

²² 1548 年頃、リマ・アウディエンシア議長ペドロ・デ・ラ・ガスカ (Pedro de la Gasca. 在位 1547-50) はサイリ・トゥパックに使節を送り、スペイン国王への帰順を促した。第 3 代ペルー副王カニエーテ侯のとき、数度にわたる交渉の末、サイリ・トゥパックとの和解に漕ぎ付いた。しかしながらサイリのあとを継いだ弟のティトゥ・クシはスペイン人の支配を拒んだ。副王代理ロペ・ガルシア・デ・カストロは新たに使節や布教団を送って、ティトゥ・クシの懐柔を開始した。先述のビルカバンバへのミランダの派遣はこの流れの一環をなす。その結果、ティトゥ・クシは、1567 年、スペイン国王に忠誠を誓い、翌 1568 年には洗礼を受け入れた。しかし再度にわたるロペ・ガルシア・デ・カストロの呼びかけにもかかわらず、ティトゥ・クシはビルカバンバの奥から姿を現すことはなく、和平交渉は行き詰まる。1571 年 5 月にティトゥ・クシは病死する [真鍋 2004:322-323]。

²³ ティトゥ・クシとの和平交渉に臨んだ人に植民地政府役人フアン・デ・マティエンソ (Juan de Matienzo. 1510~1579. [チャルカスのアウディエンシアのオイドール (oidor. 聴訴官)]) がいる。マティエンソは法律家にして事業主でもあり、植民地政府官僚としてポトシ銀山の運営・管理をはじめ、植民地建設に情熱を注ぐ人であった。1567 年に『ペルーの統治 (Gobierno del Perú)』を上梓し、自己の政治的見解を表明している [Matienzo 1967[1567]]。マティエンソはネオ・インカの脅威を排除しようとした。マティエンソによる対策の動機には、ポトシとリマを結ぶ幹線道の安定・保全をはかる意図があつたものと判断される。ハウハにおいては 1565 年頃ワンカ人 (los Huanca) による反乱計画が発覚し、副王領辺境では敵対的な先住民集団による襲撃が繰り返されていたこともあり、当局は窮地に追いやられていた。マティエンソはティトゥ・クシとの交渉によって、1566 年には和平条約の締結にまでこぎつけたものの、しかし結局、目的を果たすことができなかった。マティエンソの懐柔策は失敗に終わり、また当時深刻になっていた中部山岳地帯における先住民人口の減少 [真鍋 2004:311] に歯止めをかけることもできなかった。マティエンソは、ペルー植民地の政治・経済を維持するうえで「コレヒドール」の配置や「ミタ (強制労働)」の必要性を痛感することどまった [Stern 1982a; 増田 1984 :666-667; ワシユテル 1984:281-283]。

²⁴ この国際学会において、(タキ・オンコイに関する史料を発掘し世界に紹介した人類学者の) ルイス・ミリヨネス教授より興味深いコメントをいただいた。それは、タキ・オンコイに参加していた先住民の多くが身体に辰砂を塗っていたというものである。

ワンカベリカ水銀鉱山と水銀汚染問題」の理解が必要であろう。今後の課題として、水銀鉱山と水銀汚染問題との関係からタキ・オンコイをめぐる議論を深めることが可能なのではあるまいか [真鍋 2015:54]。

En la dilucidación del Taki Onqoy, sin embargo que no ha indicado hasta ahora, se necesitarán el entendimiento de las minas de mercurio de Huancavelica y el problema de la contaminación de azogue en el siglo XVI. Como las futuras investigaciones, creo que podremos profundizar la discusión de Taki Onqoy por una relación con las minas de mercurio y el problema de la contaminación de azogue [Manabe 2015:107] .

タキ・オンコイの原因を水銀と結びつけた最近の研究²⁵についてここで述べておきたい。2016年にペルーの公衆衛生学者・人類学者のサンタ・マリア (Luis Alberto Santa María Juárez) が、「タキ・オンコイ—16世紀ペルーにおける水銀中毒症 (Taki Onqoy: epidemia de intoxicación por exposición al mercurio en el Perú del siglo XVI)」なるテーマで、公衆衛生学の立場からタキ・オンコイと水銀中毒を関連付けた博士論文 [Santa María 2016] を書いてペルー国立フェデリコ・ビリャレアル大学に提出した。また2017年には「16世紀ペルーにおける水銀とタキ・オンコイ (Mercurio y Taki Onqoy en el Perú del siglo XVI)」なるテーマで人類学の修士論文 [Santa María 2017a] を書いてペルー・カトリック大学 (PUCP) に提出した。サンタ・マリアは「タキ・オンコイは水銀中毒や水銀汚染が原因で発生した」との指摘を博士論文と修士論文で行ったわけであるが、この2つの論文には上述の Manabe [2015] が引用・収録されている [Santa María 2016:28-32,331; Santa María 2017a:26,234]。よってこれらサンタ・マリアの両論考は Manabe [2015] に影響されて書かれたものであることがわかる²⁶。

「タキ・オンコイは水銀汚染が原因だった」との指摘がペルー国側からも出現したわけであるが、この点をめぐって、ペルーの内科医・パモ・レイナ (Oscar G. Pamo Reyna) による論評記事 [Pamo Reyna 2017-2018] も書かれた。そこでも Manabe [2015] が引用されている [Pamo Reyna 2017-2018:49]。

タキ・オンコイを、これに参加した人々が水銀中毒 (la intoxicación por mercurio/ el azogamiento) に罹っていたという視点から説明する場合、双方の関連を具体的に検証し証明する必要があるが、しかしこのことは容易ではない。サンタ・マリアは日本の熊本県で起きた水俣病や環境汚染問題に触れている [Santa María 2016:213,221-224; Santa María 2017a:28,42] が、日本の水俣病の熟知者である原田正純の研究成果をはじめ日本における水銀汚染問題の研究が考慮されておらず、まことに残念である。また、水銀中毒や水銀汚染問題をめぐっては、「無機水銀中毒 (la intoxicación por mercurio inorgánico)」と「有機 (メチル) 水銀中毒 (la intoxicación por mercurio orgánico/ metílico)」の相違点を十分に踏まえたうえで考察を進める必要がある。無機水銀中毒とは、水銀との直接接触によって引き起こされる水銀中毒を指す。有機水銀中毒とは、メチル水銀を直接摂取するかもしくは、環境中のメチル水銀を、食物連鎖を介して摂取することによって引き起こされる水銀中毒である [原田 2002: 32, 49-51; 原田 1985:191]。言うまでもなく「水俣病は環境汚染に由来し食物連鎖を通じておこった有機 (メチル) 水銀中毒」つまり公害である²⁷ [熊本学園大学水俣学研究センター・熊本日日新聞社 2012:51,56-58,60-61,63,68,73]。2006年の拙稿は、ワンカベリカ水銀鉱山の労働者が被った汚染の分析を無機水銀による汚染の分析にとどめている [真鍋 2006]。水銀中毒症とタキ・オンコイとの関係を科学的見地から探る場合、症例の分析が欠かせないと思うが、16世紀という遠い過去のことであ

²⁵ これまでタキ・オンコイの研究に従事してきた学者はたくさんいる。真鍋 [2015] や本稿の参考文献リストに名前を記載した方々がとくに有名である。網野徹哉はガブリエラ・ラモス (ペルーの歴史学者) のタキ・オンコイ研究を高く評価している [網野 1995:129,144,146]。

²⁶ サンタ・マリアの研究の概要を知るうえで、その要旨ともいえる簡潔な論考がある [Santa María 2017b]。この記事においても彼は、アルボルノスと行動を共にしたとされる先住民ワマン・ポーマ (Guamán Poma) の絵図を引用にて水銀中毒症を患った先住民の様子を伝えようとしている。水銀中毒症そのものの実態を把握するうえでそれらの絵図の解明が必要となるであろう。

²⁷ 現代のラテンアメリカにおける水銀汚染問題については、[熊本学園大学水俣学研究センター・熊本日日新聞社 2012:256-274] に述べられている。

り、その方法をどこに求めればよいのだろうか。例えば、タキ・オンコイに参加した者の骨や毛髪を収集して、それを（公衆衛生学や法医学的に）分析しそこに水銀の痕跡があるかどうかを調べるといった方法が考えられるが、その手法は今日において果たして可能なのであろうか。

IV ワマンガにおけるタキ・オンコイの出現と社会変化

本章では、まずタキ・オンコイの出現を考察する。次にエンコミエンダが支配的であったワマンガにおける先住民の生存環境の悪化についてみていく。その過程で鉱山とりわけワンカベリカ水銀鉱山における（先住民に対する）強制労働であるミタ（*mita*）の義務が浮上する。そしてタキ・オンコイがもたらした先住民のサボタージュの社会的影響について述べる。

IV-1 タキ・オンコイの出現

タキ・オンコイが発生したワマンガは、ワンタ（Huanta）²⁸、アンガラエス（Angaraes）²⁹、チョコルボス（カストロビレイナ[Castrovirreina]を含む）、ビルカスワマン（Vilcashuamán）、ルカナス（ソラスを含む）、アンダワイラスとパリナコチャス³⁰からなった（地図1）[Gavai 1990:385; Stern 1982a:xv-xvii]。ワマンガに土着宗教を導く者、つまりシャーマン（chamán）、占い師（adivino）、そして呪術師（mago）が数多く存在していたことは確かである。タキ・オンコイにおいて説教師の多くは土着の祭祀に没入する先住民共同体の構成員であったと考えられるが、指導者のひとりと目されるフアン・チョクネ（Juan Chocne）³¹もその例外ではなかったようだ。チョクネはパリナコチャスのクラカにしてシャーマンであったという。彼は超自然的存在と交信する力を持ち、ワカ信仰を広めるのに尽力したといわれている。人々に説教する際には、サンタ・マリア（Santa María）とかサンタ・マリア・マグダレナ（Santa María Magdalena）と名乗る、土着の神々に仕える2人の女性を伴ったという[Melgar y Carrasco 2007:25-26,32,53-54; Millones 1973a]。

タキ・オンコイの様子についてアルボルノスは次のように語っている。

（人々は）円形になって歩きながら踊り震えていた。その踊りでは悪魔や自分たちのワカや偶像に祈っていた。踊りではイエス・キリスト信仰を強く否定し、背教の姿勢を示していた。キリスト教徒や司祭からのあらゆる教えを拒否していた……[Albornoz 1990[1584]: 205]。

タキ・オンコイ発見の発端となったのは、1564年にパリナコチャス教区のスペイン人司祭ルイス・デ・オルベラが、同教区において先住民を魅了するワカ信仰を察知したことにはじまる。アルボルノスはタキ・オンコイを次のように描写した。

……その巡察において、司教座聖堂参事会員のクリストバル・デ・アルボルノスは、インディオや土着の人々の間でその土地全体にばらまかれた新しいキノコを発見した。それはタキ・オンコイと呼ばれる。その根本は一般的にはインディオが信じさせられたもので、王国のすべてのワカがキリスト教徒を焼き尽くし葬り去るというものである。ワカは蘇り二つの場所に分散している。つまりあるワカは王国の二つの本営であるパチャカマの、また他方はティティカカのワカと共にある。

²⁸ ビルカバンバのネオ・インカのもとにある先住民反乱軍に対する備えの一環として、1539年に建設されたワマンガ市（現アヤクチョ市）を含む。ワマンガ市の正式名称はサン・フアン・デ・ラ・フロンテーラ・デ・ワマンガ（San Juan de la Frontera de Huamanga）である[増田 1977:360]。

²⁹ 1571年もしくは1572年、標高3680mの高地に建設されることになるワンカベリカ市（ciudad de Huancavelica。正式名称は「ビリャ・リカ・デ・オロペサ[Villa Rica de Oropesa]」）を含む。

³⁰ パリナコチャスにおける教権の浸透については、Melgar y Carrasco [2007:28]を参照。

³¹ フアン・チョケ（Juan Choque）との表記もある。

そして神・我らの主であるイエス・キリストと戦う準備をしている…土地のスペイン人は敗者となり死んでしまうだろう。というのもワカは彼ら全員を殺す目的で病をもたらす……ワカはインカ時代におけるように石、木、泉の中に存在するのではない。そうではなく、インディオの体の中に入ってしまった。ワカが体の中にあるため、震えが起きるのである…そして顔を赤色で塗る…インディオは体に入ったワカや偶像を崇拝する。それらに肉、衣類、銀、トウモロコシなどを供える。ワカや偶像は、神・我らの主であるイエス・キリストに対して、また我がキリスト教に対して激しい嫌悪を表す…本証人は、パリナコチャ地方で 64 年に通知された、王国全体に広がったその誤りと背教を見て、それが正されんことを理解した。司教座聖堂参事会員のクリストバル・デ・アルボルノスは、調査しながら歩いたその場所で、インディオが背教を根気よく続けてきたこと、今も続けていること発見した。神・我らの主であるイエス・キリストの礼拝を埋め合わすよう、視察したあらゆる場所で命じた。発見された多くのワカや偶像を燃やすよう、神官達を罰するよう命じた [Albornoz 1990[1577]:177-178]。

キリスト教を否定する説教師たちや予言者たちは、キリスト教によってワカが征服されたために無秩序が生み出され、流行病が蔓延し、人々が死に見舞われたとした。世界を転換させる必要があることを先住民に告げ、ワカの再生を説いた。ヨーロッパ風の衣装着用や食品摂取を拒否することなどが申し合わされ、終末の雰囲気は漂う踊りに拍車がかけられたという [Melgar y Carrasco 2007:54; Millones 1973b:87; Stern 1982b:52]。

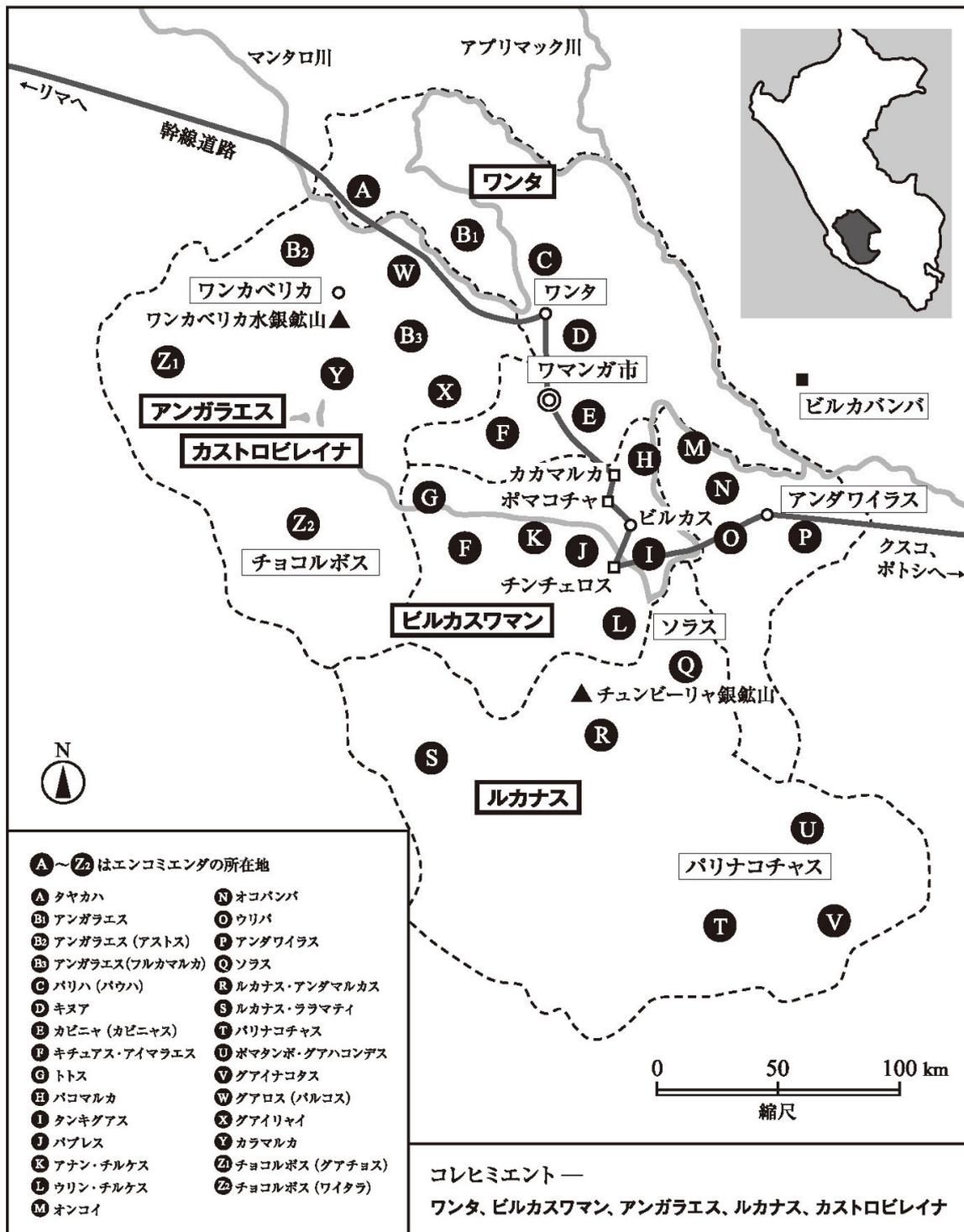
1565 年にスペイン人メルチョル・パロミーノ (Melchor Palomino) のエンコミエンダ (地図 1 : Q) にいたソラスの人々 (los soras) はほとんどがタキ・オンコイに身を投じていたといわれている。アルボルノスに同行し、先住民言語も用いて説教にあたった司祭ヘロニモ・マルティン神父 (padre Gerónimo Martín, clérigo presbítero) の証言によれば、ソラスの一带では、先住民が 1100 ほどのワカを礼拝していたという。またアルボルノスは、インカ時代に先住民が礼拝していたワカの数 6000 以上とし、今も先住民は多くのワカを崇敬していると述べている [Albornoz 1990[1570]:64-65; Albornoz 1990[1584]:274-278]。

パリナコチャスの司祭であったルイス・デ・オルベラ神父もしくはその上司で主任司祭のクリストバル・デ・モリーナ (Cristóbal de Molina. 1529-1585) ³²がタキ・オンコイ発見の報をクスコやリマ、チャルカスの教会本部に伝えた。後にアルボルノスによって行われた調査によると、ワマンガにおいてタキ・オンコイには数千人が参加していたという。また、アルボルノスの偶像崇拝取り締まり遊説の直後に 8000 人以上の先住民が有罪になったという [Stern 1982a:51]。

IV-2 ワマンガ先住民の生存環境の悪化

1560 年代のワマンガは、リマ、クスコ、ポトシを結ぶ道路が貫通する商業上の中間地点であると同時に、ネオ・インカの反乱者が立てこもるビルカバンバに近い辺境の地であった。ネオ・インカが滅亡する (1572 年) までの時期のワマンガは、ペルー副王領においてとくに開発が遅れた場所であった。当時のワマンガは地政学的にはまことに周辺部であった。産業としては小規模な金・銀鉱山の開発かあるいは零細な農牧畜業が存在する、アンデス高地一般によくみられた風土であった。しかしながらワマンガには新大陸で唯一無二の水銀鉱山が存在した。後に、ポトシと並んでペルー経済を支えることになった二大重要鉱山のひとつであるワンカベリカ水銀鉱山である [Salas de Coloma 1998:29; Stern 1982a:4-5]。ワンカベリカ水銀鉱山はスペインのアルマデン (Almadén) やスロベニアのイドリア (Idria) と共に、世界三大水銀鉱山のひとつとして新大陸はもとよりスペイン本国やヨーロッパにおいてもたいへん有名となる。しかしそれは後の 1570 年代以降のことである。ワンカベリカ水銀鉱山の発見は 1563 年でありその採掘が始まったのは

³² 『インカの神話と儀礼の報告書 (Relación de las fábulas y ritos de los Incas)』を著したクロニスタ (年代記者) [Molina 1959[1575]]。



地図1 16世紀ペルー副王領ワマンガ地方の政治的形成(コレヒミエントとエンコミエンダ)

[Salas de Coloma [1998:35] および Millones [1990:20] を基に作成(作図:へんな優)]

翌1564年である。ちょうどタキ・オンコイの出現年と同じ年であった。そしてこの水銀鉱山は、18世紀末まで膨大な量の水銀を生産し続けた[真鍋2019a]。

タキ・オンコイが発生した頃、ワマンガで暮らしていた先住民の社会的生存環境はどうだったのだろうか。まずは人口動態からみておく。1560年時点におけるワマンガの先住民人口(27万8724人)は、1530年時のそれ(44万5726人)に比べて63%に減少していた[Millones 2007:27]。主要原因はスペイン人の

征服ならびに流行病の発生に伴う先住民人口の減少 [Cook 1999:346] である。しかしこの減少状況は、ワマンガにのみ特有のものではない [Pérez 1991:58]。

当時のワマンガを特徴づけていたものにエンコミエンダ制の浸透がある。ルイス・ミリヨネスは、1565年のワマンガには 23 のエンコミエンダがあったとし [Millones 1990:20]、またサラス・デ・コロマは 29 のエンコミエンダの所在を特定している (地図 1 参照)。当時、ペルー副王領全体のエンコミエンダの数は 274 であったから、それはペルー全体の約 8.4% から 10.6% にあたり、エンコミエンダ数は比較的多いほうであった。各エンコミエンダが擁した先住民の労働者人口すなわち 18 歳から 50 歳までの成年男子人口 (tributarios) についてみると、ペルー副王領の平均が 1 エンコミエンダにつき 500 人以下であったのに比べ、ワマンガの場合、36.6% のエンコミエンダがこれを上回り、1 エンコミエンダ当り「500 人以上 1000 人未満」であったという³³。エンコメンデーロが本質的に事業主であり経営者であるというのはワマンガの場合も例外ではなかった。事業主としてその業種は農牧畜業、手工業、鉱業、輸送・商業等であったが、業種を問わずエンコメンデーロにとっては、支配下にいた先住民の労働力が頼みの綱であった。エンコメンデーロは地理的・地域的特性に応じて配下の先住民労働力を各業種に投入した。ワマンガの場合、とくに鉱業に触手を伸ばすエンコメンデーロが圧倒的に多かった。例えば、ワマンガ市長 (alcalde ordinario) のアントニオ・デ・オレー (Antonio de Oré) の場合を見ると、彼はビルカスワマンのアナン・チルケス (Hanan Chilques) のエンコメンデーロ (地図 1:K) であり、ルカナスのチュンビーリャ銀鉱山 (las minas de plata de Chumbilla) を経営していた。また後には、ワンカベリカ水銀鉱山の経営に着手している [Salas de Coloma 1998:44]。エンコメンデーロたちは、1539 年にワマンガ市建設の主体となり、また 1540 年 4 月におけるワマンガ市参事会 (Cabildo de Huamanga. 以下、「市参事会」と略称) 形成の主役ともなった。市参事会員 (regidor) の要職を彼らは独占し、市参事会を牛耳った。

16 世紀ワマンガではワンタ、ビルカスワマン、アンガラエス、ルカナス、カストロビレイナという 5 つのコレヒミエント (corregimiento. 地方行政区) が誕生していた³⁴。これらのうち、ルカナスやソラスではとくにキリスト教布教が停滞気味であった。布教に従事する聖職者の数が比較的少なかったのもその一因であろう³⁵。さらに当時のワマンガでは教区司祭 (doctrineros) や修道会士など聖職者の多くは事業主であり、先住民への布教に熱が入らなかったためである。彼らは鉱業を筆頭に農牧畜業、輸送業、商業に身を投じ聖職者らしからぬ暮らしぶりだった。教会や修道院を隠れ蓑に先住民に無償労働奉仕を強いた [Stern 1982a:46; Millones 2007:25-26]。司祭による先住民の虐待という事件も起きていた [Melgar y Carrasco 2007:58]。教権内部の対立も発生していた。例えば、パリナコチャスにおいては在俗司祭と修道会 (ドミニコ会) との関係がうまくいっていなかった³⁶。

ワマンガにおける先住民の生存環境が 1560 年頃から急激に悪化したのは、鉱山における労働強制が原因であった。というのも、タキ・オンコイ発生当時のワマンガは鉱山開発ブームの渦中にあり、先住民に課せられた鉱山労働の厳しさは筆舌に尽きた。エンコメンデーロや聖職者の命令によって、1560 年以降、先住民がワマンガ市近郊のアトゥンスーリャ銀鉱山 (el cerro de las minas de Hatunsulla o Atunsulla)、ワン

³³ 事業主としてのエンコメンデーロの収入源としては、鉱山業以外では農牧畜業があった。配下の先住民労働力を自己の大農園 (hacienda) や牧畜用地 (estancia) に投入することで、食糧品、毛織物、ココア、獣脂 (ろうそくの原料) 等を入手し、それをリマヤクスコ市、ポトシの大市場に提供した。また織物工場の経営や輸送業、幹線道沿いにある宿泊施設の運営にも手を染めた [Stern 1982a:36-37]。

³⁴ 1609 年にワマンガ司教区 (Obispado de Huamanga) がクスコ司教区から分離し誕生したのと同時に、コレヒミエントの数は増え—先述の 5 地方にワンカベリカ (ワンカベリカ地域にコレヒミエントが設置されかけたことがあったけれども、正式にコレヒミエントが設置されたのは 1601 年のアンガラエス地方の誕生による [真鍋 2006:30])、パリナコチャス、カンガリョ・イ・アンダワイラス (Cangallo y Andahuaylas) の 3 地方が加わった。この 8 地方は固定化され、18 世紀まで変わらずに維持された。17 世紀初頭以降になると、ワマンガのエンコメンデーロ勢力は弱まっていくが、16 世紀段階においては彼らの力は絶大であった [Salas de Coloma 1998:36,41,44]。

³⁵ ワマンガの先住民語としてはケチュア、アイマラの両言語が使われていた [Millones 2007:50]。

³⁶ パリナコチャスでは、1568 年にサン・クリストバル・デ・パウサ修道院 (Convento de San Cristóbal de Pauza) が建設され、ドミニコ会もまた先住民の布教にあたっていた [Pérez 1991:226-227; 網野 1995:150]。

カベリカ水銀鉱山、ルカナスの鉱山であるチュンビーリャ銀鉱山やグアリャリパ金鉱山 (la mina de oro de Guallaripa) で働かされはじめたときから、彼らの生存環境は一気に悪化しはじめた³⁷ [Stern 1982a:37,47; Santa María, 2017:64,164]。すなわち、ミタと称された鉱山での強制労働が原因だったのである³⁸ [Melgar y Carrasco 2007:56-57; Millones 2007:27]。とくにルカナスやソラスの人々は地元の鉱山はもとより、ワマンガからはるか南方アルトペルーに位置するポトシ銀山におけるミタ労働を強いられもしたという [真鍋 1995:16]。

ワマンガのこれらの鉱山の中で先住民労働者の労働環境がとくに劣悪だったのが、1563年11月に発見され1564年から本格的に開発がはじまったワンカベリカ水銀鉱山であった [Bargalló 1969:164; Robins 2017:60-61]。銀や金など貴金属の精錬に必要な水銀を生産するために、ワンカベリカ鉱山で働く労働者はとくに危険な状態におかれた。この時期における水銀の主な供給先は、現在のメキシコにほぼ相当するヌエバ・エスパーニャ (Nueva España) の銀鉱山であった。

ポトシ銀山への水銀供給が始まるのは1572年のことである [Bargalló 1969:165] が、意外なことに、アトゥンスーリャ銀鉱山では水銀による銀の精錬がすでに行われていたという指摘がサンタ・マリアによって行われている。その理由は、1557年にエンリケ・ガルセス (Enrique Garcés) によってアトゥンスーリャ銀鉱山の近くに位置していたとされるパラス水銀鉱山 (las minas de mercurio en Paras³⁹) がすでに発見されており、そこからの水銀が1560年以降、アトゥンスーリャ鉱山の銀鉱石に適用されて銀の精錬が始まっていたというのである [Santa María 2016:151; Santa María 2017:63-65,73-75]⁴⁰。

当時は労働環境の保全とか労働者の人権が問題とされることはほとんどなかった。ワンカベリカ水銀鉱山はやがて「死の鉱山 (la mina de la muerte)」とか「先住民の墓場 (el sepulcro de indios)」といった悪評を招く。鉱山労働者の多くが水銀中毒症を煩い、ことごとく死亡したからである⁴¹。そしてこの鉱山のミ

³⁷ 16世紀ペルーにおいてスペイン人によって発見された最初の金・銀鉱山は、1537年にルカナスとパナコチャスで発見された鉱山であるとサンタ・マリアは述べている [Santa María 2017:64]。

³⁸ 貢納とミタは連動していた。先住民が鉱山ミタあるいは鉱山労働に従わざるをえなかった動機の一つは貢納を稼ぐ必要があったことである [Eguren 2005:44]。

³⁹ 筆者にはパラス水銀鉱山の所在地とかその実態を把握できていない [Santa María 2016:84,88,142; Santa María 2017: aparición en muchas páginas]。

⁴⁰ ワマンガにおける水銀鉱床の一部は先スペイン期から採掘されていた。辰砂を得るためであった。辰砂は、戦士の身体に塗られたり、またインカ王妃をはじめとする高貴な女性のための顔料・化粧品 (pigmento de cinabrio [bermellón]) として、また性病の治療薬として使用されたようである。植民地時代になるとポルトガル人エンリケ・ガルセスは、リマにおいて朱 (赤色顔料) を売る女性たちを早くから目撃していた。その朱とは、辰砂から取り出されたものでリンピ (llimpi) と呼ばれた。それはワマンガのトマク (Tomac)、グアコヤ (Guacoya) から運ばれてきたものであることを彼は察知した (彼は後にトマクに出向き水銀の精錬を果たした)。ガルセスはアルマデン (Almadén。スペインの有名な水銀鉱山) に行ったことがあり、水銀情報をもっていたからそれを理解できたのである。1550年代末、ガルセスは第3代ペルー副王カニエーテ侯の命をうけて1558年にヌエバ・エスパーニャを訪問し、そこで水銀アマルガム法を数か月間学んだといわれている [Robins 2011:21-24]。ワマンガにおいてガルセスはパラス産の水銀を使って [1560年から1562年にかけて、ペドロ・デ・コントララス (Pedro de Contreras) と共に] 既に銀の精錬に成功していた、とサンタ・マリアは述べている [Santa María 2016:145-148,151-152]。

⁴¹ ワンカベリカ水銀鉱山における労働者の日常的な死は鉱山の発見直後から起きた。だがペルー植民地社会においてそれが問題視されるようになったのは、1600年5月以降のことであった。当時の副王ルイス・デ・ベラスコ (Luis de Velasco, Marqués de Salinas, IX Virrey. 在位 1596-1604) のスペイン国王宛書簡によってである。ワンカベリカが病気と死の場所であること、それはゆゆしい良心の問題であり政治的な問題であるとベラスコは告発した [Sala Catala 1987:193-194]。ワンカベリカの先住民保護官ダミアン・デ・ヘリア (Damián de Jeria, Protector de los Naturales de Huancavelica) は、「そもそも先住民がいなければ、水銀も銀もそしてペルーも存在しなかっただろう」 (“pues sin ellos ni habrá azogue ni plata...ni Perú.”) と述べた (1604年1月10日付け) [Robins 2017:36]。また彼は同年3月1日に報告書を提出し、「副王 (ルイス・デ・ベラスコ) が、鉱山業者との契約を更新する前にそれに耳を傾けてくれるよう……細心の注意を払うよう」期待した。ダミアン・デ・ヘリアはワンカベリカの病気をはじめて描写した人となった。「…水銀の病…鉱石は坑内で働く先住民に咳や激しい病気をもたらす疑いがある。それはワンカベリカの病気 (enfermedad de Guancabélica/Huancabélica) と呼ばれるものである」と彼は指摘した [Sala Catala 1987:195]。ワンカベリカ水銀鉱山におけるミタや先住民労働者の労働の実態については、真鍋 [2006:32-43] や Lohmann Villena [1999:97-105] を参照。水銀中毒の蔓延によって人的資源が著しく枯渇し、ミタ労働者を提供していた先住民村の中には廃村となるケースも出てきた。さらに、先住民以外にも被害者は出ていた。例えば、水銀のバイオニアであった先述のエンリケ・ガルセ

タの徴集対象地域が、まさにワマンガの全地域であったことに注目したい。すなわち、アンガラエス、ワ
ンタ、チョコルボス（カストロビレイナ）、ビルカスワマン、ルカナス、アンダワイラス、パリナコチャ
スから先住民が強制的に徴集されていた〔真鍋 2006:22-23,30-31; 真鍋 2010:104; Golte 1980:76〕⁴²。タキ・
オンコイによってスペイン人の支配が滞るとともに、特にビルカスワマン、パリナコチャス、ソラスにお
いては先住民による武装蜂起への動きすらあったともいわれている〔Millones 2007:50〕。

タキ・オンコイに加わった先住民は労働意欲をなくし現実世界から離脱していった。先住民のサボター
ージュ（労働の忌避）を生み出したことで、社会的混乱が深まった。このことは事業主（エンコメンデーロ）
にとって死活問題となった。

1560年代後半期のワマンガの場合、スペイン植民支配体制はまだ緒に就いたばかりであった。事業主側
からみると植民地支配体制の縛りはまだ弱く社会は混沌の極みにあった。

V タキ・オンコイの鎮圧: 10分の1税の確保と強制的改宗の推進

本章では、タキ・オンコイの鎮圧すなわち土着宗教の取り締り・強制的改宗についてみていく。それは
教会巡察使アルボルノスの先導によって着手される。ワマンガ市参事会が直面した事態とアルボルノスと
の関係性を考察する。次に聖俗両権力による強制的改宗の推進についてみていく。

V-1 ワマンガ市参事会が直面した事態とアルボルノス

先述したように、アルボルノスがワマンガに派遣された理由は、同地域のエンコメンデーロに10分の
1税を支払わせるよう図るためであった。しかし現地入りしたアルボルノスがそこで察知したものは、深
刻な事態を迎えていたタキ・オンコイであった。エンコメンデーロに10分の1税を支払わせるどころで
はなかった。それよりも、タキ・オンコイの鎮圧すなわち土着宗教の取り締り・強制的改宗の推進が先
決問題であった。そこで本来の目的は置き去りにされてしまう。その証拠に、聖堂参事会員エステバン・
ビリャロン（Esteban Villalón）の証言によれば、1570年11月時点で、ワマンガのエンコメンデーロが10
分の1税を支払うことの合意にはまだ至っていなかった。10分の1税の徴収は二次的な問題に変わって
しまった感がある〔Pérez 1991:232〕。こうした背景にはいったい何があったのだろうか。

巡察の期間、アルボルノスは市参事会の協力と支援を得ていた。市参事会員の大半が鉱山業の担い手
でもあるエンコメンデーロであり、市参事会は鉱山業の担い手の利益を代弁したからである。1560年代の
後半、ワマンガでは小規模な金・銀鉱山のほか、とりわけワンカベリカ水銀鉱山の開発がすでにはじまっ
ていたが、鉱山業者は、先住民労働力が急激に不足するという事態に陥った〔Pérez 1991:227; Albornoz
1990[1584]:278; Henson 2002:49; Cook 1999:346〕。その主因は、タキ・オンコイに参加した先住民のサボ
ターージュによるものであった。

タキ・オンコイに参加した先住民には典型的な水銀中毒症の症状が現れていたとサンタ・マリアは述
べる⁴³。だとすれば、労働意欲が減退して当然である。

1560年代末、市参事会員の間では危機意識が強まった。先住民の労働力が得られなくなる懸念が市参事
会のメンバーにとって最も重要な心配事になった。そうした中で、1569年9月12日、ルカナス・アンダ
マルカス（Lucanas Andamarcas）の先住民の多くが鉱山で働くことを完全に拒絶した。すなわち先住民が
真っ向から鉱山ミタを拒否するという事態が起きたのである。市参事会はこの事態を放置すべきではない

スは水銀中毒に罹りそのせいで歯を失っていたという〔Santa María 2016:148,153-154,300,302〕。

⁴² タキ・オンコイが拡大した地域がワンカベリカ水銀鉱山のミタの影響を被った地域と一致するとの指摘は、ルイス・
ミリオネスらも行っている〔Millones 1990:16; Contreras 1982:94〕。

⁴³ 「身体の震え、神経過敏症、記憶喪失、自制喪失、怒りっぽさ、激高しやすさ、自信喪失、ひどい眠気・気だるさ、
意気消沈、歯肉炎、振顫譫妄（しんせんせんもう）つまり中毒による手足の震え・幻覚などを伴う症状、自殺志願、憂
鬱、気を減入らせる精神病など……水銀中毒症に罹ると手当のしようがなかった……基本的に脳や腎臓、呼吸器官、
神経がやられた。消化器が麻痺し発汗が際だった。食欲不振、体重の低下が進行した」〔Santa María 2016:144-145〕。

との決定を下す。鉱山ミタを拒否する先住民の抵抗を打破すべしというのが、ワマンガ市在住のコレヒドール兼司直 (justicia mayor) アントニオ・デ・オスナヨ (Antonio de Hoznayo) と、先住民労働力を鉱山に配分する職責を担っていた判事のロドリゴ・トーレス・ナアロ (Rodrigo Torres Naharro) の方針であった。

1569年9月27日に召集された市参事会では、タキ・オンコイの鎮圧に向けてアルボルノスへの協力が市参事会員に訴えられた。市参事会の2名の市長のうち、もうひとりの市長でありルカス・アンダマルカスのエンコメンデーロであったフアン・ベラスケス・ベラ・ヌーニェス (Juan Velázquez Vela Núñez) (地図 1: R) を代表者に選出し、教会巡察使アルボルノスに協力して事態の打開をはかることにした [Pérez 1991:227; Albornoz 1990[1570]:59-60,93,163]。その日の集まりの記録には次のようにある。

本カビルドでは前述の人々が、インディオの間でわが聖なるキリスト教に対抗してたいへん迷惑で有害な多くのことが公然と見いだされるため、教会巡察使が、当市の規律や管轄権によってそれらに対して処置を講ずるよう言った。その仕事により、その原因を知り理解することが肝要である。有害な出来事が一掃され、流され、改められ、罰せられるようその原因を知り理解することが求められる。市長フアン・ベラスケス・ベラ・ヌーニェスがかの巡察使に同行して……巡察使にはあらゆる恩恵と援助を与える。前述の害悪が浄化され、改められ、神、イエス・キリストへの奉仕が情熱をもってなされるよう。またそのような被害の原因が根本的に理解されるように…⁴⁴

土着宗教の断絶に向けての施政としてカビルド (市参事会) は所管の先住民の断固たる統率と支配を決議した。この決議に際しては、アンガラエスのエンコメンデーロ・ワンカベリカ水銀鉱山の鉱山主・市参事会員であったアマドール・デ・カブレラ (地図 1: B2) を筆頭に、市長アントニオ・デ・オレーをはじめ、アンガラエス (地図 1: C) のエンコメンデーロであったディエゴ・ガビラン (Diego Gavilán)、ビルカスワマン (地図 1: F) のエンコメンデーロであったフアン・デ・マニェエコ (Juan de Mañueco)、チョコルボス (地図 1: B1) のエンコメンデーロであったバルタサル・デ・オンティベロス (Baltasar de Hontiveros)、ビルカスワマン (地図 1: H) のエンコメンデーロであったフアン・パロミーノ (Juan Palomino)、ワンタ (地図 1: E) のエンコメンデーロであったクリストバル・ペーニャ (Cristóbal Peña) ら⁴⁵が証人として賛同の意を表明した。彼らは巡察使としてのアルボルノスの才能を褒め称え、当地における土着宗教の断絶とキリスト教化の推進に同意した。

そこには先住民の全面的な支配、換言するならば、強制労働の提供を拒む先住民を屈服させることへの強力な意思表示が伺われる [Pérez, 1991:228]。そこで今度はアルボルノスが証人として、上記のエンコメンデーロたちに自らの意思を表明したのであったが、それは驚きに値しない⁴⁶ [Albornoz 1990[1570]:59-

⁴⁴ ペルー国立図書館 (リマ市) が所蔵するワマンガ市のカビルドの記録簿 (Mss.A 603,f.24v)。この文書に関しては、Pérez [1991:227] が引用・掲載しているものを参照して訳出した。

⁴⁵ ここに示したカブレラ以下7名のエンコメンデーロについては、プエンテ・ブルンケの著書にも記載がある [Puente Brunke 1992:140-141,385-388,390-391]。

⁴⁶ 例えば、1570年の『功績報告書』 [Albornoz 1990[1570]:67] に次のようにある。「前述のコレヒドールの前で、前述のクリストバル・デ・アルボルノスはバルタサル・デ・オンティベロスに対して証人として表明した。1570年3月1日に前述のコレヒドールの前で、前述のクリストバル・デ・アルボルノスは証人として、ディエゴ・ガビラン、大尉クリストバル・ペーニャ、フアン・デ・マニェエコやゴメス・セラノ、会計官ディエゴ・デ・サラサルとバルトロメー・ベロカルに表明した」「同年3月2日、前述のコレヒドールの前で、前述のクリストバル・デ・アルボルノスは証人として、フアン・パロミーノ、アマドール・デ・カブレラ、アントニオ・デ・オレー、ディエゴ・デ・ロマニー、ペドロ・デ・コントレラスに表明した」。アルボルノスは自身を第三人称で語っているほか、上記の文面中、「証人として表明した」には目的語が欠けているが、正確には「土着宗教の弾圧を表明した」となる。それから上記の文が書かれたのは1569年9月ではなく翌1570年3月であることから推測して、アルボルノスはカビルドのメンバー (市参事会員) に対して一度ならず頻繁に土着宗教の弾圧を表明していたのであろう。なお、初出の人物であるゴメス・セラノ (Gómez Serrano)、ディエゴ・デ・サラサル (Diego de Salazar)、バルトロメー・ベロカル (Bartolomé Berrocal[公証人])、ディエゴ・デ・ロマニー (Diego de Romani) は、すべてワマンガ市在住者であった [Albornoz 1990[1570]:87,91,97,105,108]

69,74,78-79,81,83-84,93,101,111,158,163]。

こうして土着宗教断絶の推進に向けて市参事会当局ならびにエンコメンデーロ・鉱山業者がアルボルノスを支援することになったが、そうした俗人によるアルボルノス支援の動機は鉱山労働力の確保が狙いであったと判断してよいだろう。俗権（カビルド）と教権（アルボルノス）の利益が一致した土着宗教の断絶と改宗の推進は、1571年1月、副王トレドによって追認され、ワマンガにおける鉱山労働力確保の重要性が改めて鉱山業者、エンコメンデーロ、聖職者に知らしめられる契機となった [Pérez 1991:228]。

V-2 土着宗教弾圧の推進とタキ・オンコイの終息

アルボルノスは断固たる処置をとることになった。土着の祭祀・儀礼への参加者の処罰、土着信仰放棄の説得、偶像崇拜被疑者の隔離・再教育を命じた。偶像崇拝者や偶像の隠匿者には自白を強いたほか密告という方法もとった。偶像を発見するとその焼却や破壊を行った⁴⁷ [Albornos 1990[1570]:94,159; Pérez 1991:228-229]。

アルボルノスの巡察が行われていた1569年の10月30日、フランシスコ・デ・トレドと異端審問官 (inquisidor) がスペインからペルーに到着した。トレドは第5代ペルー副王に就任し、1570年のおよそ1年間をリマで過ごす。この時期における副王トレドの目立った政策としては、ペルーに異端審問所 (El Tribunal de Santo Oficio) を開設したことである [OCEANO 2000:546]。トレドがワマンガを訪れたのは翌1571年1月のことである。1月22日には市参事会の建物に22名余りの要人を集合させ訓示 (alocución a los vecinos de Huamanga) を行った。その22名のなかには、ワマンガのコレヒドールのアントニオ・デ・オスナヨ、アルカルデ (ワマンガ市長) のアントニオ・デ・オレー、エンコメンデーロのディエゴ・ガビラン、フアン・パロミーノ、フアン・ベラスケス・ベラ・ヌーニェス、そしてワンカベリカ水銀鉱山の主要な鉱山業者アマドール・デ・カブレラ、エンリケ・ガルセス、ペドロ・デ・コントレラスが含まれていた [Toledo 1986[1569-1574]:101; 真鍋 2015a:52]。そしてその結果、ワマンガ市において複数の勅令 (las Ordenanzas) を発布した。そのうちの一つは、次の如く先住民に対して踊り (taquis) や酩酊 (borracherías) を禁じるというものであった [Pérez 1991:231]。

インディオの酩酊や踊りは例外なく罰せられる。100回のむち打ちや当地からの10年間の流刑である...酩酊は健康や習慣面で害がある。それはまたキリスト教を阻む。彼らは古くからの祭祀や儀式を行ってきた。司直が酩酊の処罰に機を配るよう命じた.....酩酊が発覚したカシケはいかなる者でもまず、1年間の流刑...修道院や施療院での奉仕...第二に、3年間の流刑...第三に、カシケの地位を永久に剥奪し、この王国から追放する...酩酊が発覚したインディオには、市の通りや発覚場所での100回のむち打ちを食らわせる [Toledo 1986[1569-1574]:110]。

アルボルノスは1570年末に巡察の仕事をいったん打ち切りワマンガからクスコ市に戻った。クスコ市において彼は副王トレドに謁見し、『功績報告書』として纏められた巡察記録を副王に提出した [Pérez 1991:228; 増田 1984:309]。その後、副王トレドによってアルボルノスとクリストバル・デ・モリーナは再度巡察使に任命された。両者はワマンガの各現場に戻り、土着宗教の取り締まりを続行する。彼らは、偶像崇拝に関与した疑いのある先住民を犯罪人として追跡し捕らえた。その経緯は、アルボルノスの記録

⁴⁷ 処罰は、偶像崇拝儀礼への参加の程度に応じて変化した。「被告人」はまずいくつかのグループに分けられた。例えば、土着儀礼の説教師 (predicadores)、儀礼に参加した先住民 (indios cómplices)、偶像を隠したカシケ (curacas encubridores)、ワカの神官 (sacerdotes de huacas)、呪術師 (hechiceros) などである。処罰は、居住区からの追放 (流刑) をはじめ多岐におよんだ。ワマンガ市の施療院 (el hospital) や村の教会での労働奉仕、福音伝道用に特設された家に幽閉するケースもあった。「犯罪人」を示す衣服の着用、土着信仰の棄教宣誓、教会での労働強制、むち打ち、剃髪、罰金などの処置もとられた。タキ・オンコイの指導者や神官には厳罰が下された。偶像を隠匿したカシケにたいする処罰はさまざまであり、教会建造物修築費用の分担 (これは罰金刑にあたる) が課せられたりもした。関係者への見せしめとして処罰は公然となされた [Pérez 1991:225-226; Albornos 1990[1584]:289]。

[Albornoz 1990[1577]; Albornoz1990[1584]] に描かれている。そこには偶像崇拜の容疑者、罰せられた呪術師、破壊されたワカの名前とその数が記録されている。偶像崇拜の容疑者たちはカトリック教義の再教育を強いられた [Albornoz 1990[1584]:259-296] 。

1571、72 年以降、市参事会当局ならびにエンコメンデーロ・鉱山業者らの強力な対応や処置とも相まって、ワマンガにおけるタキ・オンコイは下火となった [MacCormack 1991:185; Melgar y Carrasco 2007:55; Espinoza Soriano 1973:143-152; Wachtel 1973:123] 。

水銀汚染や劣悪な労働環境に対する先住民の抵抗、サボタージュに対し、それを解決して従順な労働者をつくりだすことを目的のひとつとしつつ、タキ・オンコイの鎮圧に象徴される土着宗教の弾圧と強制的改宗政策が展開された。先に問題提起した「先住民の精神的征服」の意味とは、白人事業主の規律の下で、指定した労働に耐える「健全なる」先住民労働者の育成・確保にあったと判断できる。先住民に土着宗教を放棄させ、白人の支配に従順なキリスト教徒に彼らを変えることにあったと断言できる。

VI おわりに

スペイン人による征服後、ワマンガの先住民はスペイン人エンコメンデーロによって鉱山ミタ、とくに恐怖に満ちたワンカベリカ水銀鉱山における強制労働を強いられることになった。先住民はきわめて過酷な搾取・抑圧に晒される。ペルーにおいて事実上スペイン植民地支配が始まったのは第3代副王カニエーテ侯の統治期（1556~60年）であるが、タキ・オンコイは、スペイン植民地支配が始まり、ワンカベリカ水銀鉱山の操業が開始されると同時に起きた（1564年）。またビルカバンバにおいてネオ・インカによる抵抗運動が継続中の不安定な社会状況下で出現した。1564年以降、タキ・オンコイが広がったワマンガのすべての地方が、ワンカベリカ水銀鉱山のミタに人員を提供していた地域にぴったりと一致したことはとくに注目に値する。

ワマンガの場合、10分の1税不払い問題の解決をはかるにはまずもってタキ・オンコイの鎮圧がどうしても必要であった。先住民のサボタージュが続く限り、エンコメンデーロにとって10分の1税など払えはしない。それどころか彼らにとってタキ・オンコイは死活問題となった。水銀汚染や過酷な鉱山労働が原因となって先住民社会が疲弊し、そしてそれに対する先住民側の抵抗としてタキ・オンコイは生じたように思う。この社会的背景に加えて、もともと10分の1税不払い問題を解決したい教権（アルボルノス）と、先住民のサボタージュを解決したい事業者の集まりであるワマンガのカビルド（俗権）の利害が一致し、しかも土着宗教の徹底的な取り締まりをともなってタキ・オンコイの鎮圧が進行したのであった。

タキ・オンコイは、ワマンガのエンコメンデーロ（事業主）、市参事会、王権官僚、聖職者に先住民労働力確保の重要性を改めて知らしめる契機になったように思われる。タキ・オンコイの鎮圧にむけた、関係者の対応や方針は副王トレドによるペルー植民地改革に収斂されていく。タキ・オンコイを契機に王権は先住民の支配を強力に押し進めていく。カトリック教会直属の教会組織による教権体制とコレヒミエントによる俗権体制の構築・整備を急ぐのであった。

【謝辞】

本稿は、真鍋 [2015] を基礎とする。これをベースに、2019年7月に開催されたアンデス・アマゾン学会第8回研究大会における口頭発表内容に加筆・修正したものである。最初にタキ・オンコイ研究を勧められ、貴重な資料を提供して下さった加藤隆浩先生、伊勢市で開催された国際学会において貴重なご指摘をいただいたルイス・ミリオネス教授、欧文による発表の機会を提供して下さった南山大学ラテンアメリカ研究センター、そのさいの査読者の先生、2019年の口頭発表に対してコメントをいただいた皆さま、今回の執筆において有意義なコメントをくださった2名の査読者の方と編集委員、そして学会運営委員会ならびに関係各位の皆さまに、記して感謝申し上げます。ありがとうございました。また大変残念なことに、本年4月、ルイス・アルベルト・サンタ・マリア・フアレス博士ご逝去の報が届きました。博士のご

論考からは多くを学ばせていただきました。ありがとうございました。安らかな旅立ちになりますよう、心からお祈り申し上げます。

参考文献

Albornoz, Cristóbal de

1990[1569; 1570; 1577; 1584] “Información de servicios (Cuzco, 1569)”：43-58; “Información de servicios (Huamanga, 1570)”：59-165; “Información de servicios (Cuzco, 1577)”：167-253; “Anexo de la información de servicios” (1584) Relación de la visita de extirpación de idolatrías”：255-308. en *El retorno de las huacas: estudios y documentos sobre el Taki Onqoy, siglo XVI*. Luis Millones comp., Instituto de Estudios Peruanos-Sociedad Peruana de Psicoanálisis, Lima.

網野徹哉

1995 「植民地体制とインディオ社会：アンデス植民地社会の一断面」『講座/世界史2 近代世界への道：変容と摩擦』（歴史学研究会編）、pp.127-157、東京大学出版会。

Arriaga, Pablo José de

1968[1621] “Extirpación de la idolatría del Pirú”. en *Biblioteca de Autores Españoles, tomo CCIX, Crónicas Peruanas de Interés Indígena*, pp.191-277, Ediciones Atlas, Madrid. (アリアーガ、パブロ・ホセ・デ「ピルーにおける偶像崇拜の根絶」(ペドロ・ピサロ他『ペルー王国史』増田義郎、且敬介[訳・注]、大航海時代叢書、第II期第16巻、pp.363-606、岩波書店、1984) .

Bargalló, Modesto

1969 *La amalgamación de los minerales de plata en Hispanoamérica colonial*. Compañía Fundidora de Fierro y Acero de Monterrey, México.

Contreras, Carlos

1982 *La ciudad de mercurio: Huancavelica, 1570-1700*. Instituto de Estudios Peruanos, Lima.

Cook, Noble Dabid

1999 “El impacto de las enfermedades en el mundo andino del siglo XVI”. *Histórica*, Vol. XXIII, No.2, diciembre, pp.341-365.

Eguren, Mariana, Carolina de Belaunde y Ana Luisa Burga (coms.)

2005 *Huancavelica cuenta: temas de historia huancavelicana contados por sus protagonistas*. Instituto de Estudios Peruanos, Lima.

Espinoza Soriano, Waldemar

1973 “Un movimiento religioso de libertad y salvación nativista. Yanahuara-1596”. en *Ideología mesiánica del mundo andino*, antología de Juan M. Ossio A., pp.143-152, Edición de Ignacio Prado Pastor, Lima.

Gabai, Rafael Varón

1990 “El Taki Onqoy: las raíces andinas de un fenómeno colonial”. en *El retorno de las huacas estudios y documentos sobre el Taki Onqoy siglo XVI*. Luis Millones comp., Instituto de Estudios Peruanos y Sociedad Peruana de Psicoanálisis, Lima, pp.331-405.

García, Enrique Fernández, SJ

2000 *Perú cristiano primitiva evangelización de Iberoamérica y Filipinas, 1492-1600, e historia de la iglesia en el Perú, 1532-1900*. Pontificia Universidad Católica del Perú, Fondo Editorial, Lima.

Golte, Jürgen

1980 *Repartos y rebeliones Túpac Amaru y las contradicciones de la economía colonial*. Instituto de Estudios Peruanos (IEP), Lima.

原田正純

1985 『水俣病は終わっていない』岩波書店。

2002 『金と水銀：私の水俣学ノート』 講談社。

Henson, S ndra Lee Allen

2002 “Dead Bones Dancing: The Taki Onqoy, Archaism, and Crisis in Sixteenth Century Peru”. Ph.D. dissertation of East Tennessee State University, Johnson City.

熊本学園大学水俣学研究センター、熊本日日新聞社編著

2012 『原田正純追悼集 この道を：水俣から』（原田正純の記事所収）熊本日日新聞社。

Lexus Editores

2007 *Historia del Per . LEXUS, Barcelona.*

Lohmann Villena, Guillermo

1999 *Las minas de Huancavelica en los siglos XVI y XVII.* Pontificia Universidad Cat lica del Per , Lima.

MacCormack, Sabine

1991 *Religion in the Andes; Vision and Imagination in Early Colonial Peru.* Princeton University Press, Princeton.

真鍋周三

1995 『トゥパック・アマルの反乱に関する研究：その社会経済史的背景の考察』 神戸商科大学研究叢書 LI、神戸商科大学経済研究所。 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3123766>

2004 「16 世紀ペルーにおけるスペイン植民地支配体制の成立をめぐる」『人文論集』 第 39 巻、第 3・4 号、pp.297-347、神戸商科大学学術研究会。

2006 「植民地時代ペルーにおけるワンカベリカ水銀鉱山と水銀汚染問題：植民地時代前半期」『京都ラテンアメリカ研究所紀要』 No.6、pp.19-55、京都外国語大学。 https://www.kufs.ac.jp/ielak/pdf/kiyou06_02.pdf

2010 「18 世紀ペルーにおけるフアン・サントス・アタワルパの反乱の社会経済的背景」『京都ラテンアメリカ研究所紀要』 No.10、pp.85-125、京都外国語大学。 https://www.kufs.ac.jp/ielak/pdf/kiyou10_05.pdf

2015 「16 世紀ペルーにおけるタキ・オンコイの政治・社会的背景をめぐる試論」『ラテンアメリカ・カリブ研究』 第 22 号、pp.39-54。 <https://lacsweb.files.wordpress.com/2015/05/22manabe.pdf>

2019a 「植民地時代後半期ペルー・ワンカベリカ水銀鉱山の動向をめぐる：ブルボン改革との関係で」『人文論集』 第 54 巻、pp.11-34、兵庫県立大学。 https://u-hyogo.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=5899&file_id=22&file_no=1

2019b 「16 世紀ペルーにおけるタキ・オンコイとワンカベリカ水銀鉱山」アンデス・アマゾン学会第 8 回研究大会発表要旨。 <https://sanams.web.fc2.com/dir02-congress/2019/8th-summary.html>

Manabe, Shuzo

2014 “Las minas de mercurio de Huancavelica y los problemas de poluci n de azogue durante la primera mitad de la  poca colonial del Per ”. Ponencia presentada en I Congreso Internacional de Peruanistas (Universidad de Nanzan, 4-6 de Julio de 2014). <https://sanams.web.fc2.com/dir02-congress/2014/3rd-summary.html>

2015 “El ensayo del trasfondo pol tico y social del Taki Onqoy del Per  en el siglo XVI”. en *Perspectivas Latinoamericanas*, Edici n Especial “El Taki Onqoy”, pp.92-110, Centro de Estudios Latinoamericanos, Universidad Nanzan, Nagoya, DOI: <https://doi.org/10.15119/00000770>. https://nanzan-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=800&file_id=22&file_no=1

増田義郎

1977 『インディオ文明の興亡』、世界の歴史 7、講談社。

1984 「解説」ペドロ・ピサロ他『ペルー王国史』（増田義郎、旦敬介訳・注）、大航海時代叢書、第 II 期第 16 巻、pp.641-669、岩波書店。

Matienco, Juan de

1967[1567] *Gobierno del Per .* Edition et Etude pr liminaire par Guillermo Lohmann Villena, Instituto Franc s

- de Estudios Andinos, Lima, París.
- Melgar Vásquez, Alejandro y Ranulfo Cavero Carrasco
2007 *El Taki Onqoy*. Ediciones Altazor, Lima.
- Mena, Valentín Trujilio
1981 *La legislación eclesiástica en el Virreinato del Perú durante el siglo XVI*. Editorial Lumen, Lima.
- Millones Santa Gadea, Luis
1973a “Nuevo aspectos del Taki Onqoy”. en *Ideología mesiánica del mundo andino* (antología de Juan M. Ossio A.), Edición de Ignacio Prado Pastor, Lima, pp.95-101.
1973b “Un movimiento nativista del siglo XVI: el Taki Onqoy”. en *Ideología mesiánica del mundo andino* (antología de Juan M. Ossio A.), Edición de Ignacio Prado Pastor, Lima, pp.83-94.
1990 “Introducción”. en *El retorno de las huacas. Estudios y Documentos del siglo XVI*. Luis Millones comp., pp.11-22, IEP-Sociedad Peruana de Psicoanálisis, Lima.
2007 *Taki Onqoy el largo camino del mesianismo andino*. Sarita Cartonera, Lima.
- Molina, Cristóbal
1959[1575] *Relación de las fábulas y ritos de los Incas*. Editorial Futuro, S.R.L., Buenos Aires.
- OCEANO
2000 *Enciclopedia del Perú*. OCEANO GRUPO Editorial, Barcelona.
- 大平秀一
2019 「ペルー・『ワロチリ文書』にみられる山の神々：色彩と明暗をめぐる感性・イメージ」『アンデス・アマゾン研究』 vol.3, pp.1-56, DOI: https://doi.org/10.50952/janams.3.0_1。 https://sanams.web.fc2.com/dir03-online-journal/201912/JAAS_vol3.pdf
- Pamo Reyna, Oscar G.
2017-2018 “Taki onqoy, ¿epidemia de intoxicación por exposición al mercurio?” *Acta Herediana*, vol.61, No.1, octubre 2017-marzo 2018, pp.46-54, DOI: <https://doi.org/10.20453/ah.v61i0.3294>. <https://revistas.upch.edu.pe/index.php/AH/article/view/3294/3332>
- Pérez, Pedro Guibovich
1991 “Cristóbal de Albórniz y el Taki Onqoy”. *Histórica*, Vol.XV, No.2 (diciembre), pp.205-236. <https://revistas.pucp.edu.pe/index.php/historica/article/view/7868/8145>
- Puente Brunke, José de la
1992 *Encomienda y encomenderos en el Perú, estudio social y político de una institución colonial*. Esma. Diputación Provincial de Sevilla, Sevilla.
- Ramos, Gabriela
1992 “Política eclesiástica y extirpación de la idolatría: discursos y silencios en torno al Taqui Onqoy”. *Revista Andina*, año 10, no.1, julio, pp.147-169. <https://revista.cbc.org.pe/index.php/revista-andina/article/view/405/383>
- Robins, Nicolas A.
2011 *Mercury, Mining, and Empire The Human and Ecological Cost of Colonial Silver Mining in the Andes*. Indiana University Press, Bloomington and Indianapolis.
2017 *Santa Barbara's Legacy: An Environmental History of Huancavelica, Peru*. Brill, Leiden/ Boston.
- Rojas Punciman, Jorge Luis
2015 “Percepciones sobre una misteriosa alianza: el Taqui Onqoy y los Incas de Vilcabamba”. en *Perspectivas Latinoamericanas (Edición Especial “El Taki Onqoy”)* (Centro de Estudios Latinoamericanos, Universidad Nanzan, Nagoya, Japón), pp.77-91, DOI: <https://doi.org/10.15119/00000769>. https://nanzan-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=799&file_id=22&file_no=1

Sala Catala, José

- 1987 “Vida y muerte en la mina de Huancavelica durante la primera mitad del siglo XVII”. *Asclepio Revista de Historia de la medicina y de la ciencia*, vol.XXXIX, fascículo 1, pp.193-204, Centro de Estudios Históricos, Consejo Superior de Investigaciones Científicas, Madrid. https://digital.csic.es/bitstream/10261/26223/1/SAD_DIG_IH_Sala_Asclepio39%281%29.pdf

Salas de Coloma, Miriam

- 1998 *Estructura colonial del poder español en el Perú: Huamanga (Ayacucho) a través de sus obrajes, siglos XVI-XVIII* (Tomo I). Pontificia Universidad Católica del Perú, Fondo Editorial, Lima.

Santa María Juárez, Luis Alberto

- 2016 “Taki Onqoy: epidemia de intoxicación por exposición al mercurio en el Perú del siglo XVI”. Tesis para optar el grado académico de doctor en salud pública, Universidad Nacional Federico Villarreal, Escuela Universitaria de Post Grado, Lima.
- 2017a “Mercurio y Taki oncoy en el Perú del siglo XVI”. Tesis para optar el grado de maestro en antropología, Pontificia Universidad Católica del Perú (PUCP), Lima.
- 2017b “Taki onqoy: epidemia de intoxicación por exposición al mercurio en Huamanga del siglo XVI”. *Revista Peruana de Medicina Experimental y Salud Pública*, vol.34, n.2, pp.337-342, DOI: <https://doi.org/10.17843/rpmesp.2017.342.2738>. <https://rpmesp.ins.gob.pe/index.php/rpmesp/article/view/2738/2748>

Stern, Steve J.

- 1982a *Peru's Indian Peoples and the Challenge of Spanish Conquest: Huamanga to 1640*. The University of Wisconsin Press, Madison.
- 1982b “El Taki Onqoy y la sociedad andina (Huamanga, siglo XVI)”. *Allpanchis*, XVI, no.19, pp.49-77, DOI: <https://doi.org/10.36901/allpanchis.v14i19.862>. <https://revistas.ucsp.edu.pe/index.php/Allpanchis/article/view/862/586>

Tito Cusi Yupanqui, Inca Diego de Castro

- 1916[1570] *Relación de la conquista del Perú y hechos del Inca Manco II*. CLDRHP, 1ª serie, tomo 2, Lima. (テイトウ・クシ・ユパンギ [述] 『インカの反乱 被征服者の声』 染田秀藤訳、岩波書店、1987)

Toledo, Francisco de

- 1986[1569-1574] *Disposiciones gubernativas para el virreinato del Perú 1575-1580* (Tomo I), introducción de Lohmann Villena, Guillermo, transcripción de María Justina Sarabia Viejo, Escuela de Estudios Hispano-Americanos de Sevilla, Sevilla.

Wachtel, Nathan

- 1971 *La vision des vaincus. Les Indiens du Pérou devant la conquête espagnole 1530-1570*. Editions Gallimard, Paris. (ワシュテル、ナタン 『敗者の想像力：インディオのみた新世界征服』 小池佑二訳、岩波書店、1984)
- 1973 “Rebeliones y milenarismo”. en *Ideología mesiánica del mundo andino* (antología de Juan M. Ossio A.), pp.103-142, Edición de Ignacio Prado Pastor, Lima.

Worsley, Peter

- 1968[1957] *The Trumpet Shall Sound: A Study of 'Cargo' Cults in Melanesia*. Granada Publishing Ltd, London. (ワースレイ、ピーター 『千年王国と未開社会 メラネシアのカーゴ・カルト運動』 吉田正紀訳、紀伊國屋書店、1981)

採択決定日：2021年10月6日
掲載日：2021年12月19日

Taki Onqoy y la contaminación por mercurio en el Perú del siglo XVI: el problema de la recaudación de diezmo, el sabotaje de indígenas y la evangelización forzada

Shuzo MANABE

UNIVERSIDAD DE HYOGO

palabras claves : Taki Onqoy, región de Huamanga, minas de mercurio de Huancavelica y
contaminación por mercurio, diezmo y Albornoz, evangelización forzada

En la década de 1560, surge un movimiento de acción idolátrica llamada “Taki Onqoy”, en la región de Huamanga, altiplanicie de los Andes peruanos. “Taki Onqoy” en lengua quechua quiere decir “enfermedad del baile”. Este movimiento paralizó la vida cotidiana de los indígenas. Hasta ahora, se lo ha considerado como un movimiento de resistencia religiosa por los indígenas peruanos que negaban el dominio de España y el cristianismo, y esperaban la resurrección de las huacas (las sagradas para indígenas), es decir, los dioses autóctonos particulares de los Andes y la llegada del nuevo mundo. Se dice que éste, se extendió desde el Repartimiento de Parinacochas del sudeste de Huamanga del Obispado de Cuzco (desde agosto o septiembre de 1564) hasta algunos años después. Se acusaron a unos 8000 indígenas de participar en este movimiento, y se los forzaron a convertir al cristianismo colectivamente. Poco después, Taki Onqoy, se extendía a casi todas las regiones de Huamanga.

Entre los últimos estudios sobre Taki Onqoy, en el año 2014, presenté oralmente en español “Las minas de mercurio de Huancavelica y los problemas de polución de azogue durante la primera mitad de la época colonial del Perú.”, en el 1^{er} Congreso Internacional de Peruanistas (Universidad de Nanzan, 4-6 de Julio de 2014). En el año 2015, escribí y publiqué en español “El ensayo del trasfondo político y social del Taki Onqoy del Perú en el siglo XVI.”, en *Perspectivas Latinoamericanas (Edición Especial “El Taki Onqoy”)*, Centro de Estudios Latinoamericanos, Universidad Nanzan, Japón, pp.92-110. ([Manabe, 2015b]) .

En el año 2016, Luis Alberto Santa María Juárez, médico y antropólogo peruano, escribió su tesis doctoral: “Taki Onqoy: epidemia de intoxicación por exposición al mercurio en el Perú del siglo XVI”, con referencia a Taki Onqoy y la epidemia de intoxicación por exposición al mercurio desde el punto de vista de la salud pública, y la presentó en la Universidad Nacional Federico Villarreal del Perú. Y en el año 2017, Santa María escribió su tesina de master en antropología: “Mercurio y Taki Onqoy en el Perú del siglo XVI” y la presentó en la Pontificia Universidad Católica del Perú.

En ambos estudios, Santa María indicó que Taki Onqoy había ocurrido a causa de la epidemia de intoxicación por exposición al mercurio, citando e incluyendo una descripción de [Manabe, 2015b] en [Santa María, 2016: 28-32; Santa María, 2017: 26]. Esto confirma que el trabajo del suscrito, Shuzo Manabe, ha contribuido e influido en ambas tesis de Santa María.

En el presente estudio, pruebo una nueva interpretación desde el punto de vista de la historia para aclarar un aspecto de la relación entre Taki Onqoy y la contaminación por mercurio. El mercurio procedente de las minas de Huamanga, especialmente de las minas de mercurio de Huancavelica. Intento seguir el problema de la recaudación del diezmo, para responder a la interrogante ¿cómo este problema se relacionaba con la represión de Taki Onqoy? Y, desde el punto de vista de la historia, observo ambos asuntos, el tema de Taki Onqoy y el problema de la contaminación por mercurio respectivamente, y examino y estudio el siguiente cuestionamiento ¿cómo se entrecruzaban ambos asuntos, etc.?

『アンデス・アマゾン研究』 投稿原稿の募集

投稿原稿を募集しております。投稿希望者は、本学会ホームページの Online Journal トップページに掲載されている「投稿について」をご確認ください。

論文・研究ノート共に、査読による採択決定を経て、完成原稿が提出され次第、随時学会ホームページ上にアップいたします。9月20日までに投稿された原稿が、同年12月20日発行の会誌への掲載候補となります。なお本誌は、2021年にJ-STAGEへの登載許可を得ました。掲載論考にはすべてDOIが付与され、J-STAGEでの検索・表示・閲覧（ダウンロード）も可能となります。

編集後記

コロナウィルス拡大の影響で、2021年もアンデス・アマゾン地域におけるフィールドワークの実施に支障が出た年となりました。会員のみなさまにおかれましては、昨年に引きつづき、少々窮屈な1年をお過ごしになったことと思います。その間にも森林減少には歯止めがかからず、ブラジルの国立宇宙研究所（INPE）の報告によれば、2020年8月1日～2021年7月31日までの1年間で、過去15年間で最大規模の13,235 km²の森林が失われています。これは、ほぼ長野県の面積に匹敵するものです。イギリスのグラスゴーで開催されたCOP26は11月13日に閉幕しましたが、10月27日付のその報告書が公表されたのは、11月18日でした。内訳をみると、パラ州の森林減少がもっともひどく全体の約40%を占め、アマソナス州、マト・グロッソ州がそれぞれ約17%とそれに続いています。資本主義・利益獲得の競争の暴走は、幾多の話し合いを経ても留まる気配がありません。

今号に掲載された後藤論文では、アマゾンにおける植民者の占有地の正則化過程が議論されており、また16世紀ペルーのタキ・オンコイを扱った真鍋論文では、キリスト教司祭と鉱山経緯主・市参事会員らの思惑が一致し、強制的改宗と水銀汚染の危険性にもめげない従順な鉱山労働者・利益獲得のための人的資源の手配が、一体化して進められたことが論じられています。

2022年が、会員のみなさまにとってよき1年となるようお祈り申し上げます。

(S.O)

アンデス・アマゾン学会ホームページ

URL : <https://sanams.web.fc2.com/>

アンデス・アマゾン学会事務局

〒259-1292 神奈川県平塚市北金目 4-1-1

東海大学 文学部 大平研究室気付

事務局連絡先 : anam.estudios@gmail.com

アンデス・アマゾン研究 5号
Journal of Andean and Amazonia Studies
Volume 5

発行日 : 2021年12月20日

編集・発行 : アンデス・アマゾン学会

発行者 : 会長 真鍋周三

編集代表者 : 大平秀一



『アンデス・アマゾン研究』5号は クリエイティブ・コモンズ 表示・非営利・改変禁止 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。

※ 2022年4月6日にDOIとCCライセンスを追加。